

令和7年6月4日（水曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○説明のため出席した者	3 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 頁
○開会宣告	5 頁
○表彰状の伝達	5 頁
○副市長就任挨拶	6 頁
○開議宣告	7 頁
○日程第 1 議席の一部変更	7 頁
○日程第 2 会議録署名議員の指名	7 頁
○日程第 3 会期の決定	8 頁
○諸般の報告	8 頁
○日程第 4 議案第43号から 日程第48 議案第87号まで	8 頁
○委員会付託省略の議決	11 頁
○日程第49 議会運営委員会の委員の選任	13 頁
○休会の件	14 頁
○散会宣告	14 頁

令和7年6月9日（月曜日）第2号

○議事日程	15 頁
○本日の会議に付した事件	15 頁
○出席議員	15 頁
○欠席議員	15 頁
○説明のため出席した者	15 頁
○職務のため出席した事務局職員	16 頁
○開議宣告	18 頁
○日程第 1 一般質問 3番 和田祐治議員	18 頁

16番 平山秀直議員	31頁
17番 桑田哲明議員	44頁
11番 松本和春議員	60頁
○散会宣告	66頁

令和7年6月10日（火曜日）第3号

○議事日程	67頁
○本日の会議に付した事件	67頁
○出席議員	67頁
○欠席議員	67頁
○説明のため出席した者	67頁
○職務のため出席した事務局職員	68頁
○開議宣告	70頁
○日程第1 一般質問	70頁
9番 藤森真悦議員	70頁
1番 花田勝暁議員	87頁
5番 伊藤雅輝議員	104頁
○散会宣告	117頁

令和7年6月11日（水曜日）第4号

○議事日程	119頁
○本日の会議に付した事件	119頁
○出席議員	119頁
○欠席議員	119頁
○説明のため出席した者	119頁
○職務のため出席した事務局職員	120頁
○開議宣告	121頁
○発言の訂正	121頁
○諸般の報告	121頁
○日程第1 議案第43号から議案第63号まで	121頁
○日程第2 請願第1号及び請願第2号	122頁
○日程第3 議会改革特別委員会の設置について	122頁

○休会の件	1 2 3 頁
○散会宣告	1 2 3 頁

令和7年6月19日（木曜日）第5号

○議事日程	1 2 5 頁
○本日の会議に付した事件	1 2 6 頁
○出席議員	1 2 6 頁
○欠席議員	1 2 7 頁
○説明のため出席した者	1 2 7 頁
○職務のため出席した事務局職員	1 2 8 頁
○開議宣告	1 2 9 頁
○諸般の報告	1 2 9 頁
○日程第 1 議案第43号から	
日程第 9 請願第 2号まで	1 2 9 頁
○日程第10 議案第47号から	
日程第14 議案第58号まで	1 3 3 頁
○日程第15 議案第59号から	
日程第19 請願第 1号まで	1 3 5 頁
○日程第20 議案第48号から	
日程第23 議案第51号まで	1 3 7 頁
○日程第24 議会改革特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査につ いて	1 3 9 頁
○日程第25 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙	1 4 0 頁
○日程第26 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙	1 4 0 頁
○市長挨拶	1 4 2 頁
○閉会宣告	1 4 2 頁

署名	1 4 3 頁
----	---------

参考資料

○議決結果表	1 4 5 頁
○会期及び日程	1 4 9 頁

○一般質問通告表	151頁
○議案付託区分表	157頁
○請願文書表	159頁

令和7年五所川原市議会第4回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

令和7年6月4日（水）午前10時開会

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第48号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第49号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第50号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第51号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第52号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第53号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第54号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第55号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第56号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

- に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第57号 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第58号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第59号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第60号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第61号 損害賠償額の決定について
- 第 2 3 議案第62号 財産の取得について
- 第 2 4 議案第63号 財産の取得について
- 第 2 5 議案第64号 監査委員の選任について
- 第 2 6 議案第65号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 7 議案第66号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 2 8 議案第67号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 2 9 議案第68号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 0 議案第69号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 1 議案第70号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 2 議案第71号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 3 議案第72号 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 4 議案第73号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 5 議案第74号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 6 議案第75号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 7 議案第76号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 8 議案第77号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 3 9 議案第78号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 4 0 議案第79号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 4 1 議案第80号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 4 2 議案第81号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 4 3 議案第82号 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 4 4 議案第83号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第 4 5 議案第84号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について

- 第46 議案第85号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
第47 議案第86号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
第48 議案第87号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
第49 議会運営委員会の委員の選任
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（19名）

1番 花田勝暁議員	2番 金谷勝議員
3番 和田祐治議員	4番 木村清一議員
5番 伊藤雅輝議員	6番 藤田成保議員
8番 秋田幸保議員	9番 藤森真悦議員
10番 黒沼剛議員	11番 松本和春議員
13番 高橋美奈議員	14番 外崎英継議員
15番 木村慶憲議員	16番 平山秀直議員
17番 桑田哲明議員	19番 山田善治議員
20番 木村博議員	21番 伊藤永慈議員
22番 山口孝夫議員	

◎欠席議員（2名）

12番 成田和美議員	18番 鳴海初男議員
------------	------------

◎説明のため出席した者（26名）

市長	佐々木孝昌
副市長	鎌田寿
総務部長	川浪生郎
財政部長	佐々木崇人
民生部長	三橋大輔
福祉部長	片山善一朗
経済部長	川浪治
建設部長	古川清彦

上下水道部長	平野聡史
会計管理者	小林益代
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	荒谷智子
財政課長	永山大介
市民課長	外崎経明
福祉政策課長	鎌田郁
農林政策課長	西村長幸
土木課長	工藤陵
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤義人
次長	毛内貴郎

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員19名、定足数に達しております。

これより令和7年五所川原市議会第4回定例会を開会いたします。

◎表彰状の伝達

○木村清一議長 議事に入る前に、去る5月20日開催の全国市議会議長会第101回定期総会において、長年にわたり市政の振興に努められました功績により、在職20年以上の議員として木村博副議長が、在職10年以上の議員として松本和春議員が表彰されました。受賞者の方々に対し心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

これより表彰状の伝達を行います。表彰を受けられる方々は、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

木 村 博 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第101回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

令和7年5月20日

全国市議会議長会

会長 丸 子 善 弘

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

松 本 和 春 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第101回定期総会
にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和7年5月20日

全国市議会議長会

会長 丸 子 善 弘

(表彰状贈呈)

(拍手)

○木村清一議長 以上をもって、表彰状の伝達を終わります。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

まずは、おはようございます。このたび全国市議会議長会の表彰の栄に浴されました
木村博副議長、そして松本和春議員に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたびの表彰は、長年にわたる市勢伸展、市民福祉の向上に取り組まれたお二人の
御功績が認められたものであり、心より敬意と祝意を表する次第であります。今回の表
彰を一つの契機として、今後とも御健康に十分留意いただきながら、当市のさらなる発
展のため、より一層の御支援と御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お祝いの
言葉といたします。お二人、誠におめでとうございます。

◎副市長就任挨拶

○木村清一議長 次に、先般就任されました鎌田寿副市長より発言の申出がありますので、
これを許可いたします。

副市長。

○鎌田 寿副市長 一登壇一

議長のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、去る3月28日の臨時会において、満場での御賛同をいただきましたことに心
より御礼を申し上げます。4月1日に副市長を拝命し、その職責の重さ、大きさに身の
引き締まる思いでいっぱいです。と同時に、これほど光栄なこともまたございま
せん。

もとより至らぬところがたくさんございますけれども、市職員とともに力を合わせて市長を補佐し、市民一人一人の思いを大切にしながら、将来を見据えた行政の仕組みづくり、市の発展に誠心誠意尽くしてまいりますので、どうぞこれからも倍旧の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、壇上からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 議席の一部変更

○木村清一議長 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

本件は、会派の異動等に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、2番、和田祐治議員を3番に、3番、伊藤雅輝議員を5番に、5番、高橋美奈議員を13番に、7番、金谷勝議員を2番に、13番、外崎英継議員を14番に変更するものであります。

お諮りいたします。本件について、ただいま申し上げたとおりに変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

議席変更のため、暫時その場で休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○木村清一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、13番、高橋美奈議員、14番、外崎英継議員、15番、木村慶憲議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○木村清一議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から19日までの16日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より、報告第3号から報告第13号までの11件の報告がありました。

また、監査委員より、地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告があり
ました。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御
了承願います。

◎日程第 4 議案第43号から

日程第48 議案第87号まで

○木村清一議長 次に、日程第4、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてか
ら日程第48、議案第87号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの45件
を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、令和7年五所川原市議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました
議案の提案理由を説明いたします。

議案第43号から議案第47号までの5件は、いずれも専決処分の承認を求めることにつ
いてであります。

議案第43号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、
その承認を求めるものであります。

議案第44号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関す
る条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであ
ります。

議案第45号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第46号は、五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第47号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第48号は、令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,308万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ337億1,508万4,000円とするものであります。定額減税補足給付に係る不足額給付、農業用ハウスの雪害に対する緊急支援、令和8年度大型立佞武多の制作、A Iデマンド交通の導入・運行に係る経費等を計上するものであります。

議案第49号は、令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,749万2,000円とするものであります。

議案第50号は、令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ707万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,895万7,000円とするものであります。

議案第51号は、令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の既決予定額に88万9,000円を追加し、合計額を10億6,125万4,000円とし、収益的支出の既決予定額に251万9,000円を追加し、合計額を9億8,787万6,000円とするものであります。

議案第52号は、五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。育児時間の多様化に係る規定を整備するため提案するものであります。

議案第53号は、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講ずるため提案するものであります。

議案第54号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。幾島町集会所を廃止するため提案するものであります。

議案第55号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、新たに五所川原市地球温暖化対策推進協議会を

設置するため提案するものであります。

議案第56号は、五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栄養士法の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第57号は、五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等が行われたことに伴い、市で定める基準について所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第58号は、五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び栄養士法の一部改正により、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する事項、保育士及び保育従事者の配置基準の見直し等が行われたことに伴い、市で定める基準について所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第59号は、五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新たに学びの広場及び遊びの広場を設置するほか、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第60号は、五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。赤坂団地を廃止するため提案するものであります。

議案第61号は、損害賠償額の決定についてであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号及び議案第63号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、監査委員の選任についてであります。監査委員として、小田桐宏之氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第65号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、笹山和信氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第66号から議案第87号までの22件は、いずれも財産区管理会財産区管理委員の選

任についてであります。嘉瀬財産区管理会財産区管理委員として、松川兼良氏、伊藤幸美氏、木村勇氏、小松常一氏、須崎悠悦氏、松川兼治氏、花田享一氏、相内財産区管理会財産区管理委員として、佐藤秀昭氏、柏谷肇氏、三和孝幸氏、奈良豊氏、佐藤伸一氏、秋田谷和智氏、脇元財産区管理会財産区管理委員として、村元尚悦氏、黒川洋行氏、藤田靖氏、山田正伸氏、十三財産区管理会財産区管理委員として、工藤伍郎氏、八木澤淳氏、柳谷榮氏、中島英雄氏、中井豊治氏を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第25、議案第64号 監査委員の選任についてから日程第48、議案第87号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの24件は委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の24件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

(小田桐宏之監査委員 退場)

○木村清一議長 初めに、議案第64号 監査委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第64号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

(小田桐宏之監査委員 入場)

○木村清一議長 次に、議案第65号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第65号は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、本件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第66号から議案第72号までの7件は、いずれも嘉瀬財産区管理
会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。
質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第66号から議案第72号までの7件は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、以上の7件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第73号から議案第78号までの6件は、いずれも相内財産区管
理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。
質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第73号から議案第78号までの6件は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の6件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第79号から議案第82号までの4件は、いずれも協元財産区管理
理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。
質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第79号から議案第82号までの4件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第83号から議案第87号までの5件は、いずれも十三財産区管
理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。
質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第83号から議案第87号までの5件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は同意されました。

◎日程第49 議会運営委員会の委員の選任

○木村清一議長 次に、日程第49、議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたし
ます。

金谷勝議員より、4月30日付で議会運営委員会の委員の辞任願の提出があり、委員会
条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

後任の議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によ

り議長において指名いたします。

議会運営委員会の委員に19番、山田善治議員を指名いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明5日及び6日の両日は、議案熟考のため休会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、明5日及び6日の両日は休会することに決しました。

なお、7日及び8日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は
9日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時29分 散会

令和7年五所川原市議会第4回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

令和7年6月9日（月）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 3番 和田 祐治 議員
16番 平山 秀直 議員
17番 桑田 哲明 議員
11番 松本 和春 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（19名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 金 谷 勝 議員 |
| 3番 和 田 祐 治 議員 | 4番 木 村 清 一 議員 |
| 5番 伊 藤 雅 輝 議員 | 6番 藤 田 成 保 議員 |
| 8番 秋 田 幸 保 議員 | 9番 藤 森 真 悦 議員 |
| 10番 黒 沼 剛 議員 | 11番 松 本 和 春 議員 |
| 13番 高 橋 美 奈 議員 | 14番 外 崎 英 継 議員 |
| 15番 木 村 慶 憲 議員 | 16番 平 山 秀 直 議員 |
| 17番 桑 田 哲 明 議員 | 19番 山 田 善 治 議員 |
| 20番 木 村 博 議員 | 21番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 22番 山 口 孝 夫 議員 | |
-

◎欠席議員（2名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 12番 成 田 和 美 議員 | 18番 鳴 海 初 男 議員 |
|----------------|----------------|
-

◎説明のため出席した者（29名）

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 佐々木 孝 昌 |
| 副 市 長 | 鎌 田 寿 |
| 総 務 部 長 | 川 浪 生 郎 |

財 政 部 長	佐々木 崇 人
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	小 林 益 代
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
健康推進課長	古 川 竜 大
市 民 課 長	外 崎 経 明
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	西 村 長 幸
農村整備課長	小山内 順 也
土 木 課 長	工 藤 陵
経営管理課長	飛 鳥 順 一
学校教育課長	蒔 苗 勝 久
社会教育課長	棟 方 龍 峰

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 工 藤 義 人

次 長 毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。今日は、大分気温が上がるようですので、上着脱いでも結構です。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員19名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、3番、和田祐治議員の質問を許可いたします。3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 おはようございます。三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、教育費に係る子育て世代の経済的負担について質問をいたします。近年、米をはじめとする食材やトイレットペーパーや洗剤などの生活用品だけではなく、あらゆるものの価格が高騰しております。当然ながら子供たちのランドセルやかばんをはじめ、制服や運動着のほか、学用品全般の価格も上がり、子育てにかかる費用負担もとても膨らんできていることを実感しております。小中学校での行事の中で最も重要なものが修学旅行であり、子供たちの成長にとってかけがえのない学びの機会であります。修学旅行にかかる経費は、宿泊費、交通費、飲食費が主なものであります。宿泊費は、海外からのインバウンドの増加などにより高騰していますし、交通費としては働き方改革関連法によるバスドライバーの時間外労働時間の上限規制と拘束時間の上限の変化により、バスの借り上げ料金がとても上がっていますし、JRの運賃往復割引も来年3月末で終了となることで運賃が上がることとなります。食事にかかる費用も、当然ながら高騰しております。値段が下がるものは一つもなく、あらゆるものの価格が高騰している

現状において、修学旅行にかかる費用の増加は特に大きく、学校、保護者の教育現場全体に影響を及ぼす深刻な問題であります。そこで伺います。

まず、1つ目の質問として、未来を担う子供たちが学校生活の中で成長する過程における修学旅行の目的と果たす役割について、さらに必要性についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2つ目として、今年度の市内小中学校の修学旅行の実施計画について伺います。これまでも各学校によって修学旅行の行き先や交通手段など違っていたものと思いますが、過去5年間の小中学校別での修学旅行の費用と今年度の修学旅行の実施計画と修学旅行費用の予定額を分かる範囲でお知らせください。

次に、官製談合に関わることについてお伺いします。昨年9月27日に五所川原市前副市長及び市内の建設業者で組織する五所川原建設技術研究会の理事と事務局長、合わせて3名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで、逮捕、起訴されました。年が明けた1月15日には、前副市長と五所川原建設技術研究会の事務局長に、翌16日には五所川原建設技術研究会の理事に懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されています。令和6年第7回定例会及び令和7年第2回定例会において、官製談合について一般質問をいたしました。理事者側からは裁判が始まってからだとか、刑事記録を取り寄せてから調査するなどという内容で、事件の全容を解明することに前向きとは感じられず、疑問が残る答弁ばかりでしたので、今回も質問をさせていただきます。

マスコミ報道によると、4月2日の市長の定例記者会見の場において、川浪総務部長の発言で、3月下旬に市は裁判の刑事記録を入手し、内容を精査していることが明らかになりましたので、3点お伺いします。

1つ目は、刑事記録から事件の精査を進めるに当たり、誰がどのような形で実施しているのか伺います。また、現時点での進捗状況をお知らせ願います。

2つ目として、刑事記録を入手したことにより再調査が必要な部分があったのか、お伺いします。

3つ目として、市長選挙に対する業者の支援等と市政への影響についてであります。前回の定例会での一般質問において、前副市長が公判で「市長を応援してくれた業者に便宜を図り、引き続き支援してほしい気持ちがあった。建設技術研究会は、市長選で市長を応援した業者による団体であった」との供述に対し、佐々木市長は「大変驚いている。前副市長の誤認だ」との答弁がありました。前副市長の供述と佐々木市長の答弁が全く違うわけですが、市民の皆さんからは過去の市長選挙における業者からの支援が今回の官製談合事件の背景に影響があったのではないかと疑問を持っている方も大勢おり

ます。そこで質問します。

市民の間に広がる市長選挙における市政と特定業者や特定団体との癒着と思われる可能性と、市政への影響について、市として検証が行われているのかお伺いします。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから質問要旨の3の質問1、市長選に対する業者の支援等について、市政に対する影響はないのかについてお答えをいたします。

私自身、官製談合が1期目に起きた事件ですけれども、何度も言うように、1期目の選挙、多分そちらに座っている方皆さん、和田議員も分かっているはずです。選対を組まないんです。組めないんです。事務所には、業者も来ていないんです。そういう状態の中にありますので、現実には、まずは前副市長の考え方、言っている供述と私とは全く違っていると、私はこれは何度も申し上げますけれども、前副市長の誤認であるということは何度も言わせていただきます。その上で、私は、業者の支援を念頭に選挙を行っておりませんので、市政に対する影響は全くありません。

○木村清一議長 教育長。

○原 真紀教育長 修学旅行の目的と果たす役割、必要性についてお答えします。

修学旅行は、学習指導要領において、遠足、集団宿泊的行事として位置づけられています。ふだんの学校生活では得られない学習体験を通じて見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係の形成や集団生活の在り方、公衆道徳について考える教育活動であります。このような学習体験は、児童生徒の豊かな成長を促し、多様な価値観への理解を深める上で、その必要性は高いと言えます。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市内小中学校の過去5年間の修学旅行費用、今年度の実施計画及び費用についてお答えいたします。

修学旅行費用ですが、コロナ禍で行き先や日程を大きく変更したり、実施しなかったりした令和2年度から4年度までを除いた5年間の費用についてお答えいたします。小学校の修学旅行平均費用は、平成29年度が4万7,340円、平成30年度が4万7,766円、令和元年度が4万6,244円、令和5年度が4万3,747円、令和6年度が4万9,306円でした。

中学校の修学旅行平均費用は、平成29年度は7万3,410円、平成30年度が7万4,259円、令和元年度が7万3,008円、令和5年度が7万7,825円、令和6年度が8万9,486円となっ

ております。

今年度は、小学校は函館市に2泊3日、中学校は東京都に2泊3日で計画しており、費用は小学校で5万円、中学校で8万9,000円程度を見込んでおり、小中学校ともに令和6年度とほぼ同じ額となっております。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 事件の精査の実施状況と進捗状況をお答えいたします。

このたび取り寄せした刑事記録を確認の上、管財課が中心となり、指名審査会の委員となったことがある在職中の職員17名に対し、業者選定の過程についてのヒアリング調査を先月実施したところであります。また、入庁後1年以上の市職員を対象とした入札契約業務に係る職員のコンプライアンス意識についてのアンケート調査も現在実施しているところであります。

今後は、これらの結果を基に、市職員のコンプライアンス意識の醸成について検討を行うとともに、報告書を作成、公表する予定です。全体の進捗率としては、5割程度と考えております。

続きまして、刑事記録の確認により再調査が必要な新たな情報の有無についてお答えいたします。刑事記録の確認を行ったところ、供述の内容を確認することができました。おおむねこれまで把握していた内容と相違なく、新たな情報はないものと考えております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 それでは、再質問に入ります。

まず最初の教育費に係る子育て世代の経済的負担についての1つ目の質問である修学旅行の目的と果たす役割、さらに必要性については、しっかりとした認識が確認できましたので、再質問はいたしません。

それでは、2つ目の質問についてであります。先ほどの答弁では、令和6年度とほぼ同額とのことでしたが、例えば修学旅行に行くための服やバッグ、また自主見学の費用、お菓子やジュースを買うためのお小遣いなど増額しているものと私は思っております。日々物価高騰が続く現状において、修学旅行費の保護者負担が増加している現状に対して、市としてはどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 修学旅行費の保護者負担の増加について、市の考えをお答えいたします。

近年、交通費や宿泊費の高騰により、修学旅行費の保護者負担が増加している状況に

ございます。各学校では、保護者負担を考慮しながら、修学旅行の日程等を計画し、保護者に説明した上で修学旅行のほうを実施しております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 それでは、修学旅行費に関する補助制度について伺います。

経済的理由により児童生徒に義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者に対して、国の施策によって援助をしていることは理解しております。先ほども申しましたとおり、物価高騰が止まらない毎日であり、市街地を少し出れば水田ばかりの地域であるにもかかわらず、主食である米の価格にも驚くばかりであります。日々家計が脅かされている状況の中、市として一般家庭の世帯における修学旅行に対する補助制度があるのか、お伺いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 一般世帯への修学旅行費に対する補助の有無についてお答えいたします。

議員おっしゃったとおり、修学旅行費に対する補助につきましては、要保護もしくは住民税非課税世帯の準要保護世帯については、全額補助となっております。それ以外の世帯については、現状、補助は行っておりません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 それでは、これまで保護者や学校現場から修学旅行費に対する市独自の補助事業について、具体的な要望や意見はなかったのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 修学旅行費に対する補助事業について、要望や意見の有無をお答えいたします。

修学旅行費に対する補助金ないしは補助事業について、これまで保護者からの要望や意見は寄せられておりません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 私、先週まで小学校のPTAなり北五地域のPTAなり、県のPTAの役員も務めておりました。その中で、保護者や学校の先生方とも意見交換する場が多々ありました。修学旅行費用の高騰による影響をとて危惧する意見が上がっておりました。

このような状況の中、県内でも子育て世帯の教育に係る経済的負担を軽減するための施策を講じている自治体があります。青森市では、修学旅行費補助金として修学旅行にかかる交通費、宿泊費、見学料等の経費を補助対象に、小学校の児童1人につき3万

5,000円、中学校の生徒1人につき6万6,000円を上限として支給します。鶴田町では、小中学校修学旅行費助成事業として、修学旅行費に対して小学校の児童1人につき3万円以内、中学校の生徒1人につき6万円以内を助成しています。東北町では、修学旅行費支援事業費補助金として、小学校の児童1人につき3万円、中学校の生徒1人につき5万円を交付しています。

当市においても、修学旅行費に対する市独自の補助事業を設けることは、インフルエンザの予防接種やフッ化物洗口などの希望者に対する任意の子育て支援に比べ、修学旅行に参加した児童生徒に係る全保護者に対する子育て支援であり、また経済的な理由で参加を諦めざるを得ない子供たちを減らし教育機会の均等化を図られるものと考えますが、市の見解を伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 修学旅行費に対する補助事業を設けることで、教育機会の均等化が図られることについてお答えいたします。

昨年、一昨年と、市内小中学校において経済的な理由により修学旅行に参加しなかった児童生徒、これは一人もございません。この現状を踏まえますと、教育機会の均等化が図られているものと考えております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 教育機会の均等は教育基本法で定められている日本の教育の根本理念の一つです。当市は、財政的に厳しいということは理解はしておりますが、財政が厳しいからといって、教育機会の均等が損なわれることは断じて許されることではありません。当市においては、今年の9月まで学校給食費の無償化の財源としてふるさと納税による寄附金が充てられていました。これまでの学校給食費に対するふるさと納税の充当額をお知らせください。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 ふるさと納税の充当額について答弁いたします。

当市では、学校給食費無償化事業を令和元年10月から実施し、令和2年度からはふるさと納税を財源とする基金を充当して実施しております。各年度における基金充当額についてですが、令和2年度が9,460万円、令和3年度が1億4,836万円、令和4年度が1億4,228万円、令和5年度が1億4,573万円、そして令和6年度が1億4,771万円、それぞれ充当しております。令和7年度であります、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金、これ県の交付金であります、こちらの制度改正により、当市においても学校給食費への充当が認められたため、この県の交付金を1億6,187万円充てた上で、

残りの2,934万円にふるさと基金を充当する予定としております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 ふるさと納税を財源として学校給食費の無償化をこれまで行ってきましたが、今年は県からの交付金があることで子育て支援事業に対する財源に余裕が生じているものと思います。

そこで、本年度のふるさと納税を財源とする子育て支援事業についてお知らせ願います。また、ふるさと納税を教育に対する費用負担としての不要資産として活用ということで、修学旅行費の補助金としても利用も可能なのではないのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 先ほども答弁いたしましたけれども、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金、こちらは今年度制度改正されまして、当市においても学校給食費への全額充当が認められております。そのため、令和7年度の学校給食費無償化事業に対するふるさと基金の充当額は、先ほど申しましたが、令和6年度以前と比較して少なくなったものの、昨年度、県の交付金を活用して開始した子供のインフルエンザ予防接種費用の助成、また2歳児の保育料の無償化、フッ化物洗口などの事業ありますけれども、これらは今年度からは市の単独事業として、ふるさと基金を充当して継続実施しているところであります。

修学旅行費への補助金として、ふるさと納税を財源とする基金を活用することは可能と考えておりますけれども、限りある財源を有効活用していくため、将来を見据えた継続性等を考慮した上で、子育て支援策全体を見ながら、検討させていただきたいと思っております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 ただいまの答弁では、ふるさと納税を財源とすることは可能だとのことでしたので、例えば5年間、幾らかでも補助金として利用して、どうしても効果がないのであれば補助金なので、見直すこともこれ可能なのではないのでしょうか。修学旅行は、子供たちの成長にとって貴重な経験となるものです。当市の子供たちが経済的な理由で参加を諦める児童生徒が出ることのないよう、市として適切な支援を行うことは、未来への投資へつながるものだと思います。子供たちの成長の機会均等が損なわれることのないことを要望し、教育費に係る子育て世代の経済的負担の軽減についての質問を終わります。

次に、官製談合事件についての再質問に入ります。1つ目の質問である刑事記録から事件を精査していることの進捗状況については、5割程度の完了との答弁でしたので、

再質問はしませんが、スピード感を持ってしっかりと最後まで精査していただきたいと思います。

2つ目の質問の刑事記録を入手したことによる再調査について再質問します。昨年10月2日の新聞報道によると、今回の事件に関し、県警の業者への事情聴取では、複数の業者が談合を認めていると書かれていました。少なくとも報道された時点で入札を辞退した業者を除く入札参加業者について、県警からの事情聴取状況や、談合への関与の有無について調査をするべきだったのではないのでしょうか。刑事記録を確認した上で、今回の事件の発端となった土木工事に係る指名競争入札において、指名を受け、最終的に入札に参加した業者への調査は行われたのか、お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 今回の官製談合事件につきましては、入札の公正さを害すべき行為をしたことについて立件されているものであります。入札参加業者が談合したことについて立件されているものではないと認識しております。そのため、官製談合事件に係る内部調査は実施しましたが、警察及び検察による捜査が尽くされ、裁判で結審した事案であり、司法による判断が出ていることから、入札参加業者に対する調査は実施しておりません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 談合を主導した方々は、有罪の判決を受け、相応の処分を受けましたが、事件に関係する入札参加業者は談合を認めているのにもかかわらず、何のペナルティーも受けていないということが不思議でなりません。五所川原市建設業者等指名停止要領措置基準18に、「前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき」と規定されておりますが、官製談合を認めている指名業者に何らペナルティーが科されていないということは、五所川原市にあっては官製談合に加担した業者であっても、契約の相手方として相当であると認めるものなのか、市の見解を伺います。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 今回の官製談合事件につきましては、入札の公正を害すべき行為があったとして立件されているものであり、入札参加業者が談合したことについて立件されているものではございませんので、契約相手方から排除することはないものと考えております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 談合をしたことを認めた業者であっても、ペナルティーの対象と

ならないのであれば、今の措置基準の18、どのような事案が、どのような行為がこの規定に該当するのか、詳しくお答えください。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 こちらの基準につきましては、法令違反の容疑で逮捕され、また逮捕以外で公訴を提起された場合などについて、まず規定されているところです。ですので、厳格にここの線引きはされているものと考えております。先ほどの御指摘あった部分につきましては、例えば入札後、契約を自ら行わないなど、そういった場合を例示しておりましたので、それ以外につきましては厳格な適用が求められていると思っております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 という答弁であれば、談合を認めた業者に対して、逮捕や起訴がされていないということは、指名停止を受けるという、こういうペナルティーの規則はないということによろしいのですね。お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 あくまでも、この談合に関して申し上げますと、逮捕、起訴などがあって適用される条項だと考えております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 これは、規則は、これ作ったほうが私いいと思います。談合を認めているのに、何もペナルティーがないということは、これ、皆さん、大変不思議に思うことなので、ぜひお願いいたします。

今回の事件により、落札業者は価格競争を避けることで不当に高い価格で受注でき、発注者である市に対し不利益につながる行為が行われたことにより、市の公金が無駄に使われました。官製談合が認められた入札において、入札を辞退された業者以外の実際に入札に参加した業者に対して、市としてはどのような対応を検討されているのかお伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 先ほども申し上げたとおり、入札参加業者が談合をしたことについて立件されているものではございませんので、市として対応する予定はございません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今回立件された土木工事については、公判で官製談合が確定し、首謀者たちは有罪判決を受けております。その入札に参加した業者は、談合に関与したことは明白であり、業者もそれを認めたにもかかわらず、何のペナルティーも受けてい

ないということでは、市民も納得できるものではありません。確かに捜査も終わり、刑罰も確定しましたが、入札を辞退した業者以外の全ての関係者に相応のペナルティーが科されるべきだと考えます。例えば国土交通省の事例では、高知県内の入札談合事案において、受注者に対し請負金額の10%に相当する違約金を請求した事例があります。また、札幌地方裁判所の判決では、ある道路工事の官製談合事件で、裁判所が原告の主張する工事予定価格の10%の損害額に対し、総合的に考慮して5%が相当と判断した例もあります。市として談合を認めた業者に対し損害賠償を検討しているのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 業者に対しての損害賠償請求についてお答えいたします。

今回の件に係る損害賠償請求につきましては、現在、顧問弁護士の意見を聞きながら、慎重に検討をしているところであり、まだ決定しておりません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 先ほどは、談合について立件されていないので、契約相手から排除できないという答弁でしたが、損害賠償については顧問弁護士の意見を聞きながら、慎重に検討しているところであるというのは、明らかに矛盾があると思うのですが、このことについて説明を求めます。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 先ほども答弁申し上げましたが、あくまでも今回の官製談合事件については、立件された部分についてのみ私どもで判断しているところであります。あわせまして、損害賠償請求につきましては、現在まだ検討を続けているというところでございます。

以上です。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 入札に参加した業者は、談合を認めているとの報道でしたので、指名停止などの行政処分や市の公金が無駄に使われたことから、損害賠償も含めて検討していただきたいと考えます。前回の定例会での一般質問で質問したときに、前副市長が副市長に就任してからの入札に関して、また建設技術研究会の名簿の入手についても、公判記録をまとめた刑事記録を入手した後に調査してまいるとの答弁でした。市が刑事記録や建設技術研究会の名簿を入手したことで様々な事実が明らかになったことと思いますが、官製談合が確定した入札以外の、前副市長が就任してからの入札についての調査や分析はどのように進められているのか、お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 前副市長が在任中に執行された入札のうち、当該3件につきましては、確固たる証拠の基、警察、検察により捜査が進み、立件され、裁判により有罪が確定したものであります。3件以外については、調査を行う予定はございません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 公判では、裁判官より前副市長に対し、談合を助長する行為を数年間にわたって繰り返したと認定され、常習性が顕著で悪質性が高いと指摘されたにもかかわらず、前副市長が就任してからの指名入札に関して調査をしていないのであれば、職務怠慢ではないでしょうか。市として、真相を明らかにする考えはあるのでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 前副市長在任中に執行された入札につきましては、有罪となった3件以外については、これ以上調査する予定はございません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 これ以上調査する予定がないとの答弁は、調査が行われたと解釈するのが自然ですが、先ほどの答弁では有罪となった3件以外については調査を行う予定はありませんとのことで、答弁が矛盾していると思いますが、これどちらが正しいのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 繰り返しになりますが、前副市長在任中に執行された入札につきましては、有罪となった3件以外につきましては、これ以上、調査する予定はございません。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 これまでの入札に関し、しっかりとした調査を行わないのであれば、幾ら入札制度を変えたからといって市民への信頼回復につながるものとは到底思えませんし、市民の皆さんも納得できるものではありません。しっかりとした調査が行われることをお願いします。

3つ目の質問の市長選挙に対する業者の支援等々、市政への影響について再質問します。前回の定例会において、桑田哲明議員が行った一般質問において、「指名競争入札が廃止されたことにより、市長選挙に勝っても特段の見返りがなくなる」と発言していましたが、このことについて市長の見解をお伺いします。

○木村清一議長 市長。

- 佐々木孝昌市長 大変興味深く拝聴いたしましたけれども、これについての見解は特にありません。
- 木村清一議長 3番、和田祐治議員。
- 3番 和田祐治議員 大変興味深くとはどういうことなのでしょう。指名競争入札の廃止で業者に対する見返りがなくなるということは、指名競争入札があったときには業者への見返りがあったということなのでしょう。お伺いします。
- 木村清一議長 市長。
- 佐々木孝昌市長 興味深くという言葉は、それぞれの考え方があるので、興味深く拝聴したということです。和田議員の今の意見も興味深く拝聴させていただきました。ありがとうございます。
- 木村清一議長 3番、和田祐治議員。
- 3番 和田祐治議員 佐々木市長が1期目に「私で津軽選挙を終わりにしたい」と訴えていたとの発言がありました。私、若いもので、津軽選挙というのはあまり分からないのですが、津軽選挙とはどのような選挙なのでしょう。市長にお伺いします。
- 木村清一議長 市長。
- 佐々木孝昌市長 いや、多分和田議員も、それぞれ今まで選挙活動、若いときから青年部でいろいろやっておりますので、津軽選挙というものは多分御存じだと思いますけれども、津軽選挙、今あまり使われなくなりましたけれども、一般的には青森県津軽地方で頻発する金権選挙です。そして、大変与野党の選挙が激しい選挙を示す俗称であるということだと思っております。
- 木村清一議長 3番、和田祐治議員。
- 3番 和田祐治議員 それでは、佐々木市長は、津軽選挙を終わらせることができたのでしょうか。お伺いします。
- 木村清一議長 市長。
- 佐々木孝昌市長 これは、私、3月の議会の答弁でも申し上げましたけれども、2019年の選挙、私選挙に出て、そのとき今の言う津軽選挙、与野党でいきますと与党側が16人の支援者を受けて選挙に出ております。私は、今現在この議場における議員は3人ですけれども、その当時、野党と言われる議員5人から支援を受けて選挙を行っています。と同時に、選対を組めるぐらいの支援者がいなかったということで、何度も申し上げますけれども、事業者の支援も事業者の出入りもありませんでした。それは、多分こちらにいる方が一番御存じだと思います。変な話、事務所に出入りすればすぐ分かるぐらいの調査をしているはずですので、そういう選挙の中で私は事業者の支援を受けるとい

うような選挙を最初に出たとき行っておりませんので、そういう意味では私自身のところでは津軽選挙、金権選挙を行っておりませんので、今後この地域で津軽選挙は起こらないものだと思っております。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 起こらないという発言なのであれば、こういう発言もなかったのではないかと私は思います。私は、前回の定例会のときに、市長から提案された特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正案に反対しました。市長は、今回の事件に伴う組織の管理監督と、前副市長を任命した任命権者として、自身の給与の30%カットを行うとの内容でありましたが、その根拠が不明であり、かつ一般質問の理事者側の答弁でも公判記録をまとめた刑事記録を入手してから事件の内部調査を行うとのことであり、市の調査が行われていない段階では時期尚早であると私は判断しました。しかしながら、刑事記録を入手し確認した今、御自身の責任の在り方を今後どのように取られるのでしょうか。市長の任期はあと1年であります。いつの時点で、どのように責任を取られるのか、市民も注目しております。市長自ら御答弁願います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 刑事記録を入手して、私もしっかり見させていただきました。まず、事件の概要を把握し思ったことは、これははっきり申し上げて、3月の議会で黒沼議員が私の5年間、過去の5年間の一般競争入札あるいは指名競争入札の入札率についての質問がありました。当然、私の5年間、そして過去の5年間で、過去の5年間のほうが一般競争入札は数%高い、あるいは指名競争入札も0.数%高い状態です。この状態を確認して思ったことは、私自身が思ったことです、本市においては、これは慢性的な問題だと思っています、まずは。ですから、慢性的な問題を解決するためには、今現在、原則的に一般競争入札で入札を行っています。入札をしっかり確立することによって、五所川原の入札制度は間違いなく変わってきます。そのことによって、業者間の争いもなくなります。与野党間のメリットもなくなるという桑田議員の話も、これに符合していくんです。ですから、まずは、入札制度の見直しを着実に実行していくことがこれからの五所川原の将来にとっても重要なことであり、これをもって信頼回復に努めることが私の最大の責務だと思っています。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 入札制度を見直しすることが市長の責任の取り方ということで、これが市長の責任の取り方なんでしょうか。報酬カットが否決されたことで、佐々木市長は、事件についての自身の責任の取り方はもう一度考えるとマスコミに対して発言さ

れていましたが、報酬カットから事務の見直しに変更したということなのでしょうか。御答弁願います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 私は、3月の議会の冒頭で所信を述べる前に、しっかりこの議場で皆様方あるいは市民の皆様方に向かって、今回の官製談合事項についてはしっかりとおわびを申し上げて、私が任命する責任を負っておりますので、任命責任者としてこうこう、しかるべきなもので条例案を提出していただく。条例案というのは、これは重いもんだと思うんです。それはやはり与野党の間で結果的に否決をされたということは、私もまた同じ形で条例を出すということはなかなか難しいと思っています。ですから、今現在言えることは、入札制度を、原則的なものを、永続的な成果をもたらすものになるまでしっかりとやはりやっていくということが最大の私の責任だと思っています。

○木村清一議長 3番、和田祐治議員。

○3番 和田祐治議員 今回の談合事件は、市民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、断じて許されるものではありません。市政への信頼を取り戻し、二度とこのような事態を引き起こさないために、徹底的な真相究明と再発防止策の実行を強く求めます。市民の皆様とともに、透明で公平な市政を築き上げていくことを改めてお願い申し上げます。

最後に言わせていただきます。五所川原市議会議員として活動させていただき、早いものでもう半分を折り返してしまいました。市議会定例会での一般質問は、とても勉強になっております。当市の現状を把握しながら、他の自治体の様々な政策を知れば知るほど、五所川原市の無策が思い知らされます。「子育てするなら五所川原市で」というキャッチフレーズを一般質問で何度口にしたことでしょうか。今日の修学旅行費の補助だけではなく、子育てについては初めの学校給食費だけです。学校給食費の無償化が県費で、県全体で実施されているが、五所川原市では市独自の特徴的な子育て支援など何もありません。そのほかの分野にあっても、特徴ある事業など見当たらず、目指す市の将来像が見えないのは私だけではないと思います。耳触りのいいキャッチフレーズだけではなく、真に市民が求める政策を展開していただくことを求めて、一般質問を終わります。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了させていただきます。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目として、今まさに問題になっております物価高騰対策についてお尋ね

いたします。まず、第1点は、備蓄米対策、米問題についてでございます。国の備蓄米が随意契約で早くも市場に2,000円台で販売され、消費者は長蛇の列となり、あっという間に完売となっていました。消費者にとっては、大変うれしい悲鳴であります。しかし、今後の米の価格の動向が地元農業にも影響を与えてきます。生産者の経営状況も考慮し、米の生産支援についてどのような対応、支援が必要となるのか、当市のお考えをお尋ねいたします。

そこで、1つ目は、備蓄米の当市の販売状況は、現在どうなっているのかお尋ねします。

2つ目は、米農家への経営支援として、どのような支援策を考えているのかお尋ねいたします。

また、第2点として、ガソリン代、電気代の高騰についてお尋ねします。ガソリン代、電気代の高騰が続いています。国も支援策に乗り出しました。ガソリン代は、5月22日から定額引下げ措置を開始し、6月からは既に1リッター10円引き下げられました。また、電気代は、1月から3月使用分まで引き下げられ、7月から9月までを補助再開と決めております。そこで、当市では、この影響に対してどのような支援策が、後押しあるのか、また今後の補助対策の強化についてお尋ねいたします。

次に、第3点として減税についてお尋ねいたします。物価高騰の中、住民の負担軽減が強く求められます。国の定額減税の実施がありますけれども、自治体レベルでも住民税や公共料金の減免など、住民負担を軽減する取組は検討されているのかお尋ねいたします。

続いて、通告の第2点目、教育費無償化問題についてお尋ねいたします。第1点は、学校給食費無償化についてであります。子育て支援や教育の機会均等の観点から、当市では給食費の無償化が進められ、昨年10月からは県も乗り出して、4月以降、全額県が負担実施されています。そこで、令和6年度、令和7年度の実施状況と財源の内容についてお尋ねいたします。

次に、第2点は、高校授業料無償化と所得制限の撤廃についてお尋ねいたします。高校授業料の無償化は、2014年公立、2020年私立高校の無償化が進みました。所得制限は、年収590万円世帯から910万円未満世帯まで支援が拡充されました。そこで、物価高騰のさなか、今年はどうなるのかお尋ねいたします。

第3点は、高等教育における受給される奨学金の返済に対する若者支援について、3月定例会で移住者Uターン支援について質問いたしましたけれども、その後、県内の例を参考に検討の考えはなかったか、お尋ねいたします。これは、ちょっと通告内容と若

干違っておりますけれども、既に通告しておりますので、今質問したとおりの通告で御答弁をお願いいたします。

最後に、通告の第3点目、医療費軽減対策についてお尋ねいたします。第1点は、市の带状疱疹ワクチン接種の実施状況についてお伺いいたします。高齢化が進む中、五所川原市においても、带状疱疹の発症を予防するワクチン接種の重要性が高まり、市での带状疱疹ワクチン接種事業の現状、助成制度の内容、接種率や今後の課題についてお尋ねいたします。

最後に、第2点目、高額療養費制度の自己負担上限の引上げ問題と当市の考え方についてお尋ねいたします。政府は、今年8月に予定していた高額療養費制度の自己負担上限引上げを見送る方針を決定いたしました。治療の継続が困難になる低所得層、中所得層への過剰な負担増、医師の7割が反対意見を表明し、がん患者団体をはじめとする患者団体、高齢者団体の強い反発などの声が強まり、政府は今年3月7日、8月に予定していた引上げを見送りました。そこで、この方針転換について、当市の見解、また医療費の公平な負担と制度維持の観点から、今後当市としてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 備蓄米の市内での販売状況についてお答えします。

販売される備蓄米には、入札によるものと随意契約によるものがありますが、入札によるものは大手集荷業者が落札し、その後、卸売業者を通じて小売店で販売されるため、市内に備蓄米が入ってきているか把握することは困難です。6月3日に主なスーパーの店頭調査を行いました。備蓄米はございませんでした。そして、随意契約による売渡先については、市内スーパーを系列に持つ大手小売業者4社が確認できました。市内各スーパーへ確認しましたところ、販売は未定とのことでしたが、その後、一部店舗では6月10日以降に店内販売が開始されるとの報道がなされております。また、中小小売業者への売渡しでは、コンビニエンスストア3社が入っております。このうち2社が今週末、14日以降に県内で販売を開始するようです。

次に、国の燃料油価格定額引下げ措置及び電気・ガス料金負担軽減支援事業による価格の引下げ状況についてお答えいたします。燃料油価格定額引下げ措置は、本年5月22日から実施され、国が燃料油の元売業者に補助金を支給し、ガソリンや軽油などの価格を

一定の金額引き下げるといふものです。措置の内容としましては、ガソリンと軽油は1リットル当たり10円、灯油と重油は5円、航空機燃料については4円の引下げを行うものですが、ガソリンと軽油については急激な価格変動による混乱を避けるために、段階的に補助金を増やす方式が取られています。市内のガソリンスタンドの価格推移についてですが、フルサービスのスタンド5店舗に聞き取りしたところ、5月15日時点でのレギュラーガソリン平均価格が1リットル当たり184円でしたが、引下げ措置の開始日である5月22日には182.4円に、6月2日には174円まで下がっております。セルフサービス型のスタンド5店舗でも同様に下がっており、5月15日時点での平均価格が178.6円、5月22日には175.4円、6月2日には170.4円と、市内のガソリン価格は値下がり方向で推移しております。

次に、電気・ガス料金負担軽減支援事業ですが、電気や都市ガスの小売事業者に対して補助金を支給し、料金の値引きが行われるものです。値引き額は、月によって異なり、低圧電気料金は7月と9月が1キロワットアワー当たり2円、8月は2.4円の値引きとなり、都市ガス料金は7月と9月が1立米当たり8円、9月は10円の値引きとなる見込みです。市としての支援策というのは、独自の支援策は、今後の状況を注視し、検討してまいります。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 それでは、当市の減税対策についてお答えいたします。

市の減税策、今ありませんけれども、先ほど議員から定額減税のお話ありましたので、そのことについて少し述べさせていただきます。物価高対策として、令和6年度納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族等1人につき所得税が3万円、個人住民税が1万円、合計で4万円が減税される定額減税、こちらを実施しております。今後であります、6年度の所得等を基に減額し切れない金額を再算定し、当初調整給付金との間で差額が生じた方に対して追加で不足額を支給することとなっております。今定例会に必要な経費を計上した補正予算を提案しているところであります。

そして、学校給食費の無償化の実施状況について、引き続きお答えいたします。当市では、令和元年10月より学校給食費の4分の1の補助を実施いたしております。令和2年10月からは、完全無償化となっております。財源としては、令和2年度から令和5年度までは全額をふるさと納税による寄附金としておりましたが、令和6年度に青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金、こちらが創設され、令和5年度と比較した給食費の値上げ分に対して交付金の活用が可能となっております。令和7年度でありま

すが、交付金の制度改正により、既に学校給食費を無償化していた市町村においても、当該交付金が学校給食費無償化事業に充当することが可能となったことから、本市では交付金全額を学校給食費の無償化事業へ充当することとしております。交付金で賄い切れない部分にふるさと納税による寄附金を充当しております。

以上です。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 国の高校授業料無償化に関する現行制度の内容についてお答えいたします。

文部科学省で実施している高校授業料無償化に関する制度は、平成22年4月から開始されておりますが、平成26年4月から新制度となった現行の高等学校等就学支援金制度では、年収約910万円未満の世帯を対象に授業料を支援しております。また、今年度に限り実施される年収約910万円以上の世帯を対象とした高校生等臨時支援金制度により、一時的にはありますが、所得制限が撤廃されております。さらに、文部科学省では、令和8年度からの所得制限の撤廃や、私立高校等の加算額の引上げについても、別途検討中であると伺っております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 都市の若者定住に向けた支援策についてお答えします。

現在、市が実施しております五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業地方就職学生支援事業を行っております。当事業は、令和7年度から県の支援内容が拡大されまして、就職活動の交通費に加え、転入時の引っ越し費用も支援対象となりました。本市でも若者の市内への定着や移住促進のため、五所川原市への転入者を給付対象とすることを検討しており、本定例会の補正予算にて予算拡充を提案しているものであります。また、企業の紹介動画等の作成を支援し、動画サイトでも紹介しているところです。

以上です。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 带状疱疹ワクチンの御質問です。带状疱疹ワクチンは、これまでも50歳以上の方が御自身の責任において、これ任意の任意接種と申しますけれども、任意接種として御自身で接種を受けることは可能でございました。令和7年度からは、予防接種法におきまして定期接種となりました高齢者の带状疱疹ワクチンについて、市の実施状況をお知らせしたいと思います。

予防接種法に基づく対象者は、今年度65歳を迎える方と、60歳から64歳まででヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方を対

象としていますが、今年度から令和11年度までの5年間に限り、各年度の70歳から100歳までの5歳ごとの年齢に到達した方も対象とし、さらに今年度に限り100歳以上の方は全員対象として実施しているところでございます。今年度の対象者は、令和7年4月現在で市内に4,060名おまして、5月上旬に対象者へ接種に関するお知らせと予診票などの必要書類を個別に通知しております。定期接種として公費負担により接種を受けられる機会は、1人につき1回であり、市では带状疱疹の2種類のワクチンに対し接種費用のおおむね4割程度を助成しております。

具体的な内容といたしましては、2回の接種が必要で、1接種につき2万5,000円前後の接種費用が見込まれる組み換えワクチンに対しては1接種につき1万円を助成し、1回の接種で効果があり接種費用が1万1,000円前後見込まれる生ワクチンに対しては5,000円を助成しています。接種費用が医療機関ごとに異なるため、自己負担額は、組み換えワクチンは全2回で約2万4,000円から3万2,000円程度、生ワクチンは4,000円から6,500円程度が見込まれております。

接種見込みについては、対象者のうち10%が接種するものとして予算を見込んでおりますが、今年度から開始した定期接種のため参考指標がなく、当初の見込みを上回ることも想定されますので、その場合は補正予算等で対応してまいります。また、これまでの接種率というような御質問がありましたので、これまでは任意接種でございましたので、接種率についての情報は市では把握しておりません。

続いて、高額療養費制度の自己負担上限について、実施を見送ることとなった経緯について御質問がございました。まず初めに、高額療養費制度についてですが、同制度は同じ診療年月内に診療費の自己負担額が高額になった場合、窓口申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後日支給されるという制度であります。高額療養費の自己負担限度額につきましては、高齢化による医療保険財政の悪化により、国では令和6年12月に、令和7年8月以降、段階的に引き上げることを決めておりましたが、今年3月にがんや難病などの患者団体からの抗議の声や、先ほどおっしゃったとおり、医師等の団体などから、また与野党からの意見も踏まえて、政府が引上げの見送り決めたとの報道を承知しております。見送りを行ったことによる対象者への影響でありますけれども、自己負担限度額の引上げが見送られたことで、令和7年度は令和6年度と変わりなく高額療養費を受けられることとなっております。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移らせていた

できます。

まず、備蓄米の当市の状況、入札による備蓄米に関しては、6月3日現在は把握されていないということですが、随意契約によっては6月10日以降とか6月14日以降売られると、スーパー、コンビニ等で販売されるということで、どういうふうな状況になるのか、長蛇の列になるのか分かりませんが、大変、備蓄米と、古古古米とかと言われて、評判がどうなのかと心配されておりますけれども、そういうのは消費者にとってはほぼ関係なく、皆さん買っていただいているということです。この点に関しては、当市も恐らくそういうふうな状況になると思われましても、今後備蓄米が、随時国では足りなくなったらば輸入してでも販売するんだという情報が出ていますが、それにしても今現在在庫としてあるお米、これがさらに値段を下げて販売されるということは、消費者にとっては大きな期待になっているかと思えますけれども、ただ問題は当市も含めて青森県内は米の食料需給の拠点となる市でございますので、米農家の所得が下がるのも非常に心配されております。消費者と米農家のバランス、これをしっかりと両方見合った形で、当市でも考えていかなきゃいけないというふうにして思いますが、当市では今後、米農家に対しての経営支援、どのように考えているのかお尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今後の米農家に対する支援であります。現在行っている支援としては、航空防除への補助や農業機械購入時の補助等を行っております。今後についても、こういった事業を継続するとともに、米の販売価格等を注視しながら、どういった支援が必要か検討してまいります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今の答弁は従来の答弁です。これを構造的に改革していきながら、米農家への支援というのは考えていかなきゃいけないということがこれからの大事な議論になってくると思いますが、当市としても、その点をしっかりと考えてもらわなきゃいけないわけです。もちろん米農家の人たちは、少人数でやっているケースもありますけれども、大規模でやっていく方向性になりつつありますし、またいろんな形で機械とかも合理的に利用されるような農業が考えられるということで、構造的に若者が積極的に参入できるようなお米作りというのがこれから当市も真剣に考えていかないと、農家の方々もどんどん、どんどん高齢化で亡くなっていっていなくなっちゃいます。ここが一番心配されているわけです。ですから、この点、今現在これからどう考えているのか、もう一度答弁願います。

○木村清一議長 経済部長。国政問題、大丈夫か。

○川浪 治経済部長 今、平山議員おっしゃったように、若者が安心して農業を続けていける環境づくり、そういったことが重要だと考えております。それに対して、若者の意見等も聞きながら、検討をまいります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 市長は、農業のことについて、米作りのことについて、あんまり答弁されないんですけども、私一言お聞きしたいんです。やっぱり基幹産業である農業の中での米作り、若者が参入できるような体制づくりしていきながら、しっかりと五所川原に根づいて、これからの将来を担う若者たちが所得も安定して農業に携われるようにするために考えなきゃいけないと。それを今現在は、市長がしっかりとした考えを、方向性を持たなきゃいけない。これは、もう国からのいろんなこともありますけれども、この点、市長、一言、今後のことについてお尋ねします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 質問ありがとうございます。現在、第1次産業の中の稲作に従事する方々は大変高齢化をしています。当然後継者も不足するということです。そういう中であって、これからの若い世代が特に稲作に従事するためには、また新規で稲作に挑戦するという若い人たちをどう支援するかということになりますと、若い世代はこれからやはりAIを使ったスマート農業に対する興味というのは非常に大きくなってきております。現在も若い人たちは、それに取り組むための支援も施策として展開しております。そういう意味で、長富の区画整理を今しております。それによって、また若い人たちが大規模化をしたいというような状況が生まれてくると思っています。そして、それによって、AIによるスマート農業が少なからず若い農業世代、後継者に広がっていくものだと私は思いますし、それを広げるために、行政はしっかり支援をしなければいけないと。ただ、長富の区画整理1つで完了するわけではないと思っています。これから若手の大規模を目指している、これから新規就農を目指している方々としっかり意見を調整しながら、これからの地域における区画の大規模化に向けた取組をどうしていくかということ、これからも真剣にやはり考えていかなければならないと思っています。まずは、若い人たちが取り組むような、意欲のあるような区画の整備をどんどん、どんどん見える形で進めていることは、やはり重要だと思っています。

あとは、農業委員会のほうでも農地適正化の計画を今つくっておりますので、適正化の計画の中で、若い人たちがここの農地は自分がやりたいというような、いろんな調整がこれから図られてきますので、そういう意味ではこれからの若い世代に対する農業の意欲をしっかりとバックアップするような農業政策を展開していきたいと思っております。

すので、よろしく願いをいたします。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今は、残念ながら、前の農政について詳しい副市長がいらっしゃらなくて、新しい副市長が誕生されて、農業のことについても考えていただけるんじゃないかなという、あんまり期待寄せられないですけども、一緒になって農政のことについて考えていただきたいなというふうにして思いますので、よろしく願いいたします。

次に、住民の負担軽減のことについて、先ほど税金の軽減のことについて、定額減税のことについてお話がございました。国のほうで、今はこれからは減税だろうということとかじ切っていますけれども、自治体レベルでも減税、このことをやはり検討すべきではないかなというふうにして思っております。特に減税のことについては、これから出てくるであろうと予想される消費税における軽減税率、この税率を引き下げる方向で検討しているようですけれども、ただそれまでにはまだ時間かかります。なので、自治体レベルで、例えば住民税とか公共料金の減免、あるいは一時的な給付金の支給、これを一時つなぎでありますけれども、そういうことが減税の方向で考えられないのかというふうにして思いますけれども、答弁お願いします。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 お答えいたします。

物価高対策ということで、市では、これまで国の低所得世帯向けの給付金に加えまして、地方創生の交付金を活用して国の給付金の対象にならない低所得世帯への給付金事業を行ってきたほか、物価高騰の影響を受ける市内事業者に支援をするための事業継続支援金の事業、また非課税世帯、均等割のみ課税世帯のいずれにも該当しない世帯に対してギフトカードの配付事業など、市独自の支援策を講じてきたところであります。今後もこのような国や県の交付金等を有効活用しながら、地域の実情を踏まえて、必要かつ効果的な事業、支援策について検討はしてまいります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 よろしく願いいたします。今物価高で一番困っているのは食料品の関係です。これが、値段がもう軒並みみんな上がっちゃって、食料費に厚く負担かかっているということでの軽減措置というのがこれから検討されるようですけれども、一般市民のお財布、これが少しでも軽くなるように、一時的ではあるかもしれませんが、また寄附金とかも検討する余地があるのではないかなと思いますので、また県内では公共料金、例えば水道料金を減免するとかという自治体も出ておりますし、本市でも

自治体レベルでできるもの、これをぜひ検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

通告の第2点目の教育の無償化について、第1点の学校給食費の無償化について、今年から県からの給付金で学校給食費無償化になって、財源が、今まで使っていたふるさと納税という財源を使ってきたわけですが、これが浮くようになったわけですが、実際には浮いていないんだというようなお話でございました。ふるさと納税で今まで使われてきた中で、どのくらいが令和7年度以降、どう使われているのか、もう一度答弁お願ひいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 昨年度、県の交付金を活用して実施した事業というのが学校給食費の無償化事業、あとは先ほど和田議員にも答弁いたしましたけれども、子供のインフルエンザの事業、あと2歳児の保育料の無償化の事業、これらに充てております。ふるさと納税の充当額としては9,479万3,000円、これらの事業に令和7年度充てる予定です。令和6年度は、この交付金を活用していましたので、交付金の8割分をこれらの事業に充当したところです。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 学校給食費の無償化で使われたふるさと納税の財源というのは、子供に使われていると。今回も子供のインフルエンザの無償化とか、幼児教育の無償化で子供に使っているんだという説明だと思ひますけれども、それ使われても、まだふるさと納税の金額というのは財源としては残っているのではないかなと思ひますけれども、それはどうですか。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 確かに先ほど申しましたけれども、令和6年度のふるさと納税で使った子供のすくすく事業に充てたのが1億4,771万円です。先ほど申しましたけれども、令和7年度にインフルエンザとか保育料の無償化に充てるのが9,479万3,000円ですので、差引き5,300万円くらい浮いているというか、そういう金額になっておりますが、ふるさと基金であります、寄附者からの皆様からお寄せいただいた貴重な財源でありますので、最大限有効活用できるよう、使い道については検討してまいりたいと思ひています。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 せっかく子供のためにということで使われてきたふるさと納税が5,300万円、これ一旦ふるさと納税の基金に戻されたんだと思ひますけれども、5,300万

円です。相当な額です。だから、せっかくですので、子供のために、また子育てで大変だと、先ほど和田議員の質問もございましたけれども、子供のために、ぜひとも今の子育てのために、この財源を有効活用していただきたいなというふうにして思いますので、よろしくをお願いします。答弁は要りません。

それから、高校の授業料の無償化、これは市の教育長とかの御答弁ではちょっと無理なんですけれども、高校の授業料の無償化と所得制限、今年まで年収が590万円世帯から910万円未満世帯まで所得制限が拡大されて、高校の授業料が無償化になったと言って、もう一度聞きますが、今年度に限っては高校生の授業料の無償化について、臨時でさらに今年度行われるということがありましたけれども、もう一度この内容を説明願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 議員おっしゃっているとおり、年収590万円から910万円世帯に授業料の無償化というのが拡大しており、今年度、令和7年度に限り、別の高校生等臨時支援金制度というので910万円以上の世帯を対象として、公立、私立、それぞれの基準額となっております11万8,800円、これを所得制限を撤廃して全世界帯へと支給するというふうに、今年度限り、取りあえず臨時的な措置として実施される予定となっております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今年度に限りということですので、これからどういうふうになるのか、また令和8年度の見通しというのがまだ分からないわけですがけれども、高校生も大変です、親御さんたち。ぜひとも支援していただければと思います。教育の無償化については、3月にも質問いたしました。奨学金の返済のことについて、当市を含め、青森県の中小企業で登録している企業が移住、定住した人たちに奨学金の返済、これを支援するんだというふうな形がございましたけれども、これ今後、見通しとして奨学金の返済のことについて、もう既に国のほうでは次の段階の奨学金の返還の所得制限のことについて検討されております。例えば返済した額の分を年末に所得税のほうから控除するというようなことも、学生、あるいは育てている家庭の親御さんたちの所得税の控除対象にするというような案も今検討されております。当市では、できるだけ中小企業の登録する企業、3月に聞きましたけれども、今現在、中小企業の登録している企業、何社ありますか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市内で、奨学金の返還支援制度に登録している企業ですが、2025年度の卒業生に対しては4社、2026年度の卒業生に対しては3社が登録しております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この数です。4社、3社の数ですので、なかなか厳しいと思えますけれども、ここを例えば商工会議所ともう少し検討していただいて、奨学金の返還の支援制度のことについて積極的に考えられないものかなと。重ねて答弁では、3月に質問して以降、奨学金の返還のことについて検討する予定は今のところ調べても、検討してもいないというような答弁ですので、これからも検討していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、最後に通告の第3点目、医療費の軽減対策ですけれども、带状疱疹ワクチン、ここの議場の中にいらっしゃる方でも相当な人数ばかり対象になりますけれども、65歳、70歳で5年置きに対象になっていきますけれども、それにしても带状疱疹ワクチン接種というのは高いです。2万5,000円とかで、そのうち1万円を補助するというような額ですので、決して安くはないですけれども、これを活用していただければと思いますので、接種率は今始まったばかりなので、接種率がどの程度なのかというのは分かりませんが、接種率を上げていただくということについてどのように努力されるのかお尋ねします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 接種率の向上についてでありますけれども、まずは带状疱疹という病気に関する理解、それから予防できる病気ですよということを市の持っているホームページや広報、それからごしょLINE等で周知を図っていくことに尽きるかなと思います。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これ病院によって何か額が違ってくるのかって答弁ありましたけれども、ああ、そうなんだというようにして私も改めて分かったんですけれども、いずれにしてもできるだけ利用できる方は利用していただけるようにPRをしていただければなと。テレビでもPRされています。報道されていますので、市としても積極的にやっていただければなと思います。

それから、最後に高額療養費制度の自己負担の引上げ問題、いや、これは我が党でも、もう冗談じゃないという形で反発しまして、反対したわけですがけれども、ただこれは医療費がかさむ、国の医療の財政との絡みで、どういうふうな負担を市民にしていってもらえるのかという部分で、各年齢層から若い世代から、それから後期高齢者、高齢者の世代まで、どのような形で負担していってもらうのかということでの大議論なわけです。当市としてでも、また医療費の負担を若い人たちの世代に持っていくというのは、もう限界があるわけですから。なので、当市としても、ますます高齢化が進んでいる中

で、医療費の負担を当市でも高齢者、60歳以上、65歳以上になってでも、高額所得の方々にはそれなりの負担をしていただかなければ、若い世代にだけスライドさせていくというのはもう無理があるということで、当市の考え方についてでも今後しっかりと持たなきゃいけないと思いますけれども、再度答弁お願いいたします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 議員がもう既に御存じのとおり、国でも高齢者の方でもそれなりの能力のある方といますか、経済的な能力、所得が多い方等には適正に御負担をいただくという趣旨で、高額療養費の医療制度の改革というのが進んでいるというふうに理解しております。ただ、その中でも、それと、それをそのまま患者団体等からの御批判といますか、反対があるからといってそのまま放置しておく、今議員おっしゃったように現役世代の方々の負担になりますよと、どういう世代にどういう負担を分配するのかという議論になって、おっしゃるとおり大きな議論になっているかと思えます。先ほど申し上げましたように、高額療養費制度は、確かに家計に対する医療費負担が過重にならないように、医療の支払いを自己負担限度額までにとどめる仕組みでございます。この制度の見直しについては、原則として国が責任を持って行うことであることをお断りした上で申し上げますけれども、市としては高齢化や昨今の医療の高度化などにより医療費が増加傾向にあるものの、医療費が家計に与える影響や高額な治療をやむを得ず必要とする患者などへの影響を考慮しつつ、国民全般が納得でき、持続可能な制度になることが望ましいのではないかと考えております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 以上で再質問を終わらせていただきますけれども、限られた当市の財源を使って、やはり今一番問題になっている物価高騰対策、それから様々な医療費の値上げ、こういうこともきちんと見据えた形で、当市の運営をよろしく願いしたいなと思えます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時34分 休憩

午後 1時03分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。今日は、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。まず、第1に、鳥獣保護管理法、この改正が去る4月18日、参議院本会議で可決成立いたしました。この法律というのは、私、前、熊の出没の際、従来ですと市街地に熊が出没した場合、警察官の命令が必要だったわけでありまして、このときの理事者側の答弁が近いうちに法の改正もあり得るといようなお話でございました。言っているのとおり、今回改正を見たわけでありまして、まずこの法律の主な改正点についてお伺いしたいと思います。

2番目として、当市の観光名所に誘導する案内看板についてであります。市内各所に名所というものがございまして、そこまでに案内される看板、これ設置されているかどうか、まずその辺からお聞きいたします。

3番目として、産直メロスについてであります。開業してから3年の月日がたっております。これまでに幾らぐらい市のほうで管理料を払っているのか。2期目としても、また管理料の支払いがございまして、これから3年間の管理料の支払い、これを内訳でお願いしたいと思います。

4点目として、新旧金木公民館についてでございますけれども、何か表示というか、表現がちょっと適当ではないかもしれませんが、新しく建設される公民館についてであります。前回、私質問したわけでございますけれども、その際は芦野公園内にある自然休養村の中に建てる予定であるというような答弁をいただきました。その公民館についてでございますけれども、その際にコミュニティセンター、いわゆるコミセンという話も出ておりました。正式に公民館で建設するのか、それともコミセンで建設しているのか、その辺の名称について、まずはお聞きしたいと思います。

5番目として、住民懇談会についてであります。これは、毎年行われているものでございまして、近々といいましょうか、近年は私も地元の金木地区においては参加しているわけでありまして、何か参加人数がとても少なくなっているなど。逆に、答弁者である理事者側の人数が多いのではないかとということでございまして、過去3年に遡って参加した住民の人数、これをまず伺いたいと思います。

最後、6番目として、戦没者追悼慰霊祭と金木招魂堂についてであります。慰霊祭については、年に1回、市が主催で開催してもらえないかということであります。

次に、招魂堂についてでございますけれども、招魂堂の改修というようお願いでは

ありますけれども、市が助成するためには、まず市の指定文化財に当たるかどうか、その辺が一番大きな鍵を握ると思います。指定になれば、簡単と言いませんけれども、ある程度改修工事の費用のほうもお願いしやすくなるわけでありまして、指定から外れた場合は、これはなかなか難しいということになりますので、まず市の指定文化財、この中に金木の招魂堂、あるいは五所川原にも招魂堂がございます。この2つの招魂堂は、市の指定文化財に当たるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 本年4月に公布された鳥獣保護管理法の改正内容についてお答えいたします。

現状では、市街地等に危険鳥獣が出没した場合、現場の警察官の指示がなければ猟友会は発砲できませんが、今回の法改正により、要件を満たした場合に、警察官の指示がなくても市町村長が発砲を指示できることになるものです。要件としては、緊急に危害を防ぐ必要があること、避難等によって住民に弾丸が到達するおそれがないこと、駆除等を行う者が過去3年以内に危険鳥獣等の捕獲等の経験を有していることなどが挙げられます。なお、施行期日は、本年9月1日の予定となっております。

次に、観光地の案内看板ですが、市では基本的には観光地の案内看板は設置をしております。

続いて、産直メロスについてです。産直メロスの令和4年度からの指定管理料についてお答えいたします。令和4年度から令和6年度までの1期目の指定管理料は、令和4年度が1,000万円、令和5年度及び令和6年度がそれぞれ850万円となっております。また、令和7年度から令和9年度までの2期目の指定管理料は、1期目の実績に加え、最低賃金の上昇並びに物価及びエネルギー価格の高騰等を考慮しまして、3年間の指定管理料の上限を2,550万円とし、各年度850万円を見込んでおります。

以上です。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 新旧金木公民館について、新しい建物は公民館、コミセン、どちらの名称で建設するかについてお答えいたします。

新しい建物は、コミュニティセンターを建設する方向で現在進めております。

続きまして、住民懇談会について、過去3年間に開催した住民懇談会の参加人数についてお答えいたします。令和4年度の参加人数は、市浦地域が8人、金木地域が17人、

五所川原地域が27人、合計で52人となっております。

次に、令和5年度の参加人数は、市浦地域が13人、金木地域が17人、五所川原地域が30人、合計で60人となっております。

最後に、令和6年度の参加人数は、市浦地域が9人、金木地域が7人、五所川原地域が25人、合計で41人となっております。

以上です。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 五所川原、金木、市浦の各地区合同での追悼慰霊祭を市で実施できないかというお尋ねでございました。まず、追悼慰霊祭ですが、議員御案内のとおり、憲法上、供養や安霊などの宗教的儀式を伴うものは、国や地方公共団体の主催で行うことはできませんので、御質問の趣旨は国が8月15日の戦没者を追悼し平和を祈念する日に実施しております、全国戦没者追悼式のような催しを指しているものと受け止めてお答えをいたします。

全国戦没者追悼式は、軍人、軍属及び準軍属のほか、外地において非命に倒れた者、内地における戦災死没者等をも含む全ての方々を追悼するとされており、昭和27年から毎年続けられているものでございます。本県でも昭和61年からは、青森県主催で国と同様の追悼式を8月下旬に実施しているところであり、市はこれまで全国戦没者追悼式及び青森県戦没者追悼式を市の広報、ホームページ、その他の広報媒体により周知し、両追悼式への参加を御案内してきたところであります。申し上げるまでもなく、戦争を知らない世代にも戦争の記憶と平和の大切さを伝えていくことは、大変重要なことでございます。市において各地区合同の追悼式を行うことにつきましては、当面の間は、戦没者の追悼という趣旨に沿った象徴的な催しであります国及び県の両追悼式への参加の周知をもって代えることとしたいと考えております。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

文化財の指定についてでございますけれども、まず文化財は有形、無形を問わず、歴史上、または芸術上、価値の高いもの並びに学術上、価値の高い歴史資料を指すものであります。教育委員会といたしましては、文化財指定の可能性について、その建立に至った趣旨と歴史的建造物という観点から検討することになりますが、その機能、規模、用途、技術、材料、デザインなどについては、当時の建築様式を採用したものでありますけれども、ごく一般的なものであり、著名な人物が施工したものでもないといった理由から、歴史上、芸術上並びに学術上、価値の高いものには該当しないと考えており、

文化財の指定は難しいものと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、これから一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、第1点目の鳥獣保護管理法のことについてでございますけれども、今答弁を聞きますと、熊が市街地に現れた場合、これは市町村の判断でもって発砲できるようになったということでございます。当市においても、熊の目撃情報、かなり新聞等で目についているわけでございますけれども、今までに熊の出没、あるいは目撃情報、これ大体どのぐらいの状況なのか、まずはお聞きしたいと思います。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市内の熊の目撃情報についてお答えいたします。

今年の日撃情報は、5月に入ってから現在までに五所川原地区が5件、金木地区1件、市浦地区2件、計8件の情報が寄せられております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この法の改正の中で、一番私が問題になると思うのは、どのような状況であれば発砲できるのか。市町村が判断するには、とても責任が重くのしかかるわけでございますけれども、どのような状況で発砲できるのか、その辺についてはどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 発砲できる状況というのが改正内容で示されておきまして、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要であること、銃猟以外の方法では鳥獣等の捕獲をすることが困難なこと、避難等によって住民に弾丸が到達するおそれがないことと、このような条件が付されております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ政府のほうでも、やはり市街地での発砲に関する、このことについてはガイドラインを作成し、今年秋までには、熊の出没する秋までにはしっかりと方針を示したいということでございますので、今部長が言っているのは抽象的な言葉であって、地域によっても、ガイドラインにおいてでも合うのか合わないのか、その辺も吟味していかなければならないし、やはりうちほうであったということ、発砲、これを猟友会にお願いすると。この辺は、かなり密に猟友会のほうと話し合いを持ってやらないと、後から責任のなすり合いということにもなりかねますので、そこはよろしくお聞きしたいと思います。私は、前にもお話ししたとおり、今回発砲の事案に対しては、

北海道の砂川市というところがございまして、ここで市の要請でヒグマが出たということで駆除した猟友会、この人が、弾丸が建物に届く危険性があったということで、道の公安委員会によって銃を取り上げられました。これ去年の10月、札幌高裁で裁判があったわけですが、負けたんです。警察官がこれを撃たなければならないという場面で発砲してでも、道の公安委員会が見て、いや、後ろに建物あると、銃弾1発までしか、どこに当たるか、硬いものに当たった場合、どこに跳ね返るか分からないと。そういう危険性があったにもかかわらず、発砲したと、そういうことで撃った猟友会のメンバーの猟銃が取り上げられたんです。裁判やっても負けだ。当然上告したわけですが、こういう自分が頼まれていって、正義の感で行ったのが罪になるというふうなこともございますので、この辺の発砲に対しては政府の方針も、ガイドラインも見なければ駄目ですけれども、しっかりとまずは頼まなければならない猟友会と話を持って進めていただきたいと思います。その点についてはどうですか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 桑田議員、今おっしゃられたように、これから国のほうからガイドラインが示される予定です。まず、駆除する方の要件が定められておりますので、それを満たす猟友会の会員をピックアップし、その方にあらかじめ了解を得た上で、市の対応マニュアルをつくっていきたいと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 そして、もう一点のお願いですけれども、やはりハンター、猟友会のメンバーも大体高齢化になりまして、数そのものが減っております。いわゆる政府内あるいは国というか、都道府県全体的に、これはやはり自治体で責任持ってハンターの養成、あるいは駆除できる職員の採用とか、そういうのも考えなければいけないときなんじゃないかなということも出始めておりますので、その点も一緒になって議論の対象にしていきたいと思います。これはお願いでございます。

それでは次に、当市の観光名所の看板でございますけれども、これ特定なことを申し上げますと、私の住む喜良市にある十二本ヤスというのがございまして、このことについていいましようか、このことについて私に住民からお願いがあったわけです。確かに村外れまでには十二本ヤスはこちらですよという矢印が出ております。そこまでは誰でも行き着けるんです。それから山に入ってから全然看板表示がないんです。かなり十二本ヤスまでは、キロ数でちょっと測ったこともないんですけれども、初めて行く人は右見たり左見たりして行くので、かなり長く感じられるでしょう。だから、その辺の近くで、その辺の近くと言えは畑が主なんですけれども、そこには更正町の人たちがたばこを作って、

かなりあの人たちが農繁期になれば過ごしているんですが、必ずそこに立ち寄って、いや、今行ったんだけど、ないと、本当にあるのかと言えば、もっと先だねと言っている、しゃべってもまいねはんで、農家の方々がわざわざそこまで案内することも何回か度々あったそうなんです。ですから、初めて行く人は、やっぱり不安でありますし、また道路も、舗装もある程度は完備されているんですけども、その先砂利道等もございいますので、やはり目的に向かう人であればちょっと不安になるんでしょう。そこで、親切心から、やはりあと10キロ先ですよ、もう少し行ったら5キロ先ですよ、3キロ先ですよ、待避所ありますよとか、そういう細々な配慮、これしてほしいと思います。

というのは、十二本ヤスとか、そういうところに行く人は、金木に2回目、3回目来る人なんだそうです。1回目は、やはり斜陽館と三味線会館、その辺を見て回って大体時間がいっぱいいっぱいになると。次に来た人は、斜陽館もある程度見た、三味線も聞いたということで、確かにみんなと同じ行動を取らなきゃ駄目なので、三味線会館、それから斜陽館には入りますけれども、すぐ出てきて、自分でインスタとか見て、金木のここに来なければ見られないものとか、いろいろな太宰ゆかりのところ、例えば雲祥寺の地獄絵図とか、南台寺に行けば太宰のお墓もございいます。そういった感じで回ると。あとは、今私が申し上げたとおり十二本ヤス、そちらのほうにも行くと。これは、リピーターの人が行くんです。ということで、そこまで行くにしても、やはり案内看板がないと。だから、途中で引き返して、またいろいろな人に聞いて、いろいろな人もまだ何回も来て仕事にもなんないので、どうにかしてくれということで私に相談したわけでもございいますけれども、きちんとした形で名所というのをうたっているのであれば、最低そのぐらいまでの親切心を私は持っていると思います。そういう小さなことが観光客にとって、これやっぱり隅々まで行き届いた市なんだとか、そういうのを印象づけるわけで、ちょっとしたことでございいますので、この点については旧市内、あるいは金木町内の中にある名所であれば、いろんなもんでたどり着くんですけども、そこから離れて一步山道に入るとか細い道路に入るとか、そういうところでなければならぬという場所については、初めての方が行っても分かりやすいような表示、これはやっぱり私はここでお願いしたいと思います。その点についてはどうですか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 議員おっしゃられている十二本ヤスは、いわゆる隠れた観光スポットだと考えております。そのような観光スポットの中には、個人所有の土地もありまして、地権者が観光公害の点から誘客に難色を示すこともあるため、市としましては積極的な情報発信は難しい場合もあると考えておりますが、案内看板の設置については地権

者の意向や周辺の状況などを考慮し、可能な範囲で検討をいたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 前向きな答弁ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の産直メロスについてでございます。1期目3年として、最初1,000万円、その後850万円、850万円という、私たちから見れば多額の費用が管理料として支払われたわけでございます。現在の収支の内訳ということに関して言えば、どのような状況になっているか、お伺ひしたいと思ひます。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 産直メロスの収支の内訳ということでございますが、各年度の売上額についてお答えさせていただきます。

令和4年度が9,192万円、令和5年度が1億278万円、令和6年度が1億1,335万円となっております。このうち15%から20%が手数料として指定管理者の収入となります。残り80%から85%が出荷者の収入となっております。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、管理料がなければ、収支のバランスが取れないということ御理解してよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 現在のところは、指定管理料が入って若干の黒字という形になっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、今後の見通しとして、管理料というのは、いつまでお支払いということになりますか。あるいは管理料が支払われない状況というのは、どういう状況でございますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 いつまで指定管理料が発生するかというのは、やはり施設の状況によりますが、支払われなくなるというのは売上げのみで経営できる状況です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 分かりました。これ、管理料がなくて売上げだけで収支のバランスが取れるというのは、大変難しい話だと思ひます。現在に至っても、4月には、食品メーカー大手のマエダさんも金木に進出しております。あとあの辺は、薬王堂、それか

ら産直メロスには関係ないんですけども、サンデーもございます。その点から見て、マエダが来たということは、はっきりとした影響というのはまだ分からないかと思っておりますけれども、じわじわ食品に関しては、食べるものに関しては影響が出てくるかと思っております。というのは、産直メロスは、あそこ1軒だけで晩の食材が全部確保できないわけです。やはり2軒目とか、凝っているもの作る人たちは3軒目とか、そういうのを歩かなければならないということで、なかなかマエダが来たということで食品の販売、野菜物の販売についてはこれからだんだん苦慮するんじゃないかなと思っております。確かに毛内マネジャーをはじめ、スタッフの全員、まず声がけもよく大変頑張っているのは見えております。しかしながら、現状としては、取り巻く環境としては大変厳しいものがございます。その点、管理料を払わなくするためには、収支、これがやっぱり取れなきゃ駄目だということで、この辺についても市のほうでも徹底的にアドバイスあるいは協力を惜しまない、この体制を取って、しっかりと独り立ちできるようにお願いできればと思いますので、その点についてお願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 産直メロス、今後についてであります。物価高騰等、不安定な社会環境の中においても、指定管理者が安心して施設の管理運営に専念できるように、市のほうでもサポートしていきたいと思っております。また、出荷者友の会との連携をさらに推進して、会員の増加や商品の品ぞろえの充実を図り、地域活性化の拠点施設として指定管理者の運営をサポートしてまいります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これは、余談な話になるわけですけども、観光客の人に聞いてみれば、確かに観光はあるが、金木は太宰の隠れ家とか散策するのも多いんですけども、やはり公衆便所がないと言うんです。公の便所がない。そして、産直メロスにおいては、今は何脚か椅子も用意してありますけれども、休むところがないと。確かに食堂の中で自由に休んでくださいという看板といたしまじょうか、そういうあれは見えるんですけども、なかなかその前でいろいろしとぎ餅とか笹餅とか、それからパンも売っているし、それからソフトクリームも売って、斜陽館から早く出た人はあの辺で小腹空けば何かかんかという感じなんですけれども、日本人、年いった人は立って食べるという習慣がございません。若い人は、立っていてもその辺歩いて食べるのがもう小さいときからの慣習でもって慣れているんですけども、年いった人は休んで、椅子に座って休むという、立って食べればまた行儀が悪いというか、そういった関係で、親御さんからも育てられたんだと思うんですけども、立って食べるという習慣がないということ

で、中の品ぞろえばかりではなく、外の環境、これも見て、産直メロス、これはやっぱり考えていかなければならないと。

あと、公衆便所については、早期に、最近のピークが落ち着いて、西澤旅館、西沢家、あそこを早期改修というふうになって、きちんとした形で公衆便所とか、いろんな情報の発信、その場にしていただきたいと。そして、観光客とも交流が持てる場、そういうのをやっていけば、やはり産直メロスもまた生きてくるんじゃないかなと。そして、弁当あたりでも、今はほとんど観光バス来ているんですけれども、皆さん駅にストーブ列車で着いて、観光バスの中で食べているんです。観光バスの中で弁当、どこの弁当だと言えば、秋田の曲げわっぱ弁当とか、そっちの県外の弁当、いや、それさ間に合うんだかといえば、トライアルとか、そういうスーパーの場合は向こうから食品、朝とか夜のうち走ってくるところで、それに乗せてくるんだそうです。だから、全く飲食に関しては、金木から買うものがないということで、その辺においても金木は、売上げは元のマディニーにあった「はな」という食堂は、結構今の若生の昆布飯とか、地元産、けの汁とか、太宰が好きな根曲がり竹のラーメンとか、そういうので結構、それでも団体客が入っていました。あれが今どこになったかというと、他県の弁当、そういうふうに変わっておりますので、その辺もやっぱり知恵を絞って、これから西沢家も含めてどういうふうな展開でもって観光客プラス地元の人たちにも浸透を図っていくかというのを、これ一つの課題だと思っておりますので、その辺も頭の中に入れておいて、今後のあの辺の計画を進める上でお願いしたいと思えます。

次に、公民館についてでございますけれども、先ほど答弁にはコミセンでいくというようなことございましたけれども、コミセンになった場合は、今までの公民館でやっていた学習教育活動とか高齢者大学、あるいは公民館まつり、この辺の事業というのは受け継がれるものでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

現在、金木公民館で行われております議員御発言の高齢者大学や公民館まつり、また公民館を利用しています市民教養講座、金木文化団体協議会の皆様方のそういった利用に関しては、コミュニティセンター建設後もそのコミュニティセンターを利用して実施していく予定となっておりますので、御理解のほう、よろしくお願ひいたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私はっきり言って、その辺は理解できないんです。まだ金木は7,500名ぐらいの人口が存在しております。そのぐらいの人口であれば、生涯学習あるい

は社会教育といった、そういうものが充実していなければ、その地域は発展しません。ましてや高齢化社会に入っています。高齢化の人たちは、これから独り暮らしが多くなると。そうなれば、子供、孫、その人たちには、面倒かけたくないと、そういうわけで最後まで、ぽっくり逝くまで自分で自立した生活を送りたいと、そう願っている人が私は多数だと思います。そのためには、やはり公民館を核として生涯学習、いろいろな勉強する、あるいは社会教育的な、そういう事業をやらないうところであれば、ただ今のコミセンであれば、これは若松町の町内ですけれども、これは若松町のコミセンにしかありません。初めは、受け継いだ当時は、ある程度利用者があるかと思いますがけれども、だんだんこれは尻すぼみになって、若松町内の集会所ということになりかねないと私は思っています。コミセンの管理は、誰がどのようにやるのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 新たに建設するコミュニティセンターですけれども、管理運営に関しては、一応教育委員会と総務部、それぞれ協力して、どういった形で委託業務していくのかというのは今後の検討になりますが、現在行われている高齢者大学、金木の文化まつり、あとそれぞれの教養講座、また金木文化団体協議会への対応、そういったことに関しましては教育委員会が責任を持って継続していきますので、またそういった事業はもともと教育委員会の事業ですので、教育委員会と一緒に協力しながら実施してまいりたいと考えておりますので、その辺御理解のほどよろしくお願いします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ管轄も公民館は文科省でしょう。そして、コミセンというのは総務省です。これ総務省のコミセンという捉え方は、防災関係、結局避難所なんです、中心が。公民館は、文科省の関係なんで、勉強、学習、そういうのが観点なので、今部長しゃべったというのは、それ初めだけです。将来にわたって住民に対して事業をやるというのになれば、公民館として残してほしい。これ私ばかりそう思っても駄目ですので、これこそが住民懇談会等でじっくりとそこに住む金木住民と膝を交えて議論していただきたいと思います。ただ、新しいのを建てれば、最初は、地元のてらんども喜びますけれども、中身なんです。そして、今理事者側考えているのは、ほとんどこういう大きな建物というのは委託管理しています。委託管理じゃ確かに安くつくはんで、いいかもしれないけれども、中身がないです。責任があった職員がいて、いろいろな指導をする、これは私は地域も盛り上げるし、同じところに住んでも、五所川原その辺、気持ちに寄り添ったまちなんだなど。建物とかハードな事業はいっぱいあってでも、中身ソフトな事業でしっかりしていかなければ、その市全体がよく見えないんです。確かに子

育てあるいは福祉の充実はやっていきますけれども、いろいろ叫ばれて、まなぐさ見えるとこだけよくても、心の支えどころとなる、そこをしっかりとやらなければ、住んでよい五所川原にもならないし、また誰一人取り残さない五所川原のキャッチフレーズ、いろいろいいキャッチフレーズ立ち上げておりますが、中身が私は今まで出ていないと思います。弱い人、小さな命に寄り添った市政をやる、これがこれからは高齢化社会になる、これは一番市民も期待していることですし、今後そこのところにおいては、それはいろいろ金もかかるかもしれませんが、そこを大事にしなければ、私、住民の方々も市政に対してもついていけないという部分もあるので、その辺お互い人間の心ということも酌みしていって進めていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、これコミセンってはっきり決まったんでしょうか。最後1点、それだけ熱帯びて、ちょっとその辺、最初聞くの忘れていきますけれども、コミセンというのははっきり決まったことでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 先ほども答弁申し上げたとおり、コミセンという方向で現在進めております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それは、例えば金木の住民がコミセンじゃない、いろいろな話、公民館あるいはコミセンとの違い、それははっきりと分かった上で、いや、やはりそれでは公民館で行ったほうがいいなという住民の声があった場合は、今の部長の答弁はどうなりますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 コミュニティセンターは、触れ合いのある心豊かな地域社会の形成を目指し、コミュニティ活動の推進及び地域の防災活動等の拠点として設置しております。また、公民館につきましては、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るために設置しております。いずれにいたしましても、金木の住民の皆様が使いやすいような施設にしていくことが大変重要でありますので、御意見等しっかり聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 その回答を了として、今回はこの場で終わりたいと思います。しっかりと住民の声を、まずは公民館とは何、コミセンとは何、その辺の違いもはっきり示した上で住民の判断を仰いでいただきたいと思います。

最後、5番、住民懇談会についてでございますけれども、対象者、これ今聞いた上で

は、私は大変少ないという人数だと感じているんですけども、その辺、理事者側はどういうふうにこの人数というのを感じているのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 御指摘のとおり、大変人数は少ないものとして捉えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ野球でもっての消化試合じゃ駄目なんです。おめだちやっただって、おめだち来ねべと、そういうんじゃ駄目なんです、やっぱり。集める努力しなきゃ駄目だと思います。これ参加人数の参集範囲どうなっておりますか。また、この日にちに対しての周知、どのような周知の仕方をしているのか、その2点についてお伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 住民懇談会は、市民の方であればどなたでも参加することが可能です。地域の代表として町内会長や住民協議会会長の皆様へ個別に案内しているほか、市広報や市ホームページでも開催を周知しているところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今のように周知しても人が集まらないということは、どこがここかがおかしいわけです。その辺は、集める努力をしてください。

そして、3か所見ますと、一時コロナ禍で、ある程度町内会長、これ限定して集まってもらおうという形にしたと思うんですけども、その形というのがまだ一般町民に対しても、そういうものを持っている人も私は多分にあると思います。というのは、町内会長来ても、なかなか町内会長が自分の町内の意見を集約して持ってきていない人が多いんです。というのは、これは旧五所川原はどうか知りませんが、うちほう旧金木においては成り手がいないんです。ほとんどの町内が輪番制なんです。年いった人でも若い人でも、番だからおめえやれという感じで、ある程度年いった人でなれば、やはり回覧板等も日にち過ぎてから回ったりして、大変困っている町内もございます。そういうことで、町内会長ばり集めていても、町内を把握した、集約した意見を持ってくるんじゃないくて、仕方なく行くんだ感じで行くんですけども、何せ若い人に当たった場合は夜遅くまで仕事したりとか、なかなか参加する人も少ないということで、一般の町民、皆の参加型の住民懇談会、そしてあらゆる意見を引き出すと。

今までは、テーマを決めてやっていました。テーマを決めても、例えば防災なら防災のテーマで決めてやっていました。職員が20分、30分説明して、これについてどうですかかって、質問できるわけじゃないじゃないですか。専門家でもおべだふりしてや、まし

てや自分で何も関係ねえ、何も興味もない防災だのってべろっと出されて、今はこういう時代でこうなって、こういうた避難ですよなんて言って、皆さんどう思いますかたって、皆さんは違う要望を出しに来ているわけだし、このテーマに沿ってどんだのかんだのって、やはり同じテーマを決めるのであれば、例えば金木であれば今やっている公民館どうなるべかとか、あとはいろいろ金木の自動車学校も廃校になったと。あの辺、金木の公民館もおいおい新しく建てれば、あそこも取り壊すと。その裏には、農業者トレーニングセンターといって、体育館もございました。そして、隣には、県の持ち物ですけれども、金木地域農業改良普及センターもございました。莫大な土地がございます。あの辺の開発といいましょうか、どうするのか。その辺の議論、身近な議論をすれば、皆さんいろいろ乗って話もできるんですけれども、テーマを決めるにしても、皆さんが興味を持つような身近なテーマでもって話していただきたいし、またオープンにしてもらえば要望合戦だと。

これは、私も議員の研修に行っ、ほかの市町村に行っ、議員が主導でもって懇談会をやっていると。そうなれば、もうあそこさ側溝入れてくれ、あそこを直してくれ、もう要望合戦だと。確かにそうなってでも、2年、3年、それを繰り返しておけばそれが収まるんだそうです。本来のまち、自分たちの住みやすいまちというのは、どうすればいいのかというのに変わるの、その点初めから要望は駄目だとか何とか決めないで、その人にとってはそこが改善になんねば住みやすくなるどころで、その人個人のために、ではそこを直してほしいというのは、私は当然だと思うんですけれども、それがみんなのためによれば、それはみんなのためにならないわけで、優先順位が低く、やらさねと。なので、ある程度政治やる身にしては、要望を受けた、受けたがやれないと言えば選挙にも結びつくはんで、何とかと、そういう要望合戦はしたくはないんですけれども、毅然として、ここはこういうわけでなかなか優先順位から低いし、なかなか手はつけられませんよと。そういう毅然とした、逃げないで、逃げた政治をやらないで、できるものであればいつからいつまでやりますよ、できない問題はこれはちょっとできないよと、はっきりと言ったほうが私はいいと思うんです。そうなれば、やはり市民との気持ちの触れ合いもだんだん出てきます。これは、一、二年では解決できないかもしれないけれども、そういう本音でもってやっていかなければ、私はこれからの世の中、なかなか渡り切れな思っておりますので、今年はその辺を加味した上での住民懇談会にさせていただければと思ひます。これ要望でございます。

最後に、慰霊祭でございますけれども、何か部長の答弁によりますと、いろいろ県の主催とか、そういう主催でやるときは案内を出すので、そちらのほうに行ってください

ということの話に私聞こえましたけれども、これ隣のつがる市でもやっておりますし、黒石、平川でもこれやっているんです。確かに今までは、遺族会の人たちが市浦、金木、五所川原で分かれてやっていたんだと思うんですけれども、やはり高齢化でなかなか献花台といいますか、そういった準備できなくなったそうなんです。そういうわけで、私も慰霊祭で今まで関わってきた人とか、どこか隣のつがる市みたく、市でやれないものかなと、一回議会に諮ってもらえないかなということで私取り上げてみました。つがる市では、福祉バスとかバスも各車力のあっちから行く人を拾ってきて1か所に集めて、みんなして慰霊祭をやる。中身においても、ごく簡単なもので慰霊祭の場合は、祭壇というんでしょうか、そういうのをまず設けると。そして、献花の花、それを用意して、費用的には幾らもかからないということなんです。その辺、やはりこれは遺族会がやらなくなった、遺族会の方々が亡くなった、だからといって途絶えさせてはならないことだと思うんです。

これ太平洋戦争ばかりの戦没者見ても、全国でも310万人というような大きな数です。県内でも2万9,000人です。うちほうの五所川原市、これは昭和時代における戦争とか戦いであったわけでありましてけれども、これは太平洋戦争あるいは満州事変、日華事変、この3つの戦争でもって旧五所川原市内で亡くなられた方が大体800人ぐらいいるそうなんです。旧金木町は419名って確定しております。旧市浦は大体150人くらい。一番戦没者の名前も、亡くなった名前もなかなか引き出せないのが旧五所川原市なんだそうです。ここに来て、いろいろ市役所に来て台帳を出してもらえないかという話もしてみたんだそうですけれども、ないの一点張りで、なかなか出せないということで、本当になのか探すのが面倒なのか、その辺は定かではございませんけれども、また旧五所川原単位でやっていないんじゃないかなと。旧中川とか飯詰とか、あの辺の昔部落を形成した段階でやっていたので、旧五所川原市という数には出てこないのだから分からないけれども、いずれにしても旧五所川原市でも800人ぐらいはいるそうです。これやはり市でしっかりと慰霊祭をやるということになれば、どんなこととしてでも靖国神社等、いろいろな大きな神社等にも行って、その辺は確定しなければ、何さ手を合わせればいいのかということが分からなくなりますので、もしやるのであれば、まずは五所川原市の不明戦没者、これをまずははじき出さなければならぬと思っております。

というわけで、これ招魂堂というのは、いろいろ国のために自分の命をささげたわけです。その御霊を鎮めるためにも建立されたものでございますので、その辺加味した上で、うちほうもつがる市、黒石市、平川市でやっているということなので、その辺のことを事務方で連絡を取り合ってみて、どのぐらいの範囲で自分のほうではやれる

のかやれないのか、その辺もひっくるめて御判断を願いたいと思うんですけども、その点について、まず前向きにやるお気持ちがあるのか、その辺についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 金木招魂堂の修復に関する負担についてお答えいたします。

金木戦没者遺族会が解散したことと、建物は未登記のため、管理者、所有者が特定できておりません。また、憲法上、供養や安霊などの宗教的儀式を伴うものは、国や地方公共団体主催で行うことはできないことから、建物の修復に関わる費用を市で負担することは困難と考えてございます。また、周辺の市、町へこういった例があるかどうかは、今後確認してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 招魂堂の修復の件については、指定文化財にもなり得ないと、そういうことで確かに町の公金を出すのはいかなものかということ、それは納得いたしましたけれども、慰霊祭についてはこれは遺族会自体がもうできなくなっている状況でございますので、しっかりと、やはりこれはなくてはならないと。今ウクライナとロシアが戦争しています。こういうことを続けることによって、自国では戦争を起こさないという機運も高まりますので、これはぜひとも市が主体となってやってほしいということでございます。私の思いでございますけれども、その点についてどうですか。前向きに考えられますか。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

先ほど慰霊祭と、それから追悼式というものが性格的に違うものですよということで、そこはまず御理解いただきたいと思えます。青森県、それから国、国と地方公共団体です。それから、議員おっしゃったように、県内でも10市中5市、追悼式という形で亡くなられた方を悲しむという儀式をやっているわけでございます。このことと遺族会が通常行っております安霊供養といったものを伴うものとはやっぱりある程度線を引く必要があると。10市中5つの市が行っているのも、あくまで政教分離原則に反しない範囲でやっているということでもあります。五所川原市の在り方については、先ほど申し上げましたけれども、国、青森県が行っている合同追悼式、こちらのほうの御案内を引き続き行っていくということで、市各地区の合同の追悼式にもって代えるという考え方でございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私の勉強不足で追悼式、それから慰霊祭と、その辺の区分もできなくて大変申し訳ございませんでしたけれども、やはり、では追悼式であればできるということで理解してよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 追悼式というのは、御存じのとおり国でも青森県でもやってございますので、それは追悼式という形であれば法的には可能でございます。10市のうち5つがそれぞれやっている、追悼式を実施している理由は、様々あるかと思うんですけれども、様々、残り半分は実施をしていないというわけですが、五所川原市のように国、青森県の追悼式があるので、参加する人数のこととかも勘案して国や県の主催する追悼式を御案内したほうがよいのではないかという判断をしている自治体もあるように私は考えておりますので、五所川原市もそれと同じような考え方を取っているところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 10市のうち5市がやっているということで、半分はやっているということなんで、やはりうちでもできるんじゃないかということでございますけれども、やらないという選択肢はないですよ。お聞きいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 繰り返しになりますが、当面のところは、国と青森県の合同追悼式の参加を促すという形で、この催しに主として関与していくということを考えてございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 一応部長の答弁聞きますと、やらないというふうに私は解釈いたしました。

最後に、市長のこの件についての御意見を聞いて終わりたいと思います。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 先ほど桑田議員が言ったように、やれないものはやれないと言ってくれということですので、この件についてはあくまでも全国戦没者の追悼式及び平和の記念日、これのこの日の8月15日に青森県でも県が主催をして青森県戦没者追悼式を行っております。この追悼式には、今金木の戦没者の遺族会はなくなりましたが、県のそれぞれある遺族会がこの日にみんな参加しているんです。案内があって、この日に各地区の戦没者遺族会が残っているところは、そこが一つの窓口になって、県の戦没者の慰霊追悼式に出ています。ですから、私は、逆にこれからの高齢化、あるいは戦争を

知らない子供たちがこれから出てきた上でやれるのは、県レベルでしっかりやったほうが追悼式が最後までやはり残るものだと思っております。ここで、じゃ考えてやりますとやった場合、いずれまたこれがやれる状態でなくなると私は思っていますので、私もこの件についてはやるというような考えはありませんので、その辺は述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これですら私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

次に、11番、松本和春議員の質問を許可いたします。11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 11番、三和会、松本和春です。2か月ほど前までは、残雪が多く、市内の水田でしたが、6月に入り、ようやく田植の作業も一段落して、昨今では令和の米騒動と言われる米不足が世間をお騒がせしています。今後は、実り多き秋となり、生産者、消費者共々安心しておいしいお米が食べられるようにと願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。1つ目は、農業の雪対策について。今年の冬の雪に対して、リンゴ、農業用ハウスが多くの被害を受けております。それに対する今後の市の政策、どのようにするのか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、基盤整備事業です。なぜ基盤整備事業が必要かと申しますと、基盤整備事業は、農地の有効利用と農業生産性の向上、そして農業構造の改善に不可欠なものであります。地域の実情に応じた適切な基盤整備を行うことで食料自給率の向上、農村地域の振興、そして農業の持続可能な発展につながると思っております。また、効果がいろいろ出ております。基盤整備事業を実施することにより、稲作労働時間が5割短縮、稲作の生産費が4割減という効果も出ています。また、基盤整備事業を実施して農地の大規模化を各区画の整備し、所有者や耕作者を新たに決め直すことになるため、担い手への利用集積促進、絶好の機会になるそうです。また、整備事業を契機に1年間、約1万町歩ずつがなっているようなのですが、担い手の経営をさらに効率化するためには、混合を進めていくことが効果的だと思っております。

次に、市の税収についてです。去年は、米も高い、リンゴも高い、それによって市の自主財源の税率についてお知らせしてもらいたいと思っております。

誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから基盤整備に対する市長の認識についてお答えをさせていただきます。

午前中の平山議員からも、この点について少しありましたけれども、基盤整備、水利の施設あるいは農地整備、例えば農業用の道路の整備、あとは農業の環境、いろんな観点からの基盤整備がありますけれども、多分松本議員がおっしゃっているのはやはり圃場の大区画化の整備だと思います。ただ、一言ここに付け加えておきたいのは、五所川原の農業従事者、第1次産業の従事者、大変高齢化しておりますけれども、全てが大規模化に向かうわけではありません。当然小規模経営での農業というものも、この地域を支える農業従事者ですので、その辺も含めてしっかりとやはり第1次産業、農業従事者に対しては行政も施策を取っていかなければならないとまず考えておりますので、その辺だけは皆さんで押さえておいていただきたいと思います。

その上で、これからの農業従事者は、高齢化しているのは当然です。それと同時に、高齢化の中で後継者がいないということで、これから担い手不足が考えられます。それを何とかして、食料の安全保障という面からも、この辺の農業の生産性を上げていくためには当然大規模化を図っていくしかない。それによって、若い人たちがやる気を起こすというような状況をつくっていかねばならないと思っています。

市においては、令和5年度にGNSSの設置をしています。市浦、金木、五所川原、もう既にスマート農業ができる状態になっておりますので、スマート農業をやはり推進するためにも圃場の大区画化を進めていかねばならない。当然今進めていますけれども、そこで終わりということではないと思っています。これから区画整備の場所等、まだまだ若い農業のグループがここもやってほしいというような話は漏れ伝わってきておりますので、その辺のお話を聞きながら、これからの地域の農業の生産性を上げながら、若い人たちが積極的に取り組む、そして農業の持続的発展、それがあある意味では地域の活性化につながっていくものだと思っていますので、基盤整備についての事業の推進については大変重要だという認識でありますので、よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 農業被害に対する支援策についてお答えいたします。

今冬の豪雪では、農業用ハウスとリンゴが大きな被害を受けております。農業用ハウスにつきましては、再建に要する費用の2分の1を県が、4分の1を市が支援する予定で本定例会に補正予算を上程しております。また、リンゴ農家に対する市の支援としては、リンゴの被害に関しては県と合同調査を行ったところですが、より詳細な被害を把握するため、現在全リンゴ農家に対しアンケート調査を実施し内容を確認しているところ

ろです。なお、国が既存の改植事業の拡充、要件緩和、被害樹の撤去、苗木供給の支援、県は被害樹の修復、撤去支援、苗木在庫の情報提供、高接ぎの技術指導等を実施する予定となっております。この国、県の支援策、農家の要望等を踏まえて、市としてどのような支援策ができるか検討をいたします。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 そうすれば、農業に伴う税収についてお答えいたします。

2024年産の生産者概算金の引上げ、またリンゴ販売額の高値に伴いまして、令和6年分の農業収入金額は前年比22.2%増の約130億円、農業所得者に対する令和7年度個人市民税額は前年度比9,200万円増の約1億3,900万円となっているところです。また、農業所得者の個人市民税額が自主財源に占める割合であります。1ポイント増の1.6%となっているところです。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

リンゴの被害、ハウスの被害に対する市独自の補助事業は何もないですね。国、県、市、市で何%とかでなく独自の補助事業、これはない。私は考えるに、何でも災害起きてしまってから補助を出す。リンゴでもそうです。ハウスでも。その前の対策を農業委員会、農政課でいろいろ考えながら、この地域の農業発展に尽くしてほしい。それが私の考えなんです。それを取っているのが他の地区ではあると思うんですが、その点をお知らせください。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 雪害を防ぐ取組に対する他自治体の支援策についてお答えいたします。

雪害を未然に防ぐ取組に関して、津軽地域の自治体に確認しましたところ、弘前市と平川市では、農作業を行うために利用される農道等の除雪を農業者や農業者で組織する団体等が行う際に、その経費の一部を助成する補助事業を実施しているとのこと。また、黒石市と藤崎町では、農道の枝線や圃場までの作業道等の除雪作業を農業者へ委託するなどしているとのこと。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 やはりよその地域は、率先してそういうのを支援しているのです。

3月議会で金谷議員が農道の除雪をまだやらないんですか。たつきゃ、業者が忙しい。忙しい忙しいちゅううちに枝折れ始まってしまったんです。それを弘前市とか黒石市、藤崎町、平川市では、営農組合みたいなそこに助成をして除雪機を買う助成を単独で出

す、そのようなことをやっているんだそうです。だから、これを業者に補助、お金かけてやるんじゃなく、その地域の農業の人に、トラクターへつける除雪機を補助するとか、そういうので雪多いときにすぐ農地へ行けるような施策とか、そういうのを考えてほしい。それをどう思いますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 雪害を未然に防ぐ取組というのは、議員おっしゃるとおり、非常に重要なものだと考えておりますので、市としても今後どのような対応、農道の除雪の対策について検討いたします。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 これは、まだ除雪費に対する増加になると思うので、今ふるさと納税の返礼品に米、リンゴが一番五所川原市では人気がある。その返礼品のためにも、ふるさと納税の財源をこういう機械の助成とか除雪の助成とか、そういうのに使われないものでしょうか。市長、どう思いますか。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 ふるさと納税を財源とした農業被害対策の実施については、可能でありますので、使い道については今後検討してまいりたいと思っています。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 ありがとうございます。検討するじゃなく、ぜひ行ってもらいたい。そうすれば、枝折れのこの金額でも県で7億9,800万円、こういうのが削減になって、農家の所得も増えると思います。ハウスでも12棟潰れて1,200万円の被害。これも補助はもらえるけれども、建て直したり片づけたりするのに大変なんです。だから、潰れる前の対策、これを十分考えてほしいと思います。

次に、基盤整備事業に入りたいと思います。先ほど市長の答弁がありましたように、基盤整備事業、大変大事だと。基盤整備だけではなく、飯詰地区の場合、今から63年から65年前の基盤整備なんです。農道は、軽トラも交差できない。大きい、今わあたり持っているコンバインあたり130馬力いくっても、ちょっと間違えればへぎに落ちる。そのような状態なんです。それで、省力化、効果的にやれますかと、やれないです。朝早く車の通らない、誰も通らないときにコンバイン運ぶとか、そういうことを皆やっているんですけれども、ぜひともこれ今飯詰地区の若い人たちが組織して動こうとしているので、そのときの応援をよろしくお願いしたいと思います。また、さっき市長が午前の平山議員の答えに農業委員会のこれからの計画話ししたんだけど、それはちょっと回答できますか。お願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 地域計画のことでしょう……

（「地域計画って、市長が施政方針のときもちよっと触れであったんだ。それをちよっと」と呼ぶ者あり）

それでは、地域計画についてお答えいたします。

地域計画とは、各地区の現状や課題、将来の農地利用の姿を明確化した計画で、農業者や関係機関を交えた地域の話合いにより、将来を見据えて誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、それをまとめた計画になります。当市の地区では、全部で6地区、五所川原北、南、東、金木北、金木南、市浦と6地区ございまして、地区ごとの計画を本年3月に策定をしております。その中で、現時点において既に基盤整備事業の実施が見込まれている地区については、策定した計画に盛り込んでおります。今後、新たな基盤整備事業の実施を計画する場合は、あらかじめ各地区ごとに毎年開催している集落座談会において事業の説明をした上で、地域計画に盛り込む必要があります。

以上です。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それと、基盤整備事業のネックが、みんな農家の人思っているのが高収益作物だと思うんです。これを個人個人で、今の長富の区画整理も基盤整備も個人でやると。でも、なかなか高収益作物を、あれだけの面積の30%と言えば30町歩、できるもんじゃないと思うんです。これをこれから支援していくために、農協とか法人している野菜農家とか、そういうのと相談しながら、田んぼの減反政策を取りまとめてほしい。高収益作物にするのが大豆、麦とかは駄目なんです。だから、何が高収益作物で、高収益作物でも手間かかってやれば赤字なんです。だから、お金が残ってプラスになれば高収益作物なのか。それを市単独でこれからも考えで高収益作物を作付面積とか、前の一戸副市長はタマネギを進めて、今年も試験やっているけれども、それ作るのにはできるんです。それを加工して販売する、そこまで役所が計画とか、一応そういう相談に乗ってくれるのか。そのこのところ、ひとつ答弁できればお願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 高収益作物の普及というのは、農業経営の安定化に非常に重要なものだと考えております。今実際タマネギの実証試験、実施しておりますので、それらの結果を踏まえて、農家に対してどのような指導等ができるか検討してまいります。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 そういう事業に対して、もっと職員が視察とか、そういうのを始

めてほしいんだけど、それはできますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 高収益作物の栽培状況等の視察は行っております。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それは、何県へ何を見に行きましたか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 秋田県にタマネギの栽培を視察に行っております。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それを指導して、タマネギの苗を作って、今定植に入ると言うんですけれども、農業センターの状況とかどうです、今の段階で。分かりますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 栽培の状況、場所によって差がありまして、栽培が遅れているところと進んでいるところ、ちょっと現在では差が開いている状態です。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それで、売り方、それについても今後勉強して、いや、わあも秋田の業者ともいろいろと懇談会開いて検討して、タマネギの機械をリースしたりなり、加工施設とか、今のところこっちにないんです。だから、そういうのを検討しながら、できればこれから農協と契約するとか、そういうのをぜひとも考えて指導してほしい。私は、これから農業は農業委員会と農政課にあると思いますので、ひとつ努力してください。

それと、やはり後継者が最高のときから見たら、10分の1になったように、平均年齢が77歳、こういうデータが出ています。77歳の農家の人、いつ倒れるか分からないです。田んぼにいて倒れて入院している人もいるのだから、議長笑ってればまいねや、だんで、そういうのをいつそうなるか分からないどこで、常に大規模の農家だけでなく、多分面積減ってくると思います。べろっと今の規模で100町歩、200町歩作りなさい。できるわけないんです。水引きったって、今の用水では、田んぼ見に歩いているだけで、一日に余すような状態です。だから、そういうのも検討して、国のモデルで進めた事業もできなくなったので、やはりこれからは県のトップへ行けるような農業政策考えてほしいと思います。

それと、次に税についてであります。先ほどの答弁で、農業の税収が去年が4,000万円ちょっと増えているんです。それが市の自主財源に対して何%っていったら、どうだろう、1%増の1.6%。農業の収入増えて、税金が増えて、何で市の財政が上がらないか。

どう思いますか。ちょっと答弁できるか。

○木村 博副議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 先ほど申しましたけれども、税収で見ると昨年度と比べて9,200万円ほど増えている状況です。ただ、これ個人住民税、全体の比で見ると、令和7年度の税額は市民税全体の7.2%となっているところであります。先ほど自主財源による割合1.6%と申しましたけれども、自主財源には市税のほか寄附金とか、様々な、あと繰入金、こういうの、収入を自主財源として見ていますので、一概に1%増となっておりますけれども、ほかの項目がありますので、ただ単に1.1ポイント増えたというので喜びとかはないと思います。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 単に1%と言うけれども、この1%、何百億円の予算が1%って大きいんです。だから、ちょっとした助成とか、農業に対する声がけ、それでこういう税金が1%、令和6年度で約4,700万円が農業の人たちが余計税金を納めているということになるのです。だから、今後あまり農業を甘く見ないで、みんなで努力して、自主財源を多く上げていきたいと思います。今後とも、さっきふるさと納税、市単独の事業をぜひとも早めに今年は、もう雪降るの分かっていますので、それに検討して充てるようにしてほしい。枝折れとかあれば、農家の収入、リンゴも減ります。ハウスが1つ潰れれば、建てるだけの経費でないです。直したり建てたりする予算がまた必要と。それを解消するためにも、除雪をぴんとやってほしいと、それが要望です。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○木村 博副議長 以上をもって松本和春議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時25分 散会

令和7年五所川原市議会第4回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

令和7年6月10日（火）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

9番 藤森 真悦 議員

1番 花田 勝暁 議員

5番 伊藤 雅輝 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（19名）

1番 花田 勝暁 議員

2番 金谷 勝 議員

3番 和田 祐治 議員

4番 木村 清一 議員

5番 伊藤 雅輝 議員

6番 藤田 成保 議員

8番 秋田 幸保 議員

9番 藤森 真悦 議員

10番 黒沼 剛 議員

11番 松本 和春 議員

13番 高橋 美奈 議員

14番 外崎 英継 議員

15番 木村 慶憲 議員

16番 平山 秀直 議員

17番 桑田 哲明 議員

19番 山田 善治 議員

20番 木村 博 議員

21番 伊藤 永慈 議員

22番 山口 孝夫 議員

◎欠席議員（2名）

12番 成田 和美 議員

18番 鳴海 初男 議員

◎説明のため出席した者（30名）

市長 佐々木 孝昌

副市長 鎌田 寿

総務部長 川浪 生郎

財政部長 佐々木 崇人

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	古 川 清 彦
上 下 水 道 部 長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	小 林 益 代
教 育 部 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 昌 志
選 挙 管 理 委 員 会 長	鳴 海 新 一
事 務 局 長	小 田 桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
監 査 委 員	
事 務 局 長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
農 業 委 員 会 長	
事 務 局 長	蛸 島 秀 樹
管 財 課 長	永 山 大 介
財 政 課 長	石 田 幸 嗣
国 保 年 金 課 長	古 川 竜 大
健 康 推 進 課 長	山 内 かおり
子 育 て 支 援 課 長	鎌 田 郁
福 祉 政 策 課 長	吉 田 純 也
商 工 観 光 課 長	西 村 長 幸
農 林 政 策 課 長	外 崎 洋 文
都 市 ・ 交 通 課 長	飛 鳥 順 一
経 営 管 理 課 長	蒔 苗 勝 久
学 校 教 育 課 長	須 藤 淳 也
教 育 総 務 課 長	

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 工 藤 義 人

次 長 毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。今日も暑くなるみたいですので、上着取られてもよろしいです。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員19名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、そしてネット中継御覧の皆様、改めましておはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。前回に引き続いて、トップバッターでの登壇となります。今回も市民の声を背に市民目線で、そして市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。市民の皆様に、そして理事者の皆様に少し分かりやすく説明したいと思います。画像を見せながら、少し質問の時間長くなるやもしれません。御了承くださいませ。

それでは、始めさせていただきます。まずは、通告の1点目でございます。再生可能エネルギーについて質問します。まずは、陸上風力発電について。令和5年第2回定例会も当市の再エネに関する質問をしております。その際、近隣自治体でもあるつがる市の陸上風力発電事業では、事業者の試算であります。20年間で約50億円という固定資産税、要は自主財源が入ってくることによって地域への恩恵があるという説明をしました。一方で、自然環境への影響や景観の変化を懸念する声もあり、例えば八甲田山で計画されたみちのく風力発電事業が地元の同意を得られず計画が撤回されるなど、それまでは主に事業者の意向により開発が進められ、各市町村が個別に対応してきた再エネ事業です

が、令和5年9月に青森県が自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想を策定し、県はこれからはしっかりとしたルールに基づいた事業を展開し、地域としての考えを対外的に可視化する手段としてゾーニングを行っていくと発表しました。今年3月に県議会で青森県自然地域と再生可能エネルギーとの共生に関するゾーニングと課税、合意形成を行う全国初の条例が可決され、7月から施行されます。画像をお願いいたします。こちらが県が発表したゾーニングの区分、少し細かいので、簡単に説明します。地域分けの資料になります。簡単に言います。赤い部分、保護地域である事業の実施が不可です。黄色、国有林、牧野と、白色の民地等の中間に位置する共生区域が再エネの導入を促進する区域であるということを表した図になります。分かりやすく説明をします。こちらが地域区分を表したゾーニングマップになります。このマップを見ると、当市、旧五所川原、金木、市浦が広範囲にわたり、県内でも有望な促進区域になり得る可能性があることがお分かりいただけるかと思えます。

このように、県のゾーニングマップが公表され、事業者からの問合せも恐らく相当あるのではと考えられます。当市で事業が推進されれば大規模となることも考えられ、地域経済にも莫大な恩恵も考えられます。宮下知事は、3月の会見の中で、「市町村と連携し、住民の意見をよく聞きながら進めていく。自然と再生可能エネルギーが共存できる青森県をつくっていきたい」と発言されています。画像終わってください。

それでは、4点ほど質問します。7月から始まる青森県自然地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例の概要について教えていただきたい。

2点目、陸上風力と太陽光発電の取組について、当市の現在、そして将来に向けた考え方はどのようなものでしょうか。

3点目、また自然環境と共存共栄のためには、地域住民の御理解が重要だと考えます。再エネ等の周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4点目、発電事業が行われた場合、当市への恩恵はどのようなものが考えられるでしょうか。

以上、4点について質問します。

通告の2点目でございます。学びの場の創出について。フィールドワークの推進誘致について。この質問は、大学の誘致に関する質問を前回しておりますが、残りの項目に関しては時間切れとなったため、以前のように改めて今回質問をしたいと思います。大学の誘致に加え、関係交流人口創出のもう一つの施策としてフィールドワークの推進が挙げられます。近年の大学の地域連携、貢献への取組が増加してきている中、フィールドワーク教育のもたらす地域への様々な効果が注目されてきています。そこで、大学生

や高校生等が行うフィールドワークを誘致し、関係交流人口創出とともに、調査結果を当市に還元して地域活性化に結びつくフィールドワーク推進事業や地方体験交流事業等の施策ができないものでしょうか。市、国の活用できる補助金等も含め、市の考えをお伺いしたいと思います。

通告の3点目でございます。駅前再開発とにぎわいの創出についてです。この項目は、3つのポイントについて質問したいと思います。駅前再開発についてです。令和5年7月9日の新聞紙上では、2期目スタートから1年となった佐々木市長がインタビューに答えています。大きな表題に、「駅前再開発の支援に意欲」という文字が躍っています。こうおっしゃっています。「中心部活性化へ向けて、新たな宿泊施設を求める声が市に多数寄せられている。市内で経済的な動きも出ており、今がチャンスと考えている」と語り、民間で構想が浮上した場合再開発を全面支援する意向を表明する一方で、箱物行政はしない、市主導による整備については否定をしております。また、「駅前のにぎわい創出策については、駅から立佞武多の館までの通りが五所川原のメイン通り、ここをにぎやかなまちなんだと見せなければならぬと思っている。洋上風力事業の出張者で宿泊の需要が市内で高まっており、今がチャンス。中心街のにぎわいの創出は、宿泊と飲食を中心としたコンセプトで進めるべきだと考えている。官民連携で2期目の土俵にのせたい」と話されています。

インタビュー後のこの2年間です。館までのメインストリートと呼ばれる商店街は廃業が相次ぎ、これからも商人の誇りと胸に営業を続けてきた皆様が店を畳むという話も複数件聞いております。例えば来年、館がリニューアルオープンしても、にぎわいが戻るきっかけになり得るのか懐疑的な状況です。先日、大町の町内会、工事関係者の皆様に私、取材をしました。皆様の声を代弁します。ホテル事業は、つがる市に先を越されてしまい、駅前のホテル建設は後回しになるのでは。また、たとえホテル、マンションが建設されたとしても、大町のにぎわいも戻らない、断言する。また、仮にホテルが建設された場合、その後の青写真が全く見えてこないのだが。また、花田進前議員が駅前に道の駅を整備する構想を話されていたが、ホテルよりもそのほうがよほどにぎわいが出ます。また、協議会に参加された地権者はこう言います。本当にホテルが建つのか。お隣もお向かいの地権者も、疑心暗鬼になっている。また、会議に市の職員がぞろぞろと来るが、何も言わない。何のために参加しているのか、意味がないです。また、館の改修は、新たに床を張りかえるだけでほかは何も変わらないように見えるだろう。展示室も、安全基準の見直しで落下防止装置とスクリーン等が見えにくくなる。20億円かけた大規模改修は、市民から批判が出るのではというような、非常に厳しい意見をいただ

いております。

私は、行政が国の支援策等の助言をすることも必要ですが、その前に、以前、岩手県紫波町のオガールプロジェクト創始者の岡崎正信氏のまちづくりの質問しましたが、民間のトップにはこのようなまちづくりの専門家を外部から招聘する必要があると思っています。また、行政も今以上にもっと意見を言い、積極的に関わる必要があると考えます。今年1月に中心市街地活性化ビジョンを策定しましたが、市長が言うにぎやかなまちに見せるための具体的なビジョンはあるのですか。市長の2期目の任期も残り約1年です。果たして土俵にのせることができるのでしょうか。ぜひお考えをお聞きしたいです。

続いて、2点目でございます。立佞武多の運営、新作制作について。同じく令和5年、市長のインタビューでは、次年度以降の立佞武多の運営、新作制作をどうするのかとの問いに対し、「予算が許すのであれば毎年大型制作をするほうがいい」と。「ただ、1台作るのに3,400万円かかり、作るのか作らないのか。作らなくても補強し使う期間を延ばすという選択肢もある」と答えられています。私も令和5年第4回定例会の一般質問の中で、同様の質問をしています。制作費用は3,500万円、決して安くはない金額です。これからは、制作は市民の税金に頼らない広告戦略マーケティング等を運営委員会の中でぜひ議論をしてくれと、今までと同じく税金を投入するやり方は、変える必要があると質問しています。果たして、その後、これからの立佞武多の運営、制作、祭り開催補助金の在り方について本気になって議論されているのでしょうか。ぜひ委員会の会議録の開示を市民に向けて要望いたします。

私は、人口減少、税収減により将来を見据えた5年、10年、20年先の地域の祭りの在り方を考えれば、今までどおり少なからず税金を投入していくのであれば、商工会議所への祭り開催補助金、館の運営形態や、毎年3台の運行も改めていくべきとも考えます。歪曲されると困りますので、くぎを刺しますが、自主事業等により売上げや寄附金、協力金等の財源が確保できるのであれば、誇れる地域のお祭りとして毎年大型を制作し3台で出陣し、盛大に開催、運営するのに異論はございません。今回の補正予算、ふるさと基金の活用で来年度大型の制作に予算がついています。もちろん御寄附される皆様の思いもあり、これからの基金の活用もありなのかもしれません。しかし、ふるさと納税は、恒久的な財源ではないということを一方で考えなければいけません。これからの大型制作、運営、祭り開催補助金についてどうお考えでしょうか。質問します。

3点目でございます。五所川原市観光協会についてです。令和7年4月29日の新聞紙上で、「五所川原市観光協会組織見直しへ協議」という文言が躍っています。市長の定例

会見の中で、市と観光協会、会議所で、観光協会の組織見直しに向けた協議を始めたこと記載されています。佐々木市長は、観光協会ではこれまで自主事業が行われず、要は立佞武多の事業が中心であると、立佞武多以外の観光に対する取組ができていない。観光協会の再構築の話合いを進めるとしています。

私も観光協会に関する質問を過去に何度もしてきました。例えば商品開発の提案や、長年にわたる協会のホームページでの情報発信に関する情報更新不全のありさまを指摘しました。その後、市が予算をつけてリニューアルしておりますが、依然観光コンテンツが生かし切れていないように感じておりました。観光協会にも補助金が長年投入されてきています。現在は、約860万円、令和2年以前は毎年1,500万円から2,200万円です。ぜひ市民の皆様、特に若い皆様にも見ていただきたいのですが、観光協会のホームページの一番下に協会についてという項目があり、その中の役員名簿を見れば、そうそうたる役員のお名前が出てきます。尊敬する知見のある皆様ばかりです。協会自らが自主事業等で事業を行い稼ぐことを、今まで考えてこなかったのでしょうか。再構築の過程の中で、商工会議所、観光協会への補助金の在り方も含めて、私は厳しい判断も必要であると考えます。組織の見直しを考えているのであれば、外部からの新しい知見を備えた人材の投入が必要ではないでしょうか、質問します。

以上、3点について、全て市長の考えを市長の言葉で答弁を求めたいと思います。

通告4点目でございます。動物愛護について。この項目は、(1)と(2)をまとめて質問します。以前も一般質問の中で、高齢者が様々な事情でペットが飼えなくなり、行き場のない犬、猫が殺処分になる件数が地域で問題になっている。高齢者の集う場で、何かあったときのペットの譲渡先を考えていただく情報発信をお願いしました。譲渡の一つの施策として、青森市ではあおもりしワンニャン里親探しポストという取組を行っています。これは、やむを得ず飼えなくなった犬、猫の新たな飼い主探しを支援する、市ホームページを活用した譲渡紹介を行う取組です。画像をお願いいたします。こちらが青森市が行う譲渡紹介をするページの一部になります。このように、かわいいニャンコの譲渡情報を市内、市外から見る事ができるわけです。そして、こちらが市の公式フェイスブックです。こちらでも情報発信を行っています。青森市のホームページ、見てもらえば分かるのですが、しっかりとしたルールづくりの上で市のホームページを情報提供の場として活用しております。よく動物病院の入り口に譲渡の告知はありますが、気軽に閲覧できる市のホームページ、ライン等で青森市のような譲渡紹介に取り組み、できないものではないでしょうか。画像を終わってください。

そして、現在、青森県動物愛護センターでは、ペットをみとる飼いきるシミュレーシ

ョンという取組を行っています。センターでは、次のような言葉を投げかけます。「あなたが亡くなったら、誰が飼うのか。あなたが入院、施設入所等、お世話できないときに誰に預けるのか」。この言葉の先にあるのは、ペットの命の選択です。また、高齢者のみならず、若い飼い主が飼えなくなる事例も多発しています。病気や失業、家庭の事情、離婚、DV。結局は、行き場のなくなったペットが愛護センターに引き取られるのですが、全てが譲渡に結びつくわけではなく、やむなく殺処分されていくのです。愛護センターでは、公式ユーチューブで分かりやすく飼いきりシミュレーションについて情報発信をしております。ぜひ青森県動物愛護センターの公式ユーチューブやホームページ、そして譲渡情報を随時発信している公式インスタグラムのリンクの貼り付けも含めた動物愛護、殺処分を減らすための五所川原市としてのSNS等を活用した取組を推進していただきたいが、いかがでしょうか。質問します。

通告の5点目になります。市民の安心、安全の取組について。みどり町2丁目警察官舎内の空き地の活用についてでございます。私も以前、複数回にわたり担当課にもお願いをしており、令和4年4月には町内会からも要望が上がっていますが、いまだに解決に至っていない問題です。この町内にこども園が開設されたことも影響し、雪捨場が足りなくなっているそうです。町内にある警察官舎の空き地を雪捨場に開放してほしいという要望です。画像をお願いいたします。こちらがみどり町2丁目の警察官舎内の様子でございます。かなり広い敷地内の状況が御確認いただけるかと思えます。奥には、近年開設されたこども園があり、このこども園は、市指定の子供女性福祉避難所にも指定され、職員数は直近で35名、児童数120名が通われています。そして、職員駐車場周辺も含め、冬場の朝夕の積雪により混雑がひどい状況で、雪の押せる場所もなく、ほぼ1車線になるそうです。こども園手前には、地域住民のごみ捨場もあり、朝の混雑時にはごみ出しの支障も出てきております。警察官舎の敷地を何とか開放できないものかどうかという切実な市民の声を代弁した質問になります。画像終わってください。要望の経緯と警察官舎は、県の管轄になるかと思えます。警察からの回答も含め、この問題についてお聞きします。

通告の6点目でございます。メンタルヘルス対策について。この質問は、令和6年第3回、そして第5回定例会でも同様の質問をしています。カスタマーハラスメントが社会問題化する中、自治体でも窓口や電話での威圧や暴言等で職員がメンタルに支障を来す事例が多発しております。対策として、最も有効なのは、以前から何度も質問している告知による録音機能付電話の導入です。以前の質問では、むつ市での取組を紹介しましたが、その後、近隣自治体では鱒ヶ沢町が昨年5月から導入、県も新年度予算に録音

機能付電話や弁護士相談体制の構築に予算を計上しております。画像をお願いいたします。当市も、このように正面玄関にカスハラ対策として、大々的な今告知を打っております。市民の皆さん、御覧になった方いらっしゃると思うんですが、市民の皆様からこの告知が威圧感を感じ、逆に市民がメンタルに影響が出なければよいというような御指摘も実はいただいたりもしております。ここまでアピールしているのであれば、早急に職員がカスハラへの不安を払拭し、よりよい市民サービスの提供をしていただくためにも、録音機能付電話の整備、急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、通告6点に関して質問内容が多岐にわたっております。市民の皆様へも、そして私にも分かりやすい答弁をぜひよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私から質問の3の駅前の再開発と、にぎわいの創出についての3つの質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1問目ですけれども、私自身、令和5年7月9日の東奥日報、インタビューで話をしております。駅前の再開発の支援についての意欲について、新聞等で報道されているとおりでございます。私自身、2年前のインタビューから現在に至るまで、中心街のにぎわい創出に向けて、今期2期目でぜひとも土俵に上げたいという思いはいまだ変わっておりません。まずは、そのことを申し上げておきます。その実現に向けて、まずは令和7年1月に中心市街地活性化ビジョンを策定しております。市民が関係者と中心市街地の将来像を共有し、官民連携の中でまちづくりに取り組むという方向を示しております。このタイミングに合わせるように、民間が自分たちでまちをつくらなければいけないということの機運が高まって、令和6年10月には大町の大通りですけれども、大町1丁目を中心となって、地権者たちが構成する五所川原駅前にぎわい創出協議会を設立しております。その中では、当初から藤吉郎の跡地には何々、ホテルです。そして、向かいの旧朝日パチンコにはマンションをとというような構想があり、その都度、市もオブザーバーとして参加をしております。その中で、国の補助金制度等の説明を求められたときに、しっかりと説明をしながら、今後もある意味では民間が主導になって進めていくことに対して行政が全面的にバックアップをすると。

藤森議員の皆様方へのアンケートでは、相当ネガティブな話も出ているようですけれども、私も五所川原の大町の一丁目一番地です。その頃の私が知っている時代からもう既に50年、60年たって、まずはさま変わりをしております。高齢化が1つ、そして中心街の本当は駅前の商店街でしたけれども、商店をしている、まず住民がほぼいなくなっ

たということで、今現在、1丁目にしろ2丁目にしろ、住居的な部分が多くなっており
ますので、多分そういう意味では積極的に自分たちが商売に関わっていないというこ
とで、そのようなネガティブな話が出てくるのは、これはやはりしようがないのかなと思
っております。ただ、しかし五所川原の中心街をやはり何とかしなければ、五所川原そ
のもののせっかく持っている大きなポテンシャルが絶対生きてこないと思っているんで
す。そういう意味では、これから私の時代にならないかも分かりませんが、今回
立てた活性化ビジョンについては5年ではなく10年というスパンでビジョンを立ててお
りますので、今後5年、10年かかったとしても、中心街の市街地をつくっていかねば
ならないという思いであるということは伝えておきたいと思っておりますので、よろしくお
願いします。

次に、質問2の大型立佞武多の今後の制作等の議論ですけれども、確かに前のインタ
ビューでも話をしております。五所川原の大型立佞武多は、本来であれば民間主導で市
民と地域が共に創る祭りに移行して、参加者一人一人が主役となり、心から楽しむ姿、
その姿を見る者に感動を与えて、大型立佞武多の迫力、併せて五所川原の祭りならでは
の魅力を創出するということが大型立佞武多に与えられた役目だと思っております。今
後大型立佞武多の運営に関しては、当然制作や祭りの開催費用、全て今公費で賄って
いきます。ということは、非常に財政上の負担が大きい祭りです。これも考え方によっ
ては、この祭りそのものが五所川原に絶対的になくなくてはならないものであるとする
のであれば、公費もやむを得ないのかなという部分もなきにしもあらずだと思ってい
ますが、ただやはり税金を投入して全てを賄うということは、ある意味では必ず批判
の的になることも確かです。であれば、やはり協賛金あるいは大手のスポンサー等
をつけて、この祭りを少しでも民間の力を借りながら、進めていくという方向性
は立佞武多の運営の委員会のほうで当然協議してまいるようにお願いはして
おりますし、今後その話は進んで、結果的になかなか難しい問題ですので、
そう簡単に結論は出ないと思っておりますけれども、課題としてはやはり取り
組むべきだと思っております。

次、駅前のにぎわい創出の部分で、観光協会の関係です。観光協会、確かに観
光協会は、現実に五所川原の観光行政の補完がなされているのかといえば、補
完をしているという認識は持っておりません。そういう意味では、これまでの
観光協会は、実際駅前の観光案内所、そして立佞武多の運営委員会の中
では参画をしておりますけれども、なかなか本来の観光という意味では
ニーズに対して応え切れていないということは、誰しもやっぱり実感して
いることです。そういう中において、観光協会の課題として着地型観
光の視点から、観光地の経営ができるまず人材がいないと。そして、先
ほどホームペー

ジもありましたけれども、やはりホームページに対して発信をするような、まだまだ人材、能力が足りていないと。そして、何よりもやはり事業を進めていく上での計画を立てられるような人材、あるいは資金的なものが全くないということが大きな問題だろうと思っております。そして、来年の6月に立佞武多の館がリニューアルすると、必然的に西北地域の観光需要というものは、当然増えてくると思います。このような状況の中で、市全域の観光に対する取組まで、例えば観光協会がしっかりと手が届かない、行政そのものもなかなか手が届かない部分があると思っております。そういう意味では、チャンスを取りこぼすという懸念は間違いなくあると思っております。

これからの観光行政の中において、観光協会というものの位置は、大変これから本当は重要な位置なんです。市、観光協会、そして商工会議所、この3者がしっかりと連携を取りながら地域の観光というものを捉えて、地域に経済的なものをしっかりと享受できるような運営をしていかなきゃいけないと思っております。そういう意味では、今の観光協会というものは、その任を果たし切れていないのは確かです。

今考えているのは、これからの来年度に向けてですけれども、やはり議員が言うように、外部からの新しい知見を備えた人材を投入という話をしてはいますがけれども、これについては既に私のほうから担当部署に対して、この人材を、ちょっと私、地域おこし協力隊に対しては少しネガティブには考えているんですけれども、今回は観光という視点に立って地域おこし協力隊を来年度求めていくと。そして、それを採用して、採用者を観光協会に派遣をして、観光行政と観光協会と連携を取りながら、地域の観光をやっていくということを進めていきたいと思っております。実際、私地域おこし協力隊については、今申したようにネガティブなんですけれども、現在国で進めている地域おこし協力隊、定着率が7割になっているという話を伺っています。ということであれば、これからやはり移住、J、Iターンで移住をして移住政策をするのであれば、逆にこの制度を利用して、当然この費用は全額国の特別交付税で来ますので、この制度を利用して来年度人材を確保して、そして観光行政を、観光協会に派遣をする形で担っていただければと思っておりますので、そのことによっていかようにでも地域に対して相乗効果が出てくるものと思っておりますので、そういう形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 私からは、再生可能エネルギーについて答弁いたします。

まず、共生条例の概要についてお答えいたします。青森県自然地域と再生可能エネルギー

ギーとの共生に関する条例、こちらは近年再生可能エネルギーの導入が急速に拡大する一方で、風力発電をはじめとした再生可能エネルギー事業に関する様々な問題が顕在化していることから、自然、地域と再生可能エネルギーとの持続可能な形での共生に向けた新たな制度をつくるため制定されたものであります。本年7月1日に施行される予定です。条例では、3つの基本理念、1つ目が自然環境、景観、歴史、文化等の継承、2つ目が再生可能エネルギーの円滑な導入促進、3つ目が関係者間の相互理解と協力、これらを掲げて、ゾーニングと合意形成プロセスの2つの手法を組み合わせることにより、現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境を保全することを前提に、持続可能な形で再生可能エネルギーの円滑な導入を促進することとしております。条例の施行に当たっては、これまで複数回、市町村への説明会が開催されたほか、今後詳細なガイドラインが示されることとなっておりますので、県と緊密にコミュニケーションを図りながら、適切に運用してまいります。

次に、陸上風力発電の市の考え方についてであります。当市は、風の状況もよく、年間を通して安定的な発電が見込まれることから、現在も市浦地域を中心に複数の事業者から風力発電事業の計画の説明を受けているところです。地域のポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを最大限活用することは、当市が掲げる2050年温室効果ガス排出ゼロ、こちらの目標実現に資するものであると考えております。事業実施に当たっては、住民の理解を前提に自然、地域との共生が図られた事業であることが肝要でありますので、環境アセスメントの各段階で必要な意見を述べるとともに、地域が持続可能なものとなるよう売電収益を基にした地域振興策などについて事業者と協議してまいりたいと存じます。

続いて、住民への周知についてお答えします。県の共生条例では、事業者は環境影響評価手続開始の遅くとも90日前までに、住民との意見交換会を開催しなければならないとされているところです。これは、様々な選択肢を検討することが可能な、できる限り早い段階において事業者と周辺地域の住民等との実効的なコミュニケーションを図ることを目的としたものであります。意見交換会では、事業者が発電事業の概要、工事のスケジュール、また地域の自然環境等に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容、地域との共生に向けた事業者の取組等について説明することとされております。また、保護地域、保全地域、調整地域の3つのゾーニング区分のうち、保全地域で事業を実施するためには、市が設置する地域住民や有識者等で構成される協議会での協議を経た上で、再生可能エネルギーの導入を促進する区域として設定する必要がありますので、協議会での議論を通して再生可能エネルギー事業への理解を深めていただくことが重要で

あると考えております。

引き続き、再エネ事業の市への恩恵について答弁いたします。再エネ発電事業が行われた場合の市への恩恵としては、当市が掲げる2050年温室効果ガス排出ゼロの実現に資することをはじめ、設備稼働後、長期間にわたる発電設備への課税収入のほか、地域との共生に向けた事業者による地域貢献の取組、また発電事業関係者の飲食、宿泊等による地域経済への貢献などが挙げられます。このうち地域貢献策の具体的な内容について説明しますと、一般的な事例ではありますが、発電した電力の地域への供給や地元企業への発注、地元からの資材調達、地域住民の雇用、市町村が設置する地域振興策に係る基金への寄附などが挙げられます。地域と共生の図られた事業となるよう、事業者と協議してまいります。

続いて、フィールドワークの推進誘致について答弁いたします。フィールドワークは、研究対象となる現場に直接足を運び、実際に観察や調査を行う研究手段のことです。当市にフィールドワークを誘致することで関係人口の創出だけでなく、調査結果を地域に還元し、地域課題の解決につながる可能性がある取組であると認識しているところです。市では、これまで県内外の大学から学生のフィールドワークを受け入れてきたほか、学生団体が行う自主的かつ自発的な地域課題の解決につながる活動に対して補助制度を設けて支援したところであり、令和7年度も市民協働まちづくり促進事業に学生支援コースを設けて、学生団体が行う地域の活性化や課題解決に向けた活動を支援しております。

一方、国においては、大学等と地域が連携してフィールドワーク等に取り組む地域課題解決プログラムでありますふるさとミライカレッジのモデル実証事業を令和6年度に創設して、取り組む場合の経費を最大1,000万円支援することとしておりますが、事業実施に当たっては単発的一過性の取組でないこと、大学及び企業、地域住民の参画が求められることなど、必要な要件がありますので、引き続き活用の可能性を検討してまいります。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 動物愛護関連についてお答えいたします。

ワンチャン里親探しポストは、議員の御質問にありましたように、飼育環境の変化や繁殖等により、やむを得ず飼えなくなった犬や猫の新たな飼い主探しを支援するため譲渡照会を行っているもので、現在青森県動物愛護センターや中核市として保健所を設置している青森市、八戸市において実施をしております。市といたしましては、県の動物愛護センター等で実施している里親探しの取組を広く市民へ周知するべく、市のホーム

ページやSNS等を活用して情報発信をしてみたいです。

次に、飼いきるシミュレーションであります。県動物愛護センターで行っている取組の一つでございまして、家族やペットの年齢、飼育費用などからペットのお金がいつどのくらいかかるのかをシミュレーションするもので、個別面談形式で行うものでございます。家族の介護や相続などで飼い切れなくなるリスクをあぶり出し、どんな準備をすべきかの考えるヒントを誰でも受けることができます。市では、ホームページ上に終生飼養と飼い主責任というページを掲載しておりまして、ペットを飼う前に考えることやシルバー世代のペットへの責任などについて情報発信をしているところであります。

引き続き、広報やSNSを活用して情報発信していくとともに、個別面談を希望される方には先ほど申し上げた県動物愛護センターの活動を御紹介するなど、関係機関と連携し、終生飼養と飼い主責任について、引き続き啓発をしてみたいと考えております。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 私のほうから、警察官舎内の空き地を雪捨場に開放できないものかについてお答えします。

令和4年4月16日付で、みどり町2丁目町内会から保育園設置により雪捨場がなくなったため、警察官舎の空き地を雪捨場として使用させてほしい旨の市への要望がございました。それに対して、当市では五所川原警察署に問合せしたところ、警察官舎の管轄は藤森議員がおっしゃるとおり青森県であり、使用するに当たっては青森県から承諾が必要となるとのことであります。その後も残念ながら進展はなく、町内会には付近の緑地地帯を利用させていただきたい旨の回答をしております。現在警察官舎には、入居者がなく利用されていないようですが、建物及びブロック塀などの老朽化や敷地内の安全対策も課題となってくるものと思われまます。今後も当市において、五所川原警察署を通して引き続き要望をしてみたいので、地区住民の方々にも御理解をいただきたいと考えてございます。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 悪質なクレームや不当要求などの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、対応する職員に過度に精神的ストレスを感じさせるものであり、職員の事務の生産性を妨げ、住民サービスの低下につながるものと考えております。職員が安心して職務に専念できる職場環境づくりを推進することが重要であり、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然と対応することが必要不可欠であると考えてお

ります。

当市といたしましては、電話の録音機能に加え、録音を事前告知するシステムの導入を含め、カスタマーハラスメントに対する効果的な取組について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 様々多岐にわたり、分かりやすい答弁をしていただきました。誠にありがとうございます。

それでは、再質問をしていきたいと思えます。まずは、再エネの絡みで洋上風力発電事業について質問したいのですが、これは私以前、北側の洋上風力発電について質問した経緯がございます。そのときのヒアリングの段階で、今は全く進展していないというような回答を得ましたので、そのくだりについては質問はしませんけれども、ただ、今年3月、つがる市の一般質問の中で倉光市長さん、こうおっしゃっています。多くの事業者が、これは南側の話です、挨拶に来ていると。風車が完成したら、ライトアップをして夜でも見られるようにすれば、観光スポットになるんだと。調査、工事、商社の関係人口が既に始まり、現に五所川原のホテルは満杯であると、泊まる所ないんだよと。宿泊施設に関しては、ホテル事業者と交渉中であり、もう最後の詰めに入っている。これから10年間は、関係人口が流入する千載一遇の何千億円の事業ですので、地元の商工会、建設関係団体が1つになって、地元で金が動く方策を考えていくんだと、こう発言されています。

青森市の西市長も基地港湾の建設で、雇用、そして産業、これから取り組んでいくというような発言もされていますけれども、じゃその間にある五所川原市です。これから何か恩恵的なものがあるのか。それこそ南側の洋上風力、そして北側も今の現状、私は動くと思っています。そして、大規模な陸上風力発電もこれから始まると仮定し、来年8月以降ですか、館の大規模改修も始まり、人流が恐らく相当来るでしょう。来年、国スポ、全国から人が集まる。圧倒的に宿泊施設が足りないんです、はっきり言って。私は、宿泊の問題も絡めて、どうにかして我がふるさと五所川原、魅力あるポテンシャルのある地域に思えるんです。近い将来に向けて、私はそこに向けて、やはり佐々木市長がどう活性化させ、そして施策を考え、地域の潤いを築いていただけるのか、ぜひそこはこれからの再エネに関して佐々木市長の御意見を一言いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○木村清一議長 誰に求める。

（「佐々木市長に」と呼ぶ者あり）

市長、答弁いいか。

市長。

○佐々木孝昌市長 これ答えになるか、ならないか、ちょっと分かりませんが、間違いなく今洋上風力が南側が有望地域から促進地域になったと。現在それだけでも五所川原に大きな宿泊とか飲食の影響があって、五所川原市内では当然宿泊所が足りなくなっていると。また、もう既に柏にホテルの建設が今進んでいます。これは、当然必然的なものだと思っています。ただ、五所川原市も南側が今進んで、これから北側がどうなるかということです。北側は、一つのクリアしなければならない問題があって、その問題が2025年で一応の解決ではないけれども、クリアができるという状態になりつつあります。その状態を見て、これから2026年に向けて、いま一度関係機関に声をかけながら、もう一度連絡会をつくっていくというような流れをつくって、そこから協議会を立ち上げて、次の北側の有望地域から促進地域というような流れをつくっていけると私は思っていますし、それに呼応する形で五所川原の駅前にもホテルという……なぜホテルということ。絶対的にもう誘致企業も含めて、ホテルが足りないということで、それに合わせながら、全体的にやはりしっかりと進めていけると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 進めていけるという市長の力強い御発言がありましたけれども、例えばホテルに限らずとも、旅館に限らずとも、例えば秋田県の男鹿市、工事関係者を対象に宿泊費の一部を補助して地元のホテル、旅館の利用促進につなげています。ホテル、旅館がなくても、例えばこのような補助をウイークリーマンションやアパート、賃貸一軒家に広げるであるとか、また北海道の日高町ではダム工事時の関係者用にプレハブ型宿泊施設を設置して、事業者と町が共同管理、行政が2分の1を補助しています。このような施策を参考に、今はやりのコンテナホテルを誘致して、例えば開設費用の一部を行政と工事事業者が補助するとか、宿泊足りない問題を解決するために、行政内で早急に、私、議論する必要があると思うんだけど、その辺って、行政なりの考え方いかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 財政部長。

○佐々木崇人財政部長 先ほど答弁いたしましたけれども、再エネ発電事業が行われた際の市の恩恵の一つに、発電事業の関係者の飲食、宿泊による地域経済への貢献が挙げられると思います。しかし、当市は、宿泊するホテルも少なく、宿泊場所の不足の問題が

発生すると思料されているところです。宿泊場所がないと、他市への宿泊となりますので、地域経済への貢献がその分見込めなくなるのではないかと思います。宿泊の場所の不足を解消するためには、ホテルを建設するほかにも様々な方法があると思われます。先ほど議員御提言にもありましたが、県内にも十和田市にトレーラーハウス、八戸市にはコンテナハウスがありまして、このようなトレーラーハウスやコンテナハウスなどの宿泊施設は全国でも多数設置されているということは認識しているところです。このような宿泊施設を誘致することなども一案であると思われます。このほかにも様々な考えがあると思われますので、いざ再エネ発電事業が行われるとなった際に、最大限恩恵が得られるよう、解決に向けて議論を進めてまいりたいと思っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。

今五所川原市が民生部にゼロカーボン、ふるさと未来戦略課に再エネと、担当課が分かれています。つがる市は1つの課つくっているんですけども、五所川原市もそれを1つにして、まちづくり、再エネ課でも室でも研究室でも分かりませんが、構いませんけれども、そういうものをこれからぜひ考えて、これからの再エネの推進に突き進んでいただければと思います。もちろん今の宿泊施設の施策についてもでございます。

続いて、通告の2点目の学びの場の創出についてでございます。五所川原市個別施設計画改定案について質問します。先日、市のホームページで改定案発表されました高等看護学院についての説明があります。画像をお願いいたします。映らないがな。進めます。新町に高等看護学院のビルがあるんです。なかなか旧市内以外の方、どこにあるのかわからない方も多いかと思っておりますけれども、計画案の中の基本的な方針の考え方というのがあります。大規模改修は行わず、必要に応じて修繕しながら、代替施設及び高等看護学院の今後の運営を検討しつつ、当該施設を廃止する方針であると。看護学院を継続する場合は、代替施設を確保した時点で、廃止をする場合は最後の学院生の卒業年度とするとの記述がございます。本年度入学者数若干増えてはいるのですが、近年の入学者数や地元定着者数の推移を見ても、それぞれ減少傾向にあります。このように、生徒数、地元定着者数も低い中ではありますが、マンパワー獲得につながる魅力的な学びの場の確保は必要ではないかとも考えます。ただ、当該施設を廃止、要は除去という基本的な方針を既に示しています。そして、代替施設や看護学院の運営方針に関しては、検討していくとされていますが、恐らく現施設は廃止ということを表示している以上、これから代替の施設をどうするのか、検討されているのではと考えます。仮に検討されていない、確保できないのであれば、看護学院を継続しないということになります。市

として、地元に見護師が定着しない原因等々、把握されているかとは思いますが、看護学院の今までの、そしてこれからの在り方について、ぜひ御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 高等看護学院の御質問であります。施設の個別施設計画の部分のくだりについては、今議員が御質問で触れられたとおりでございますので、それ以外の部分についてお答えしたいと思いますけれども、高等看護学院は准看護師の資格を有する者に看護師国家試験受験資格を得させるための専修学校で、看護師として必要な基礎的知識及び技術を習得させ、社会に貢献する人材を養成することを目的としていることから、学びの場として一定の交流人口や関係人口をもたらすものと考えますが、少子化等の社会情勢の変化、費用対効果等を勘案しながら、高等看護学院の今後の在り方を引き続き検討していくことになると考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 なかなか廃止するしない、具体的な答弁出てこないように私感じたんですけども、これは広域連合にも関連する部分もあるかと思ひます。これは、ぜひ議長に1つ要望をお願ひしたいところなんです、この広域連合にしる消防事務組合にしる、議会があるわけですが、私も以前指摘をしておりますが、それぞれ議会の中で議論があまりされていないように感じております。特に病院です。連合の会議録を見ても、全くされていないんです。例えば以前、私質問で市民、病院医療者が朝の渋滞で困っているもの、待ち時間の問題を市の議会でも取り上げても、病院議会では議論もされていない。議長にぜひこれは要望したいのですが、人口減少社会の中、市民の声を代弁する議員の役割というものは、ますます重要になってきていると考えます。病院連合、そして消防事務組合に関する質問は、もう少し柔軟に、病院、消防議員以外の議員が市議会でももう少し質問できるように、ぜひ御配慮を検討していただければと思ひます。要望としてお伝えします。よろしくお願ひいたします。

それでは、幼・保・小架け橋プログラムについての質問をさせていただきます。令和6年第7回定例会でもこの質問をしておりますが、当時小学校の不登校が5年から3倍に増えていると。文科省のホームページでも、とりわけ小学校1年生の不登校がここ数年余りで倍増し、10年前からは7倍に増えていると。私、施策として幼・保・小の架け橋プログラムという取組があるので、これをスピード感を持って積極的に当市、取り組む必要があるのではないかというような質問をしました。市長の答弁では、プログラムの取組、年1回しか現在行っていないと。令和7年からは、最低でも年2回以上の開催

をする予定であるとされていましたが、私も担当課から様々資料を頂き、勉強をしてみました。現状は、令和6年1回研修会を実施し、今年度中、9月2日と2月10日にまた研修会をやると。その過程の中で、プログラムを作成していくということなんですけれども、これいまだにプログラムすら作成していない。年2回の開催です、今年は。令和8年度の計画では、まだ1回ぐらいの開催、日時は決まっていないんですか。恐らく一、二回の開催、研修会を開催し、情報交換や講話の時間は継続していくというようなことらしいのですが、ぜひ私はこれは教育長に一言御意見をお伺いしたいところなんです、我々の地域の、先ほども説明しましたが、小学校1年生、特に不登校の問題というのは喫緊の私は課題かと思うんです。今の取組、様々な内容を濃く行われているのですが、私はもう少し回数を増やして、もっと議論をして、早急に架け橋プログラムを作成する、そういうことが必要なんではないかと、急いで。ということは、毎年少なからず不登校の子供たちがいるわけです。そういう子供たちを、親御さんも含め、いち早く救うために、もう少し回数を増やして議論をして、プログラムの作成を急いでほしいんですけれども、その辺、教育長、お考えをお聞きします。よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 教育長。

○原 真紀教育長 今お話のありました幼・保・こども園から小学校への入学ということでの接続、それから小学校から中学校への接続、それぞれやはり御指摘がありました。なかなか新しい学校になじめないとか、そういった課題が出ておりますので、その接続をいかにスムーズにしていくかというのは非常に大事なことだと思っております。また、幼・保・こども園の場合は、例えば学校によってはかなり多くの幼・保・こども園から入学してくるというような問題もございますので、一般的な接続の問題と、それぞれの地域性のことを踏まえての接続の問題、そういったものを十分加味していく必要があると思えます。そういった意味では、やはり幼・保・小架け橋プログラムというのは極めて重要だと思っております。それで、お話にもありましたけれども、今年度は昨年度より回数を増やして実施し、来年度からプログラムをぜひ実施する方向で考えておりますので、御理解いただければと思えます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁、教育長、ありがとうございます。青森市は、プログラムではないんですけれども、こども園、幼稚園、保育園の園児が年に3回、小学校に見学に行き、運動会とかに参加して慣れておくとか、楽しみながら、小学生を何か感じる、そういう施策をやっているそうです。私、担当課に五所川原市やっていないんですかと伺ひしたら、もう既にやっているというお話でした。例えば、これはすみません、も

しゃっていたらあれなんですけれども、アナログ的なやり方ですけれども、こういう1年1組の一日という写真の絵本のようなものがあるんです。非常にこれを読むと、子供たちに小学校1年生の一日の生活がすごくダイレクトに伝わるような、そういう本でございます。例えばアナログ的ですけれども、こういうものを園児とか御家族にお渡しする、皆さんにお渡しする、そういう施策もぜひ必要ではないかと思っております。ぜひ様々検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、もう時間1分になりましたけれども、駅前の問題、私厳しい意見を市長に言いましたけれども、それだけこの何十年も手つかずの駅前に関して、市民のやっぱり期待が、市長、あるんです。ぜひ率先して、市長、5年、10年というような話もされていますけれども、早く形になるような、そういう施策を取り組んでほしいと切に願っておりますが、ぜひ市長、よろしく願いいたします。

そして、最後になりますけれども、先ほど警察官舎の問題です。今、宮下知事が誕生して、各市長とホットラインがつながっていると。ぜひ市長、宮下知事に一言、住民が、市民が、県民が困ってしまっているんだと、何とかそこの敷地内、開放してほしいんですがというようなこと、一言お願いしたいと、要望として伝えます。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

それでは次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。一般質問に入らせていただきます。

まず、通告した質問に入る前に、藤森議員から駅前再開発についての質問があつて、市長も答弁されてきました。そのことに関して、私からも一言、駅前のにぎわいの創出のために、まちづくりのために、実施事業の少なさだとか、このままではチャンスを取りこぼすというお話がされてきました。私も五所川原市観光協会及び観光協会が指定管理者だった立佞武多の館、またふるさと交流圏民センターの自主事業の少なさについては問題だと思っておりました。オルテンシアのほうは、指定管理者替わりましたが、それも理由の一つだったと思います。そもそも指定管理者の制度ですが、2003年より導入されて、全ての指定管理者に当てはまるわけではありませんが、特に入場料を収めるような施設では指定管理者がこれを収入として活用し、自治体の補助を減らすことが期待されています。そもそもそういう制度なので、自主事業を通して収入を増やすことはそもそもその在り方です。それがまちづくりにつながっていくといいなということですが、そもそもその在り方でもあります。以前、指定管理に関して、補助金の額を、そ

の根拠担当の方に聞いたら、そう要求されたからというのが回答だったことがあります、私はとても驚いたことがあります。例えば立佞武多の館の指定管理料も、近年は増加する一方でした。コロナ禍のときは、収入が減ったかもしれません。それ補うことは、必要だったかもしれませんが、そういう点も考えていただきたいなと思います。指定管理者は、収入を自分たちで増やすことを頑張っ、自治体からの補助金を減らすことが期待されています。

では、通告した質問に入らせていただきます。画像をお願いします。2020年の文科省の調査で、通常学級で発達障がいのある児童生徒が推定8.8%で、しかもこの数字は増加傾向にあります。また、小学校に限定すると、通常学級で発達障がいのある児童生徒の割合が推定10.4%です。1学級に数人、発達障がいのある児童生徒がいることになり、これでは児童へのサポートがないと、先生方の負担が大きくて大変です。成り手不足も言われていますが、発達障がいのある児童へのサポート、必要だと思ひます。

政府は、2025年、本年度から発達障がいの可能性のある子供や家庭への支援を強化する方針を固めました。地域の子育てや保健福祉の関係者と医療機関が連携、言葉の遅れや落ち着きがないなど、子供の特性や心配事に関する発達相談が、家族が早期に受けられる体制を整備し、スムーズな支援につなげるのが狙いとなっています。こども家庭庁は、2025年度の予算に発達相談などに関する支援の強化の関連費用25億円を計上して成立しています。

そこで、質問します。まず、当市が今現在行っている5歳児発達相談について教えてください。画像を終わってください。

続いて、公共交通についてです。5月30日の新聞報道で、「公共交通空白2,057地区、国交省初集計、3年で解消を目指す」という記事がありました。読み進めると、県内では14市町村、計44か所の交通空白地域があると回答したとあり、市町村別では多い順に東通村12か所、その次に五所川原10か所、つがる市5か所とありました。驚きました。この10地区とはどの地区か伺ひます。

続いて、豪雪による市内農業被害についての質問です。3月にも同様の質問をしましたが、そのときは積雪量が多く、園地に立ち入ることが困難なため、詳細な被害状況までは確認できておりませんという答弁をいただきました。被害状況がはっきりしたと思ひますので、改めて伺ひます。当市における今冬の豪雪による農業被害について教えてください。

4つ目の項目です。健康保険証の新規発行停止から半年がたちました。昨年度発行した健康保険証の有効期限が本年7月末となっております。昨年度発行した健康保険証の

有効期限満了後における当市の対応について教えてください。

5つ目に、公契約条例についてです。公契約条例というものを定めている自治体があります。この条例の目的と同条例の賃金条項について教えてください。公契約条例を結んでいる自治体は、なぜ同条例を結んでいるのか、市の見解を伺います。

以上が私の1回目の質問になります。理事者の皆様の誠意ある回答を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 当市で実施している5歳児発達相談の概要についてお答えをいたします。

市では、令和6年度より2か月に1度の実施日に5歳ゼロか月から5歳1か月の全幼児を対象として、保護者からの希望に応じて多動や落ち着きがないなどの精神発達面の相談を受け付けております。令和6年度の実績であります。対象幼児が243名、相談を受けた幼児が11名という状況でありました。なお、本事業は、小児科医の診察ではなく、心理士と保健師が発達状況の確認や日常生活に対する助言指導を行うものであります。さらに詳しい発達検査が必要な場合は、当市で実施している精神発達精密検査の勧奨や、言葉の相談などの支援につなげております。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 公共交通空白地区に関する報道についてお答えします。

今回の報道は、今年2月から3月までにかけての国が調査した公共交通空白地区についての集計結果を公表したものでございます。調査において、交通空白の具体的な判断基準や地区の数え方は示されておりませんでした。そのため当市としては路線バスの停留所までのアクセスが難しい地区や、予約型乗合タクシーの運行日数に制約のある地区を一部交通空白として任意に設定したものでございます。これに該当した地区は、五所川原地域の小曲などを含んだ市街地地区、そのほか松島、栄、三好、中川、毘沙門、飯詰、長橋、梅沢及び七和の全10地区となっております。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 当市の豪雪による農業被害額についてお答えいたします。

県が5月7日に発表した農業被害の状況となりますが、農作物被害としては、リンゴの枝折れで約7億7,000万円、野ネズミや野ウサギによるリンゴの獣害が約2,800万円で、合計7億9,800万円となっております。そして、農業関係施設被害としてパイプハウスで

全壊が5棟、中破が3棟、小破4棟の合計12棟で被害を受けており、その被害額は約1,200万円となります。これにより当市の豪雪による農業被害額は、合計で約8億1,000万円となっております。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 昨年度発行した健康保険証の有効期限満了後における市の対応についてお答えをいたします。

令和6年12月2日施行の厚生労働省令により、現在発行されている国民健康保険及び後期高齢者医療の健康保険証は、令和7年7月31日で有効期限を迎え、8月1日からはいわゆるマイナ保険証を利用するか否かによって異なる書面が交付されることとなります。具体的には、国民健康保険加入者でマイナ保険証を利用する方については、自身の健康保険の資格情報が記載された資格情報のお知らせを送付し、マイナ保険証を利用しない方には資格確認書を7月中に送付することとしております。また、後期高齢者医療保険の加入者には、被保険者が高齢であり、一般的に新たな機器に不慣れであることが懸念されるため、マイナ保険証の利用の有無にかかわらず資格確認書が送付されます。国民健康保険加入者でマイナ保険証を利用する方に送られる資格情報のお知らせでありますけれども、こちらは、マイナ保険証の券面に被保険者番号などが記載されていないため、これらの情報を確認するための書類として発行されるもので、通常は使用する必要がありませんが、医療機関でマイナ保険証の読み取りができなかった場合や、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する際には提示する必要があります。

一方、国民健康保険加入者でマイナ保険証を利用しない方及び後期高齢者医療保険の加入者は、資格確認書を医療機関に提示することとなります。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 公契約条例の目的と同条例の賃金条項について、また公契約条例を結んでいる自治体の意図についてお答えいたします。

公契約条例の目的は、地方自治体が行う契約等において労働者の賃金や労働条件を適正に確保し、公共サービスの品質向上を図ることであると認識しております。本条例は、2つのタイプがございます。基本的な理念を定める基本条例型と、賃金条件を明記した賃金条項型に分かれます。後者のタイプの条例で規定される賃金条項は、地方自治体が民間業者と締結する契約において、労働者に対し一定額以上の賃金の支払いを受注者側に求めるものであります。また、なぜ公契約条例を結んでいるのか、その自治体の意図につきましては、各自治体で様々な考えがあるものと推察いたしますが、公共事業におけるダンピングの防止や労働者の適正な労働環境の確保などが挙げられると考えます。

以上です。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございました。では、一問一答型で再質問に入らせていただきます。

まずは、5歳児健診に関してです。対象児童をもう一度、去年何人が対象で何人受けたかというお話をしていただけますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

令和6年度の実績でありますけれども、対象幼児が243人です。相談を受けた幼児が11人という状況であります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 243人の対象者に対して、保護者が受けさせたのは11人ということで、保護者の意識がないと受けさせないという相談ベースの限界があるのかなと思います。

5歳児健診の話に入っていきたいと思います。今年度から自治体への支援の強化がされました。その内容ですけれども、健診費用の助成を1人当たり3,000円から5,000円に増やす、健診を行う医師の養成に向け医師会などへの研究費を支援する、発達障がいのある子供をサポートする保健師や心理士向けの研究費を補助する、そういった内容になっています。画像をお願いします。5歳児健診の主な問診項目のイメージです。片足で5秒以上立てるか、ボタンのかけ外しができるか、しりとりができるか、じゃんけんの勝ち負けが分かるか、順番を待つことができるか、かんしゃくを起こすことができるか、こういったものを確かめる内容です。5歳前後というのは、言語能力や社会性が高まる時期に当たって、言葉の遅れなどの発達障がいの特性を認知しやすい時期になります。例えば県内では、弘前市やつがる市の2市で5歳児健診を実施しています。弘前市では2013年度から、つがる市では今年度から開始しています。弘前市は、弘前大学があるということで、弘前大学の協力の下、早期に実施することができていました。画像終わってください。

そこで、質問します。就学前に子供の発達や健康状態を確認するための5歳児健診を当市が行うことは検討していますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 当市において、5歳児健診を行うことを検討しているかとの御質問にお答えをいたします。

5歳児健診は、子供の身体面、社会面及び精神面の発達や養育状況を就学前に確認できることから、小学校入学後の適切な支援につなげるためにも大変重要であると認識をしております。現在市では、国の方針を踏まえて5歳児健診の実施体制の整備に向けた検討を行っており、検討課題である小児科医をはじめとした専門職のスタッフの確保、健診後の支援体制の整備などに取り組んでおります。今後医師会や関係機関などと連携をして令和8年度からの実施に向けた準備を進めるとともに、健診後の支援体制の整備に努めてまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。今準備をしているということで、医師を確保して、ぜひこのまま県内3市目での実施、実現してほしいなと思います。

現状、発達障がいの可能性のある子供や家族への支援体制は、当市ではどうなっていますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 発達障がいの可能性のある子供さんや家族への支援体制についてお答えをいたします。

現在3歳児健診や5歳児発達相談において、精神発達面での支援が必要とされた子供については、当市で実施している言葉の相談や精神発達精密検査、巡回わんぱく指導などの事業参加を促し、支援をしております。また、個々のニーズに合わせた専門的な支援を行う機関である療育施設の情報を提供するなど、子供の特性に応じた支援につなげられるよう対応しているところでございます。さらに、就学支援として発達障がいの疑いのある子供に対して、小学校入学前に心理検査などを実施し、特別支援あるいは普通学級など、就学先の決定を行い、また就学後から中学校卒業までの支援計画の作成や就学先の見直しなど、就学後も一貫した支援を行っております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 様々な地域の子育てや保健福祉の関係者が医療機関と連携して、スムーズに支援する体制を充実させていただければと思います。

総務省が2017年に発表した調査で、発達障がいの初診待ちの期間が3か月以上かかる医療機関が半数を超えるという調査がありましたが、当市において初診待ちの状況を教えてください。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 発達障がいの当市の初診待ちの状況についてお答えをいたします。

子供の精神発達面の医学診断を受けるためには、市内ではつがる総合病院小児科のみで対応しており、受診の予約後、2か月から3か月を要していると確認をしております。なお、個々のニーズに合わせた専門的な支援を行う機関である療育施設を利用するために必要な医師の意見書は、つがる総合病院の小児科外来の診察で対応可能となっており、2か月から3か月待ちの医学診断は必要とはなってございません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。医学診断以外の形で療育に回せるということですが、初診待ち二、三か月というのも、やはり長いなと思いますので、その辺の対策も何らか打っていただければと思います。

次に、公共交通についての質問に入らせていただきます。先ほどは、地区等、どういうふうにしてその地区が空白地帯に当たったかというのを御答弁いただきましたが、当市は10月に公共交通の再編が行われます。それによって、さきの10の公共交通空白地帯への対策となるのか教えてください。

○木村清一議長 建設部長。

○古川清彦建設部長 10月に行う公共交通の再編が公共交通空白地区への対策となるかについてお答えします。

今年10月から実施する五所川原地域での公共交通の再編により、市街地一帯で乗り合い型のA I デマンド交通の運行を開始するほか、市街地郊外では予約型乗合タクシーの運行区域や運行日を拡充することで日常生活の足を確保し、五所川原地域全地区の交通空白の解消を図られるものでございます。

以上です。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今の御答弁は、市民にとっての一つの安心材料ではあると思います。ありがとうございます。しかしながら、再編に関する説明は、十分過ぎるほどしていただいて、市民の再編理由の理解と再編内容の理解も進めていただきたいなと思っています。

続いて、農業被害についてです。画像をお願いします。これは、報道されていた県内農業被害の市の部分です。農作物が207億円、農業関係施設が5億935万円、畜産施設が2億6,475万円、農作物に関して五所川原市は栽培面積が817ヘクタールで被害金額7.7億円、先ほどのと少し違っていますが、ネズミなどの被害の分が入っていない金額が7.7億円。青森市、ほかの市の状況も確認できます。青森市が栽培面積1,687ヘクタールで被害金額19.5億円、弘前市だと8,276ヘクタールで64.5億円などです。他市と比較して、当市

の農業被害について、どのように分析されていますでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えいたします。

当市の農業被害については、大部分がリンゴの枝折れ被害であることから、こちらを他市と比較した内容となります。リンゴの栽培面積に対する枝折れ被害面積の割合を算出して他市と比較した場合、当市の被害割合が約30%に対して、青森市が約45%、弘前市が約24%、黒石市が約75%、平川市が約48%、つがる市が1%未満の被害割合となっております。なお、弘前市の被害割合約24%に関しましては、調査時点で雪が深く入っていけない樹園地が多く、それらの被害が反映されていないものであって、実際の被害割合はもっと高いものと推察されます。これらのことから、山間部に樹園地が多く存在する市で枝折れ等の被害面積が大きく、さらに幹が裂けて枯死する可能性の高い甚大な被害も被害面積の1割強で発生しているなど、被害割合と被害程度が共に高くなる傾向にあり、当市においても積雪の関係から山間部に近い樹園地ほど雪害の影響が大きかったものと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今のつがる市の数字がとても低くて、1%ということなんですけれども、これに関してはどのように考えていますか。山間部での栽培が少ないということになるのでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 恐らくそうだと思います。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 続いて、当市のリンゴの苗木の状況についてお伺いしたいです。

現状、枝折れや幹割れの被害での苗木の需要の増加があって、津軽地方でリンゴ苗木が不足しているという報道がありました。当市の状況について教えてください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 当市のリンゴ苗木の需給状況についてお答えします。

リンゴの苗木については、被害を受けた農家から苗木の購入助成を要望する声が上がっていたため、県内の苗木販売事業者へ供給可能量等について問合せしましたところ、多くのリンゴ農家や農協等から購入希望があり、現在生産している苗木の数では対応できない状況とのことでありました。また、労働力や生産圃場の確保の観点から、増産も簡単ではないとのことでありまして、当市においても需要に対する供給量が不足している状況にあると認識しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 不足している状況が続いているという状況が分かりました。県が行っている雪害支援の内容と、当市がそれをどれほど活用しているか教えてください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 県の雪害支援の内容と当市の農業者の活用状況についてお答えいたします。

県の雪害支援については、当市で活用が見込まれるものとしては、リンゴ等果樹雪害復旧緊急支援事業と農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業の2事業があります。まず、リンゴに関する支援事業ですが、事業内容が被害樹の修復や撤去に必要な経費を支援するものとなっており、補助対象経費がバックホー等の作業用機械の借り上げに要する経費で補助率が3分の2以内となっております。こちらの事業の活用については、現時点での相談件数が2件、うち1件が申込みまで至っておりまして、実施面積は110アールとなっております。

次に、農業用ハウスの支援事業については、事業内容が農業用ハウス等の修繕、撤去を含む再建に要する経費を支援するもので、補助率は2分の1以内となっております。事業の活用状況ですが、県の被害状況発表後に判明した被害を含め、修繕が3棟、再建が9棟の合計12棟の活用を想定しております。こちらの事業は、市の会計を通して交付されるものでありまして、本定例会に補正予算を上程しておりますが、これが可決されれば申請手続を取ることができます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。そもそもの雪害を少なくするという話で、同じリンゴ栽培でも高密植栽培では被害が少なかったと発表されています。定植一、二年目の幼木に被害が見られたが、成長した木では被害が少なかったそうです。その要因としては、高密植で使う木は下に垂れていて、雪が枝の上に積もりづらかったから、高密植栽培は木を直線的に密集して植えるため、消雪剤をまくなどの雪害対策がしやすかったからといったことが挙げられています。ネズミの食害もほぼ見られていないそうです。当市でもリンゴ高密植に取り組んでいる例はあるか、教えてください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 当市におけるリンゴの高密植栽培に取り組んでいる件数等についてお答えします。

リンゴの高密植栽培について、当市で把握しているものは、改植事業等を活用した実績によるものが基本となりますが、高密植栽培に取り組んでいる農家は16件で、取組面

積は約2.3ヘクタールとなっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 16件、2.3ヘクタールの農家さんがいらっしゃるということでした。総合計画の51ページ目でも農業収入の安定向上を図っていくため、高収益作物を取り入れた複合経営や、リンゴにおける超高密植栽培、作業の省力化、効率化に向けたスマート農業の導入を支援しますとありました。稼げる農業としての収入の安定向上のためだけではなく、雪害の予防にもなることが今回判明しましたので、さらなる普及を進める価値があるのではないかと思います。普及に一層力を入れていただければと思います。

続いて、お米なんですけれども、当市のお米の栽培についても、市民の関心は高いです。私からは、主食用米の作付面積について質問します。主食用米の作付面積の目標と実数について教えてください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 令和7年産における主食用米の作付目標面積と実際の作付面積についてお答えします。

まず、作付目標面積ですが、生産調整は任意の取組であるため、令和7年産からは作付目安面積と文言を改めております。その作付目安面積は、国の公表する主食用米の需給見通しを参考に、県単位、市町村単位で設定しておりますが、令和7年産における当市の主食用米の作付目安面積は約3,747ヘクタールとなっております。それに対して、4月末時点の作付意向調査の結果では、主食用米の作付予定面積は約4,098ヘクタールと目安を上回っている状況であります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 目安よりも実際に作付された面積が大きいということでした。米価が安定するのか、不安要素が多い状況になっています。市ができることとしては、農業収入の安定向上のために今後も尽くしていただければと思っています。

続いて、国民健康保険証についての質問に入ります。当市で国保の被保険者のうち、マイナ保険証を登録した人の割合を教えてください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 マイナ保険証を登録した人の割合についてお答えをいたします。

令和7年2月28日現在の当市の国保被保険者数は1万1,683人で、同年3月1日現在のマイナ保険証として登録している人数は8,544人でありますので、割合は73.13%となり

ます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 国の平均だと30%ぐらいなので、当市ではマイナ保険証を登録している人が多い状況だということです。

続いて、マイナ保険証を利用できる市内の医療機関、薬局数についてとマイナ保険証に関わるトラブルについて、市は把握しているかについてお答えください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 まず、1つ目のマイナ保険証を利用できる市内の医療機関、薬局数についてでありますけれども、市内には現在医療機関、薬局数が、医科が37、歯科が21、薬局が37となっておりますが、いずれの医療機関に関してもマイナ保険証を利用することが可能となっております。

それから、次の2つ目の質問でありますけれども、マイナ保険証に関わるトラブルについてでありますけれども、システム機器類の不備によりマイナ保険証に情報が反映されていなかった、あるいはオンライン上での連携エラーなど、数件のトラブルを確認しておりますが、いずれも速やかに資格確認書を交付することで医療機関を受診できるよう適切に対応しております。

○木村清一議長 花田議員、一問一答ですんで、2問まとめてやらないで、一問一答をお願いします。

1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 失礼しました。マイナンバーカード内のICチップ内電子証明書の有効期限について教えてください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 マイナンバーカードに搭載される電子証明書の有効期限は、5年、正確には発行日以後5回目の誕生日が有効期限となっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 全国保険医団体連合会が5月に発表した調査によると、回答した全国9,741医療機関のうち9割近くが何らかのトラブルに見舞われていて、内容はカードリーダーの認証エラー、読み取った情報が文字化けするといった以前のものからに加えて、今有効期限切れが大幅に増加している状況です。しかも、政府のマイナポイントキャンペーンが始まったのが2020年9月なので、キャンペーンをきっかけにマイナンバーカードを作った人たちの電子証明の有効期限が今年の後半以降、続々と切れています。医療機関受付でマイナンバーカードの電子証明の有効期限が切れていることが判明した

場合、どのような対応になりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

医療機関でマイナンバーカードの電子署名の有効期限が切れていることが判明した場合でも、有効期限切れから3か月の間は、マイナ保険証についてはマイナ保険証の部分に限り電子証明といたしますか、チップが有効になるようにできております。また、電子証明書の再発行手続きがされずに継続してあった場合でも、3か月以内には申請がなくても市から職権で資格確認書を交付することとなっておりますので、引き続きの受診について可能となっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 電子証明書が切れている人に対しても、資格証明書を発行するという事なんですね。国民健康保険に加入する全員に対して資格確認書を交付する自治体が出てきています。この対応について、どう考えられていますか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 事務の軽減とか、そういった観点から後期高齢者医療被保険者同様、国民健康保険に加入している全員に資格確認書を交付することを表明している自治体があるということは承知をしておりますけれども、それぞれの自治体の判断であり、本市として特に意見を申し上げることはございません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 マイナ保険証に関するシステムトラブルは、まだ解消されていないです。保険に入っているのに、保険診療を受けられないケースを避けるために、本市においても国民健康保険に加入する全員に対し資格確認書を交付する対応を訴えます。6月6日、衆議院の厚生委員会で自治体が国民健康保険の加入者全員に保険証代わりの資格確認書を送ることは、仕組みに反しないと福岡厚生労働相も言っています。なので、五所川原市が資格確認書を全員に交付する自治体になることもできるんじゃないかと思いますが、どう考えますか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 6月6日の国会での審議の内容を詳しくは承知していませんけれども、その直前の令和7年5月31日に発出された国の通知によりますと、資格確認書は、法律上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされておりまして、国民健康保険の被保険者には様々な年代、属性の方が含まれていることから、後期高齢保険とはまた別に全員一律に資格確認書を交付する状況で

はないとして、自治体に対して全員に対して資格確認書を交付することはしないようにということの求めをいただいております。

当市としては、国の通知に基づき、マイナ保険証を利用する方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証を利用しない方には資格確認書を交付する予定としております。資格情報のお知らせ、資格確認書、それぞれの使用方法等については、ホームページ、市広報紙を通じて市民に周知を図り、問合せに対しても丁寧に説明し、トラブルが起きないように努めてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 全ての被保険者がよりよい医療を受けられるように、市もたくさんやっていることはよく分かったんですけども、いま一度そもそもの制度自体の見直しも期待しています。

続いて、県での統一化について教えてください。青森県は、国保税の統一化を2030年を目標として進めています。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 失礼いたしました。国民健康保険税の県での統一化についてという御質問ですが、県では国民健康保険料または税ですが、こちらのほか、システム、保険事業の県内統一化を図るため、現在県内市町村の担当で構成されるワーキンググループを設置し、検討を重ねているところでございます。健康保険料または税につきましては、国の方針により国民健康保険の安定的な財政運営などを目的として、都道府県での保険料水準の統一を目指すことが示されており、青森県では令和12年度を目途に県内全ての市町村の国民健康保険料または税額を統一することで進めております。統一化に向けて、まずは保険料または税の算定方式をこれまでの所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、このうち資産割を廃止しまして3方式に統一するとされ、当市では本年度令和7年度から資産割分を廃止したところであります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 このまま統一が実現した場合、当市においてはどのような影響が予想されますでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 このまま統一した場合の御質問です。当市の国民健康保険税の平均額は、県内の平均額よりも若干下回っている状況でございます。国民健康保険税額の統一化に向けて、県から詳細な情報が示されておりませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、県内の平均額より下回っているという状況を考慮しますと、

統一化がなされた場合、国民健康保険税額は現在よりは上昇する可能性が高いのではないかと見込んでおります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 統一した場合、当市では上がる見込みがあると教えていただきました。2026年から子育て支援金の保険料が上乘せされます。当市での対応や金額について教えてください。また、この件に関して、市から何か見解はありますでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

国では、少子化対策の一環として、医療保険の保険料または税と併せて拠出する子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設することとしております。国は、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収し、医療保険者は支援納付金を国に納付するという義務を負うこととなります。医療保険者は、政令で定める税率の範囲内で子ども・子育て支援金制度に係る保険料率を定め被保険者から徴収することとされ、当市でも同様の対応になるものと考えております。詳細について、国から示されていないこともあり、金額については今のところ不明でございます。

市の見解ということではありますが、国が構築した制度であり、特に申し上げる立場にはありませんが、少子化、人口減少が危機的な状況において、社会全体で子供や子育て世帯を応援する取組の一つと理解をしておるところです。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 見解までお答えいただき、ありがとうございます。最後に、大きい項目、公契約条例について再質問に入らせていただきます。

お答えいただいたように、公契約条例とは、公的な契約に関わる労働者の適正な賃金や労働条件を守るために自治体が定めるルールです。本市が発注する業務委託、公共工事に従事する労働者の賃金水準や労働条件について、実態把握はされていますか。労働条件に関する指針はありますでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 市が発注する業務委託や、公共工事に従事する労働者の賃金水準や労働条件について実態把握しているか、また定める労働条件に関する指針があるかについてお答えいたします。

公共事業における労働条件等の確認につきましては、国のガイドラインを参考にし、建設工事等、公共事業の発注を行っております。受注者には、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していることを条件としているほか、労働基準法や最低賃金法等の法律に

より定められていることから、独自に労働条件に関する指針は設けておりません。また、実態の把握までには至っていない状況にあります。

以上です。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。自治体が公契約を通じて行う事業において、安かろう悪かろうのサービス提供が起きないようにする責任について、どのように認識されていますか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 お答えいたします。

工事の品質確保や低価格入札による労働者へのしわ寄せを防ぐため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入して、いわゆるダンピングが起らないよう対応しているところです。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 しかしながら、実態についての把握がないということで、もし公契約に関与する労働者の過労や低賃金の問題が指摘された場合は、市としてはどのように対処するお考えですか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 お答えいたします。

請負業者に法令違反等があった場合は、指名停止等の対応をいたします。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 公契約条例によって、労働者の待遇改善が図られている事例を御存じでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 他市町村の事例について把握しているかについてでございますが、実際に労働関係法の遵守義務を明文化することで、労働者の待遇改善が図られているという事例があることは認識しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 画像をお願いします。公契約条例を定めている自治体、全国で90自治体あります。そのうち賃金条項を持つ公契約条例を定めているのは33自治体、賃金条項を持たない公契約条例を定めているのが57自治体になります。県内では、八戸市にあります。令和3年から施行されていますが、こちら賃金条項を持ちません。おいらせ町にもあります。令和4年から施行していますが、こちら賃金条項はありません。その

ほか東北で公契約条例を定めている自治体、青森県以外では岩手県花巻市など5市あります。全て賃金条項はないものです。

続いて、賃金条項があるところについて見ていきますが、2025年度の労働報酬下限額が例えば福岡県の直方市だと1,156円です。福岡県の2025年度の最低賃金は1時間992円なので、150円以上高く設定しています。神奈川県川崎市だと1,226円、最低賃金に加えて60円以上高い賃金になっています。東京の話をしてもしようがないと思ったんですが、東京はもう1,400円以上だとか1,450円以上となっています。青森県の最低賃金は、今55円上がって953円なので、プラス50円すると1,000円、プラス150円で1,100円の大台に乗るといような金額になっています。自治体によって、労働報酬下限額の決め方は様々ですが、例えば先ほどの福岡県直方市は、行政職給料表1級5号を下回らない額となっています。また、会計年度任用職員の給与を参考にしているところもあります。行政職給料表1級5号の基準を当市に当てはめた場合、時給額で幾らになりますか。画像を終わってください。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 市の行政職給料表1級5号給の1時間当たりの単価でございますが、1,155円となります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 先ほど直方市の金額と同じになるということが分かりました。今指標に上げた金額は、事務作業なども含めた労働報酬下限額で、より専門性の高い公共工事設計労務に従事する場合は、労務単価の80%以上などと労働報酬下限額を定められていることもここで補足しておきます。国の制度的支援がない中でも公契約条例を設定する自治体が増えている理由をどう分析されていますか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 増加の理由につきましては、近年、社会全体で進められている働き方改革や賃上げといった労働者の適正な労働条件を確保する機運の高まりも一つの要因であると考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 公契約条例取り入れると、労働者の賃金が増えることとなります。労働者が安心して暮らせる収入を得ることで、地域経済への波及効果も見込めると思いますが、自治体としてそうした好循環を後押しすべきではありませんか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 お答えいたします。

議員御提言の公契約条例につきましては、労働者の待遇改善や公共事業の質の向上、地域経済の発展が期待できるものであります。

一方で、公共事業の高コスト化のほか、条例の遵守状況のチェック体制の強化に負担がかかること、また賃金が条例で定められた基準に張りつくことで、かえって賃金引下げにつながる可能性があるなど、デメリットも指摘されているところでございます。このため、メリット、デメリットに加えて、社会情勢等を見極めながら、慎重に判断する必要があると認識しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 公契約において、入札段階で労働者の賃金や勤務条件が適正であるか、事後ではなく入札段階で審査する仕組みを導入できないでしょうか。入札制度がちょうど見直された今、同時に労働者の賃金や勤務条件が適正であることを審査する仕組みの導入も必要ではないでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 お答えいたします。

現段階において、賃金や勤務条件が適正かを審査する仕組みを導入する予定はございませんが、制定済みの自治体への調査等を実施したいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 最後の質問になります。公契約条例の導入は、単なるコスト増ではなくて、質の高い公共サービス等、地域全体の持続性を確保するための投資ではないでしょうか。条例の即時導入ではなくとも、まずは公契約に関する労働実態の調査や検討委員会の設置など、第一歩を踏み出す考えはございませんか。

○木村清一議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 現段階においては、検討委員会等の設置の予定はありませんが、制定済みの自治体の調査を実施していきたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 入札制度の信頼が議論されている今なので、公契約条例の導入をして、それを補完するということもあり得るのではないかと私は考えます。御答弁どうもありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時12分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 自民公明クラブの伊藤雅輝でございます。通告に従いまして、令和7年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

まず初めに、がん患者への支援についてお尋ねいたします。がんは、生涯を通じて男性の3人に2人、女性の2人に1人はかかる病気と言われ、青森県においては昭和57年から死因の第1位となっております。平成28年の青森県のがん死亡率の割合は29.1%で、死因の第2位である心疾患の2倍の割合を占めます。また、75歳未満の年齢調整がん死亡率で、いずれも男女とも全国ワースト1位となっています。青森県が策定した第三次青森県健康増進計画を勘案し、本市においても健康増進法に基づき、五所川原市健康増進計画、第2次健康ごしよがわら21が終期を迎えたことにより、第3次五所川原市健康増進計画を策定されています。その中で、がんに対する各種施策が計画されておりますが、第2次健康ごしよがわら21から第3次五所川原市健康増進計画に替わり、各種施策に対する目標がありますが、その目標達成率をお伺いいたします。

次に、官製談合問題についてお伺いします。4月2日の市の定例記者会見において、3月下旬に裁判の刑事記録を入手し精査していると発表されていますが、私の前回までの一般質問の中で明確な答弁がいただけていない点を含め、質問をさせていただきます。令和6年第7回定例会において、市長の答弁では、今回の指名競争入札において官製談合という事件があり、これについて何か欠陥があるのではということで、総務部長を中心に検討を進めていると答弁されています。また、検討を進めた上で、きちっと議員の皆様方には公表、お知らせをし、当然それは広報等を通じて公表するとしていました。今年度から指名競争入札を、建設工事と建設関連業務においては特段の理由があるものを除いて廃止し、一般競争入札になりました。刑事記録を入手したことで、本市の入札制度のどこに欠陥があったと判断をしたのか、また議員への説明と広報への公表はいつ頃行うのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○三橋大輔民生部長 五所川原市健康増進計画におけるがん対策の各種施策の目標達成率についてお答えをいたします。

まず、第2次健康増進計画、健康ごしょがわら21ですが、平成26年度から令和5年度までの10か年を計画期間とし、がん対策として、1次予防として生活習慣の改善、2次予防として検診による早期発見、早期治療につながる対策を推進することとし、各種事業を展開いたしました。がん対策に対する指標の目標達成状況は、10指標中、目標を達成したものはなし、改善傾向にあるものが4指標、変化がなかったものが4指標、悪化したものが2指標となり、全体として改善傾向にあるものが多い結果となりましたが、各種検診受診率は10%から20%前後であり、目標とした50%には及ばず、またがん死亡率の減少では指標であるがん標準化死亡比は男女ともに減少したものの、国を100とした数値比較では男性は19.5ポイント、女性は8.9ポイント高い結果となりました。

これを受けまして、第3次五所川原市健康増進計画では、市の附属機関である五所川原市健康推進協議会からの御意見、御提言及び青森県健康増進計画を勘案して、引き続き生活習慣の改善、早期発見、早期治療につながる対策を推進することとし、前計画と同様の指標の設定に新たに加えて、がん精密検査受診率の向上を目指して精密検査受診率も指標とし、令和6年度から精密検査費用の助成制度を開始したところであります。第3次健康増進計画の計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12か年としておりますので、現段階で目標達成率はお示しできませんが、五所川原市健康推進協議会にその進捗状況等を報告し、必要に応じて計画を見直ししていくこととしております。

以上です。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 指名競争入札制度のどこに欠陥があったと考えているか、また検討結果の公表、広報等による公表時期についてお答えいたします。

今回の官製談合事件は、指名業者の決定機関である指名審査会の会長である前副市長が他団体と通じていて、団体から指示のあった業者を審査会に内申させ、指名業者を決定することが常態化していたことに原因があったと考えております。市では、指名審査会に関係したことのある職員へのヒアリングを実施するとともに、職員を対象としたコンプライアンス意識に関するアンケート調査も行っているところです。これらの結果については、できるだけ速やかに報告、公表したいと考えております。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、がん患者への支援についてですが、今回この質問をした理由をまずお話ししたいと思います。まず、現在私が通院している病院の看護師さんからのお話です。私が先

日、病院で副作用により脱毛をし始めた頃です。医療用のウィッグを勧められました。医療用ウィッグについて、青森県や市町村で助成をしているということでしたが、調べたところ、残念ながら五所川原市では助成を行っていませんでした。また、私のほかにも同じ治療をしている五所川原市民の患者さんは、購入を諦めるしかなかったという話を聞き、今回の質問をさせていただきました。

そこで、当市では、がん患者への支援として、治療を続けながら日常生活を送るためにどのような支援が行われているのか。また、今までに支援を必要としているがん患者からの問合せ等がありましたら、その内容と何件くらいあったのかをお知らせください。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

がん患者への支援として、どのような支援が行われているかというお尋ねです。市が独自に実施するがん患者向けの支援制度は、現在のところございません。また、これまで市で把握している限りでは、がん患者への支援についての制度に関して、市民からの意見や要望については、過去3か年でありませけれども、健康推進課に対して補整具購入費に助成がありますかという問合せが3件あったというふうに把握しております。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。青森県のがんでの死亡率は、いまだに全国の平均値を上回っているような状況にあります。今後も引き続き、第三次青森県健康増進計画に取り組んでいく必要があると考えます。現在がんに対する治療法の進歩により、がんになった後も定期的な治療や検査を受けながら社会生活を続けている方もたくさんおります。私も2年前に肺がんのステージ3Aという診断を受け、今も3週間に1度の抗がん剤治療を続けているところです。見てのとおり、脱毛によりこのようなスタイルになり、発熱や体のむくみ、吐き気、爪の裏の内出血など、いろんな副作用に悩まされながら日常生活を送っております。がん患者にとって、治療による脱毛や体の一部を欠損するなど、外見の変化は精神的なダメージがとてもあります。国立がんセンターの調査によりますと、外見が変化したことで4割の人が仕事や学校を辞めたり休んだりしたと答えております。これは、外見の変化ががん治療と仕事または学業の両立の妨げの原因になっていると考えられます。がん治療の副作用により外見の変化ががん患者に与える心身の影響が大きいことから、最近ではアピアランスケアということで、医療のウィッグや胸部補整具などを購入する患者への助成を行い、精神的なサポートを行う市町村が増えております。県内では、弘前市、つがる市、鶴田町、深浦町をはじめ、10市町で上限3万円の購入費を支援しているようですが、当市においてがん患者の経済的負

担の軽減、療養生活の質の向上、就労継続の社会生活を支援しQOLを高めるためにも、アピランスケア用品の購入費用を助成するべきではないかと考えます。市の考え方を伺いたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

がん患者のアピランスケアについての御質問でした。アピランスケアは、がんやその治療に伴う外見の変化に起因する身体的、心理的苦痛を軽減するための手当て、ケアのことで、代表的なものとしては、議員今おっしゃったとおり、医療用ウィッグや胸部の補整具、これらを装着することで外見の変化を気にする方が自分らしく生活していく助けになることなどの効果が挙げられております。青森県において、今年度、令和7年度から青森県アピランスケア用品購入費助成事業が開始され、市町村によるがん患者への医療用ウィッグ等購入費の助成費用に対して県から一定の補助金が交付されることとなったことから、今後がん患者アピランスケア用品購入費の一部助成については検討をしてみたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。ぜひ誰一人取り残さない五所川原市の目標達成のためにも、QOLを維持できるような支援をお願いしたいと思います。

次に、官製談合事件について伺いたします。先ほどの答弁では、前副市長が他団体と通じていて、団体から指示のあった業者を審査会に内申させ、指名業者を決定することが常態化していたことに原因があると答えております。市として、指名業者の決定方法が不正に行われていることが常態化している、普通になっているということですが、今回の3件の工事以外の入札も、それでは不正があったのではないかと思われますが、どうでしょうか。伺います。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 この度、刑事記録を入手した後、アンケート調査と詳細な調査についてこれまで実施してきたところです。調査の内容としましては、平成31年度から令和6年度において指名審査会の委員となったことがある在職中の職員17名に対し、業者選定の過程についてのヒアリング調査を先月実施しました。そこで分かったことは、建設工事の指名業者の選定に当たり、当時の副市長が主管部長に内申業者として指名審査会に内申させ選定した点について、確認できたものと考えております。

以上でございます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。まず、常態化していたということで答弁されております。不正が行われていることが普通になっているということですが、刑事記録を確認して、そのメンバー、例えば入札を認めたとされる業者さんへの聞き取り等を行っておりますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 業者に関しては、聞き取りはしておりません。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 それでは次に、令和7年第2回定例会の一般質問の中で、刑事記録を入手した後に、課長級以上を対象とした入札不正行為再発防止対策に関するアンケート調査を実施し、併せて詳細な調査を行う予定としていました。内部調査も含めて、現在までに実施された内容をお伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 先ほどの答弁と重なりますが、市では、平成31年度から令和6年度において指名審査会の委員となったことがある在職中の職員17名に対し、業者選定の過程についてのヒアリング調査を先月実施したところでございます。

以上です。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。ヒアリングとアンケート調査を行ったということですが、公表時期をお知らせしますということでした。いつ頃公表されますか。既にもう事件が明るみになってから8か月が過ぎておりますが、はっきりとした何月頃とかという時期をお知らせできませんか。よろしくお願いたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 現在のところ、まだ未定でございます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 昨日の和田議員の答弁には、アンケート調査も終わっていて50%ほどの進捗率があるということでしたので、アンケート調査も終わっているのであれば、もう書類をまとめるだけというふうな感じしかしません。早急に公表をお願いいたします。

次に、前副市長ほか2名に関わる裁判において、官製談合により市に損害を与えたと認定されております。今までの市の答弁では、刑事記録を取り寄せて顧問弁護士と相談しながら、対象者、金額等を決定し、損害賠償請求をしていく予定としていました。現時点での損害賠償の考えと、前副市長の退職金についてはどのような取扱いになってい

るのかをお伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 損害賠償請求の現時点での状況についてお答えいたします。

今回の件に係る損害賠償請求につきましては、現在顧問弁護士の意見を聞きながら慎重に検討しているところでございます。まだ決定しているものではございません。

続きまして、前副市長の退職手当についてのお尋ねでありました。市町村長などの特別職の退職手当につきましては、任期ごとに、在職期間に応じて支給されるものであります。1期目の在職期間であります平成30年11月29日から令和4年11月28日までの退職手当につきましては、令和4年12月12日に青森県市町村職員退職手当組合より支給されております。今回の官製談合事件を受けまして、既に支給されております退職手当について、青森県市町村職員退職手当組合では令和7年5月29日に全額返納を決定しており、令和7年6月4日には前副市長に対し返納するよう伝えていと伺っております。

以上です。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。退職金に関しては分かりました。

今の答弁で、顧問弁護士の意見を聞きながら慎重に検討するという答弁でしたが、市のほうが損害を被っているにもかかわらず、なぜ副市長ほか2名に対し損害賠償請求を慎重に検討する必要があったのか。また、慎重に検討するという部分は、どういう部分なのかをお答え願います。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 昨日から和田議員のほうからも多くの御質問を受けておりました。また、伊藤議員のほうからも多々受けておりますので、私のほうから少し整理する意味も込めて、答弁させていただきたいと思っております。

まず、問題となっている官製談合事件、これに関しましては、昨日から総務部長から答弁あるとおりではありますけれども、はっきりしていることは1つだけあります。というのは、有罪となった3人が偽計を用いて入札の公正を害したと、その点について立件されて判決が下されております。指名された業者が談合を行ったとは、立件されていないという状況だということです。そして、その捜査というのは、問題となった3件だけではなくて、それ以外にもずっと以前からのお話など、様々供述や、それに基づく仮説等、様々ございます。そのある中で、捜査機関である警察、そして検察が時間をかけて入念な捜査を行い、その結果としてこの3件のみの入札の公正を害する行為、この部分が立件されて、司法による最終的な判断が下されたというところであります。

ちょっとここの部分をしっかりと整理しておかないと、なかなかお互いの理解が進まないのかなと思いますので、ちょっと繰り返させていただきました。

これらの状況を踏まえれば、市には捜査機関以上の、もちろん調べる権限、また能力、当然なければ、判決に影響を及ぼすような新たな事実というのも今ございません。そういうところを踏まえると、なかなか再調査していくようなこれ以上の意義というのは見いだせないのかなと思います。今市にできること、やらなければならないことというのは、やはりそういう捜査をもう一回繰り返すことではなくて、二度とこういう事態が起こらないようにすることなんだと思います。

そこで、総務部長のほうから再三答弁ございましたけれども、市内部の事務、入札の仕組みに何かしらの見直し点がないのかどうかというところを再度チェックして、入札の仕組みを今変えています。そして、何よりも行政には、この件に限らずですけども、個人情報を含めて外に漏らしてはいけない、そういう情報というのがたくさんございます。言うなれば、行政というのはそういう情報の塊なわけです。守秘義務、公務員倫理の意識というのを全職員にどうやって徹底させていくのかと、この部分に尽きるんだと思っております。二度とこういう事件が起きないように、徹底してまいりたいと思っております。

そして、もう一つの損害賠償請求についてですけども、刑事事件としての判決は出ております。ただ、出ているものの、刑事事件では罪は決するものの、例えば損害額が幾らで、それを払いなさいみたいな、そういう決定というのは出てきません。ですので、実際に市が損害を受けているとすれば、損害賠償を求めて民事訴訟は起こすことが可能です。そういう意味で、今顧問弁護士と相談しながら、どこまでできるかというのを協議しているところであります。

昨日、和田議員のほうからも、ほかのところの官製談合事件の御紹介ありましたけれども、違約金であったり損害賠償であったり、そういうものはほかのところではありますよというお話ございました。恐らく業者同士の談合そのものが認められたケースなんだと思うんです。仮にそれが認められたのであれば、市としても全然迷うことなく、契約上の違約金、損害賠償とすっと進んでいくんでありますけれども、今回の場合は談合が立件されていない中で、しかも問題となった3件の工事の落札率、それを見ますとほかの、以前からの指名競争入札と比べてもさほど差がないわけでありまして。その中で、市の損害額をどう算定して、誰に対して請求していけばいいのかというところが明らかにこうだという部分がないものですから、もう少し時間がかかるということも御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、市のような権力を持っている行政が市民を相手取って請求する、あるいは訴えるということになるものですので、通常の個人同士の争いと違って、確固たる根拠を持って行うべきものだと考えておりますので、もう少しお時間をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます、長々と。あまり長くて、最初のほう忘れてしまいました。まず、先ほど申し上げました、さほど差がないと言いました。昨日も市長もおっしゃっていましたが、過去の5年間と今の5年間を比較して差がないという意味なんでしょうか。昨日も市長も御答弁の中でおっしゃっていましたが、私は、過去の5年間の金額に関しては、前、黒沼議員もおっしゃっていましたが、一般競争入札と指名競争入札をごっちゃにしては駄目だと思います。今回の事件に関しては、あくまでも指名競争入札に関しての事件でございますので、そこをはっきりしたほうが良いと思います。まず、官製談合について、今回、市はあくまでも被害者の立場になったと私は思っております。公判では、裁判官から指摘があったように、数年間にわたり事前に把握した金額や入札内容を研究会の理事を介して漏示させるとともに、研究会から指示された業者を指名業者として選定し入札談合を助長する行為を繰り返しており、常習性が顕著で悪質が高いと認められております。

さらに、公判の中では、市の発注工事の入札金額の1%を建設技術研究会への賦課金として納められる仕組みだった。この1%の金額は、税の無駄遣いだと私は感じております。市に損害を与えたことは確かであります。工事の入札金額に対する1%の賦課金、それから研究会に97社から集められる3万円の年会費、そして行方が分からなくなっている1,700万円、いずれも全部市の税金で賄われております。損害賠償請求に関する市の考えをもう一度お伺ひしたいと思ひます。

○木村 博副議長 副市長。

○鎌田 寿副市長 ただいまお話がありました研究会、市ではないところの団体のお話でございます。研究会の組織であったり運営の仕方、またその中での会費、賦課金、そういうお金の流れというものと、あと入札によって、市と業者の間の請負の部分のお金の流れというのは、少し分けて考えないといけないのかなと思ひます。損害賠償の部分に関しては、その入札によって市に損害があった部分、それがどのくらいになるのかというところで考えていけないと思ひますので、そういう意味で、先ほど市の損害額がどのくらいで、どう算定して、誰に請求すればいいのかというのを弁護士と相談しながら、今協議しているところというところでございます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。私は、損害賠償については、2種類あると感じております。まず1つは、談合問題で認定された工事3件分、これに関しては前副市長か2名の方への損害賠償として、もう一つは研究会と加入業者に対して、研究会に業者から集められた賦課金などです。どちらも税金です。研究会のお金の流れも刑事記録に記載されているはずですし、もちろん裁判でも証言されています。落札金額の1%の賦課金と、行方が分からなくなった1,700万円、これは市民から集められた税金です。市民が一生懸命働いて納めた血税を無駄に使われて、市民は納得すると思いますか。業者が落札した工事金額だから分からない。これでは、あまりにも無責任で、市民をばかにしていると思えません。裁判の中で、平成30年10月から令和5年11月の警察が入るまで談合が続いていたと証言しています。5年間の長い間、要するに常態化して、普通に談合を繰り返していたと。そして、集められた賦課金は、相当な金額となるはずで。先ほども言いましたが、昨日の和田議員の答弁の中でも、裁判で認められた3件の工事のみを対象にするとしていますが、談合を認めたとされる業者、または研究会及び加入業者にも聞き取りをするべきではないでしょうか。一生懸命、損害賠償請求について検討していただき、次につなげていきたいと思っております。

それでは、ちょっと飛びました。すみません。次に、市長にお伺いいたします。今回刑事記録を確認されて、市長は官製談合事件の全容をどのように捉えているか、お伺いをいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 刑事記録を確認の上の全容ですけれども、これは、先ほど最初に総務部長が述べたように今回の官製談合事件は、指名業者の決定機関である指名審査会の会長である前副市長が他団体と通じて、団体から指示があった業者を審査会に内定させ、指名業者を決定したということが常態化して公正を欠いたということが全容だと思っております。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。もう一つ、市長にお伺いいたします。

これまで市長は、職員の逮捕や起訴がないことから、職員は事件に関与していないという答弁をされておりました。刑事記録を確認して、改めて職員の関与はなかったのか、また刑事記録を確認し新たに判明した事実、または今までの議会答弁と異なった部分などありましたでしょうか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長　まずは、3月でも私が答弁しましたけれども、職員がこの官製談合に加功したという事実はありませんということを示し述べましたけれども、この刑事記録、これを確認して、加功した職員はおりません。

それと同時に、新たに判明したこと、これははっきり申し述べます。これももう一度認識していただきたいんですけれども、先ほど伊藤議員は、指名競争入札と一般競争入札は違いますよという具合に副市長の答弁に言っております。まずは、この議場にいる議員の皆様方、共通の数字の認識をしていただきたい。もう一度、私は言います。3月に黒沼議員の質問が、私になってから5年間と、私になる5年前の数字を伊藤議員は聞いております。それで、指名競争入札、私になる以前の5年間の平均が94.97%です。私が就任してからの5年間は94.69%です。ですから、私が就任する以前のほうが0.28%高い入札率で入札を行っています。そして、一般競争入札ですけれども、私が就任する前の5年間は、これ一般競争入札です、94.68%なんです。94.68%。要は、指名競争入札と一般競争入札、私が就任する以前は同じ入札率です。そして、私が就任してからの5年間は86.35%なんです。この差は、8.33%、私が就任する以前のほうが一般競争入札の高止まりをしています。まず、これが事実です。この事実だけは、まずここ共通で持っておいてください。

その上で、これは、言わざるを得ないんですけれども、刑事記録を確認して分かった事実は、審査会の慢性的なやり方、これは全て以前からだということがはっきりしています。これは、私が就任する以前から同じような状態で指名審査会を行っているということが事実として現れている。ですから、先ほど副市長の答弁にあるように、まずはこの問題は、ある意味では慢性的な問題なんです。ですから、この慢性的な問題に対して、まずはしっかり取り組むということで、ここにくさびを一回打たなきゃいけないんです。その上で、我々は、これから公正な競争入札をするために、原則一般競争入札で行うということを決めております。そのためにもコンプライアンスの教育をしなければいけない。あるいは、指名審査会もしっかりそれに対応しなきゃいけない。その下で、この原則をいかに永続的な成果をもたらすものにするかということがこれからの我々の行政も含めて、議員も含めて、業者も含めて、ここが一番大事な課題、大きな課題になってくると思いますので、その辺は一緒になってこれからの地域のために頑張ってくださいと私からもお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○木村 博副議長　5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員　私どもで数字が間違っていたということであれば、謝罪を申し上

げたいと思います。

それで、今市長の答弁の中で、職員は加功した部分もあったということで……

(「ない」と呼ぶ者あり)

なしということですか。私も裁判の傍聴に行きまして、裁判の中で、「研究会からいただいた推薦業者5者を含め、部長に案を作ってくれとお願いをしていた。審査会の中で指名をする形としていた」というふうな証言をされておりました。もちろん職員の方々が率先して関与したとは私も思っておりません。加担や手助けは、していないということでしょうが、市長が前におっしゃっていたとおり、皆さん捉え方は違うと思います。私の捉え方でいくと、前副市長が研究会からいただいた推薦業者5者、そちらを含めて10者から12者にして指名業者選定調書を作って、作るために職員にお願いをし、その推薦業者が指名審査会で指名されたとなれば、その職員の方々は知らないうちに関わらせてしまったことになりませんか。その後、談合問題が発覚して、もしかしたら私も関わってしまったのではないかと思った職員もいるのではないかと私は思います。今までアンケートを取って、総務部長、どうでしょうか。そのような内容で答えた方は、いらっしやらないでしょうか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○川浪生郎総務部長 調査の結果の一部でございますけれども、そのような証言はなかったというふうに思っております。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 アンケートの内容を見たいものですが、内容がちょっと的確ではないのではないかと私は感じます。例えば自分で自分を調査しているようなもので、全然調査にはなっていないんじゃないかと私は思います。そのためにも、特別調査委員会を立ち上げることが必要ではないかと、何度も話をしております。例えばほかの自治体を参考にするならば、官製談合問題ができた時点でその自治体が早急に第三者委員会を立ち上げ、詳細な原因を調査し、再発防止策を考え、そして市民に報告をしております。今の五所川原市は、何も行われておりません。早急に対応するべきだと考えますが、市長、どうでしょうか。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まずは、職員に関しては、今回の官製談合事件の中で、いろんな形で取調べを警察はしていると思っておりますけれども、それについては全く立件をされていないし、疑いもかけられていません。そして、業者も、今回の官製談合事件というものには3人が絡んでおりますけれども、業者についても立件をしておりません。要は、刑事事

件として送検されて裁判で結審されたものに対して、我々行政がそれ以上のことをどうしてするのかという権限は、私は行政の範疇にはないものだと思っています。まず、それが1点です。

と同時に、あたかも職員が知らないうちにというよりも、これは何度も言いますけれども、慢性的な問題なんです。私になってからこの構図ができたわけではないんです。要は、その以前からこういう構図になっていて、それが常態化することによって、漫然と引き継がれた状態の中で、今回官製談合事件という事件が起きたということです。ですから、この事件を私はしっかりと捉えて、この事件をやはり一つの教訓として、絶対こういうことが起きないように、当然職員も知らないうちにそういうものに加功しないような制度を確立して実行していくことこそが私に課せられた役目だと思っています。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。佐々木市長の以前の問題とは、今回とは全然もう論点が違うと思います。それと、私は、立件された3名の方以外の方の犯人を見つけるとか、そういう思いで話をしているわけではありません。実際どんなことが起きて、真実をはっきりさせないと、また同じことが起きるのではないかということで、今回このような話をさせてもらっております。どうしてかたくなに第三者委員会や特別調査委員会を拒むのか、全然理解できません。

次に、市長の責任についてお伺いいたします。令和7年第2回定例会では、組織の管理監督を行う者として、また副市長を任命した任命権者として、自身の責任を取りたいとして、市長の給与を6か月30%減額するため、特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する案が提出されていましたが、6か月間30%減額の根拠がはっきりしないことと、官製談合事件の詳細な調査を刑事記録を確認してからということでありながら、今でも調査が行われていないことを考慮すると、給与削減案の提出は時期尚早ということで採決の結果、否決されています。現在、事件から8か月経過しています。市長、改めて御自身の責任の取り方についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、これに答える前に、先ほど伊藤議員が論点が違うという言い方をしましたけれども、伊藤議員が聞いているのは、今回の刑事記録を見て、新たなものがあつたのかということに答えた中での答弁ですので、これは論点をすり替えたわけがありません。論点になっているんです、これはあくまでも。そのことだけは、ここで訂正をしていただきたいと思いますので、今申し上げておきます。

と同時に、条例、今日の東奥日報に出ておりますけれども、私は満身の力を込めて、

3月の定例会の冒頭で話をしました。そして、しっかりと自分に責任のある立場として出した条例が否決をされました。それで、また同じ条例をこの場で出すということは、どうなのかということ、いま一度やはり考えざるを得ないんです。そのことだけは、まずは理解していただきたいと思ひますし、まずは何度も申し上げたように、今回の刑事記録からも分かるように、慢性的な問題をまずはみんなで問題意識を共有して、これにやはりみんなでくさびを打つと。そして、あくまでも一般競争入札、これを原則として、永続的なやはり成果をもたらすものをみんなで取り組むということが、これからの我々の行政に課せられた最大の役目だと思ひています。それは、私もそうですし、皆様方もそうだと思います。共通の認識で、慢性的なものの問題、そしてこれから始まる原則的な取組を一緒になってやっていただくことをこの場でお願いを申し上げて、答弁に代えさせていただきます。

○木村 博副議長 5番、伊藤雅輝議員。

○5番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。昨日の和田議員と同じような答弁でしたが、官製談合事件が行われたことによって、入札制度の見直しを着実に実行するということは、それは当たり前のことでありまして、事務手続を見直すことだけが市長の責任ではないんじゃないでしょうか。有罪判決を受けた3名と談合を認めた業者への損害賠償は検討中。市長は、自身の給料の減額はしない。それでは、世間一般、誰も納得しないと思ひます。また、この責任を誰が負うのですか。前副市長の任命権者として、また職員の指導監督を行う立場として、監督不行き届きをしっかりと認め、市民の税金をどれだけ無駄にしたのか、また失った市民への信頼をどうやって取り戻すのかを考えるべきだと私は思ひます。

最後になりますが、令和6年第7回定例会及び令和7年第2回定例会においても、官製談合問題の質問をしております。裁判中で答えられない。刑事記録を確認してからなどと、先ほども言ひましたが、談合事件から発覚して既に8か月がたちました。それでも真相が究明されていないとは、いかがなものかと思ひます。市民の中には、税金を無駄にしているなら、市民税払わなくてもいいんじゃないのとか、本当はほかに黒幕いるんだべとか、どうせこのまま話はなくなるんでしょうとかと言う人もいます。今回の答弁では、官製談合の原因は、全て前副市長にあるというふうには押しつけ、刑事記録を確認しているのにもかかわらず、入札制度のどこに原因があったのかの説明も不十分です。取りあえず指名競争入札から一般競争入札に変えて、入札制度を改善しましたという感じにしか取れません。3名が有罪判決を受けたことにより、官製談合は成立しました。談合問題には、必ず発注者と受注者の関係があります。どちらの過失が大きいのか。研

究会及び業者にも調査を行うべきです。市として、この官製談合問題の真相を究明し、第三者も含め改善策を考えるべきではないでしょうか。いま一度、全容解明と再発防止のための調査特別委員会、または第三者委員会の設置が必要と私は考えます。

前回の議会でも述べましたが、私たち議員は、市民にとって最も身近で地域の問題について解決策を考え、実践することです。市民から負託を受けた議員として職責を果たすためにも、真相の解明をするべきです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時04分 散会

令和7年五所川原市議会第4回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

令和7年6月11日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）から議案第63号 財産の取得についてまで
- 第 2 請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書及び請願第2号 所得税法第56条廃止を求める意見書を国への提出を求める請願書
- 第 3 議会改革特別委員会の設置について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（19名）

1番 花田勝暁 議員	2番 金谷勝 議員
3番 和田祐治 議員	4番 木村清一 議員
5番 伊藤雅輝 議員	6番 藤田成保 議員
8番 秋田幸保 議員	9番 藤森真悦 議員
10番 黒沼剛 議員	11番 松本和春 議員
13番 高橋美奈 議員	14番 外崎英継 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員
17番 桑田哲明 議員	19番 山田善治 議員
20番 木村博 議員	21番 伊藤永慈 議員
22番 山口孝夫 議員	

◎欠席議員（2名）

12番 成田和美 議員	18番 鳴海初男 議員
-------------	-------------

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿

総務部長	川浪生郎
財政部長	佐々木崇人
民生部長	三橋大輔
福祉部長	片山善一朗
経済部長	川浪治
建設部長	古川清彦
上下水道部長	平野聡史
会計管理者	小林益代
教育長	小原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 監事	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 農事局長	一戸武二
総務課長	荒谷智子
財政課長	永山大介
市民課長	外崎経明
福祉政策課長	鎌田郁
農林政策課長	西村長幸
土木課長	工藤陵
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤義人
次長	毛内貴郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員19名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎発言の訂正

○木村清一議長 議事に入る前に、市長より、昨日9番、藤森真悦議員の一般質問での答弁に誤りがあったため、訂正したいとの旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 昨日の藤森議員からの質問に対する答弁の中で、柏にホテルの建設が進んでいる旨の発言をしましたが、私の誤認でありましたので、訂正を申し上げまして、おわびを申し上げます。

大変申し訳ありませんでした。

◎諸般の報告

○木村清一議長 それでは初めに、諸般の報告をいたします。

金谷勝議員より、4月30日付で広報広聴委員会の委員の辞任届の提出があり、去る6月10日に後任の広報広聴委員会の委員を藤森真悦議員に委嘱しましたので、御報告いたします。

◎日程第1 議案第43号から議案第63号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてから議案第63号 財産の取得についてまでの21件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第48号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）から議案第51号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

1番 花田勝暁 議員	3番 和田祐治 議員
6番 藤田成保 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
13番 高橋美奈 議員	15番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	19番 山田善治 議員
22番 山口孝夫 議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました4件を除く17件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第2 請願第1号及び請願第2号

○木村清一議長 日程第2、請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書及び請願第2号 所得税法第56条廃止を求める意見書を国への提出を求める請願書を議題といたします。

2件の請願については、今定例会の締切日までに受理した請願ではありますが、お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議会改革特別委員会の設置について

○木村清一議長 次に、日程第3、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本年4月1日より施行された五所川原市市民に開かれた議会基本条例に基づいた議会改革の推進を図るため、9名の委員をもって構成する議会改革特別

委員会を設置いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、9名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会改革特別委員会の委員には、

9番 藤 森 真 悦 議員	10番 黒 沼 剛 議員
12番 成 田 和 美 議員	13番 高 橋 美 奈 議員
14番 外 崎 英 継 議員	15番 木 村 慶 憲 議員
17番 桑 田 哲 明 議員	18番 鳴 海 初 男 議員
22番 山 口 孝 夫 議員	

以上の9名を指名いたします。

なお、議会改革特別委員会は、本日の会議終了後委員会を開催し、正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明12日及び13日の両日並びに16日から18日までの都合5日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、14日及び15日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は19日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時08分 散会

令和7年五所川原市議会第4回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

令和7年6月19日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第52号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第53号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第54号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第61号 損害賠償額の決定について
- 第 9 請願第2号 所得税法第56条廃止を求める意見書を国への提出を求める請願書（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第10 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第11 議案第55号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第56号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第57号 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第58号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)

第15 議案第59号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第60号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第62号 財産の取得について

第18 議案第63号 財産の取得について

第19 請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書

(経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

第20 議案第48号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)

第21 議案第49号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

第22 議案第50号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第23 議案第51号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)

(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

第24 議会改革特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について

第25 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙

第26 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(21名)

1番	花田勝暁	議員	2番	金谷勝	議員
3番	和田祐治	議員	4番	木村清一	議員
5番	伊藤雅輝	議員	6番	藤田成保	議員
8番	秋田幸保	議員	9番	藤森真悦	議員
10番	黒沼剛	議員	11番	松本和春	議員
12番	成田和美	議員	13番	高橋美奈	議員
14番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員

20番 木村 博 議員
22番 山口 孝夫 議員

21番 伊藤 永慈 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	鎌 田 寿
総 務 部 長	川 浪 生 郎
財 政 部 長	佐々木 崇 人
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	古 川 清 彦
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	小 林 益 代
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	荒 谷 智 子
財 政 課 長	永 山 大 介
市 民 課 長	外 崎 経 明
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	西 村 長 幸

土 木 課 長	工 藤 陵
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	毛 内 貴 郎

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。場内大分暑いですから、上着脱いでも結構でございます、もう脱いでいる方もおりますけれども。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎諸般の報告

○木村清一議長 議事に入る前に御報告申し上げます。

経済建設常任委員会より、6月11日付で金谷勝副委員長から副委員長の辞任願が提出され、同日開催した委員会において副委員長の辞任を許可し、副委員長の互選を行った結果、秋田幸保委員が副委員長に選任されました旨を報告いたします。

また、去る6月11日に開催されました議会改革特別委員会の組織会において、正副委員長の互選を行った結果、委員長に山口孝夫委員、副委員長に外崎英継委員が決定されました旨の報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 議案第43号から

日程第9 請願第2号まで

○木村清一議長 それでは、日程第1、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてから日程第9、請願第2号 所得税法第56条廃止を求める意見書を国への提出を求める請願書までの9件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○黒沼 剛総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案8件及び請願1件について、去る11日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、一括議題とした議案第43号 専決処分の承認を求めることについてから議案

第46号 専決処分の承認を求めることについてまでの4件であります。議案第43号は地方税法等の一部を改正する法律等関係法令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例等の一部を改正し、専決処分したものである。議案第44号は半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令の一部改正が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正し、専決処分したものである。議案第45号は地方税法等の一部を改正する法律等関係法令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、五所川原市都市計画税条例の一部を改正し、専決処分したものである。議案第46号は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、議案第44号について補助金は出ているのか、加熱式たばこの値上げは確定しているのか等の質疑があり、補助金はなく、固定資産税の不均一課税として3年間抑えている、確定しており、値上げ幅についてはメーカーによって異なるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、育児のための部分休業制度を拡充する必要があることから、本条例の改正を行うため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、有給とは関係なく取得できるのか、連続して取得できるのか、部分休業中は無給となるのか、育児休業中の給料はどうなっているのかとの質疑があり、有給休暇とは別に取得できる、連続、分割どちらも可能であり、全体で77時間30分取得可能である、無給となる、共済組合から給料を補填する手当金が出ているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充する必要があることから、本条例の改正を行うため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、育児休業は最大どの程度取得できるのかとの質疑があり、最大で子が3歳になるまで取得できるが、手当は1歳までであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は老朽化が著しいことから、幾島町集会所を廃止するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 損害賠償額の決定についてありますが、本件は令和6年10月16日に発生した芦野公園内の倒木による津軽鉄道車両接触事故における損害賠償額の決定について議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、倒木の原因は何か、そのほかの危険木は伐採したのかとの質疑があり、腐朽菌が木の内部を空洞にしたことが主な原因である、樹木医に診断してもらい、沿線の危険木の伐採を行った、今年も樹木医の診断後に危険なものは伐採していく予定であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 所得税法第56条廃止を求める意見書を国への提出を求める請願書についてありますが、採択すべきであるとの意見と不採択とすべきであるとの両方の意見があり、採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長裁決により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第43号から議案第46号までの4件は承認、議案第52号から議案第61号までの4件は原案可決、請願第2号は採択であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「請願第2号に異議あり」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 第2号の請願に対する異議があります。ただいまの委員長報告のうち、請願第2号に対し異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

念のため申し上げます。

請願第2号について採択することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れはなしと認めます。

投票の結果を報告いたします。

賛成12票

反対8票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本件は採択されました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

請願第2号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁 議員	2番 金谷勝 議員
6番 藤田成保 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
17番 桑田哲明 議員	18番 鳴海初男 議員
19番 山田善治 議員	20番 木村博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

否とする議員の氏名

3番 和田祐治 議員	5番 伊藤雅輝 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 高橋美奈 議員	14番 外崎英継 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員

○木村清一議長 次に、ただいま議決されました1件を除く8件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く8件については、委員長の報告どおり決しました。

◎日程第10 議案第47号から

日程第14 議案第58号まで

○木村清一議長 次に、日程第10、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてから日程第14、議案第58号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○藤森真悦民生文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。令和7年第4回定例会、民生文教常任委員長報告をさせていただきます。

本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案5件について、去る11日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるとのことであり、主な改正内容は国民健康保険税の課税限度額を106万円から109万円に3万円引き上げるもの、また同税の軽減判定について、軽減判定基準を被保険者数1人につき5割軽減判定に当たっては1万円、2割軽減判定に当たっては1万5,000円をそれぞれ引き上げ、低所得者の対象を増やすものである等の説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第55号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地球温暖化対策を推進するため五所川原市地球温暖化対策推進協議会を設置し、また担当する事務のほか、同協議会の委員報酬を日額5,700円とするなど所要の事項を改めるものである等の説明に対し、委員報酬及び旅費について今年度6月補正に計上している金額で足り得るのか、また同協議会の協議内容の公表についてなどの質疑があり、今年度は委員会の開催を3回予定しており、予算計上した33万円で開催可能と見込んでいる、協議内容については、今年度地方公共団体実行計画の区域施策編を策定し、来年度以降は進捗状況を随時データで公表する予定であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は

栄養士法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであり、主な改正内容は管理栄養士試験の受験資格の見直しにより、栄養士の免許がなくても管理栄養士となることが令和7年度から可能になることを受け、厚生労働省令が改正されたため、本条例の「栄養士」の配置等を求めている部分に「管理栄養士」を追加するなど所要の事項を改めるものである等の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は国の基準の一部改正を踏まえての改正並びに引用条項ずれ及び所要の改正を行うものであり、主な改正内容は特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務について要件を緩和するものであり、また運営規程や勤務体制等をインターネット上での情報公開を義務化するものである等の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 五所川原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は国の基準の一部改正及び栄養士法の改正を踏まえ所要の改正を行うものであり、主な改正内容は連携施設の確保義務について要件を緩和するものであり、また3歳から5歳児に対する職員配置基準の所要の改正に、さらに栄養士法の一部改正に伴い、栄養士の配置を求めていた規定について要件の改正を行うものである等の説明に対し、栄養士法の改正内容について、これまで市内に地域型保育事業の対象となった施設はあるかなどの質疑があり、栄養士法の改正内容は、管理栄養士養成施設の卒業者は栄養士の免許がなくても管理栄養士国家試験を受けることができるようになったものである、地域型保育事業の対象となる施設はないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第47号は承認、議案第55号から議案第58号までの4件は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

◎日程第15 議案第59号から

日程第19 請願第1号まで

○木村清一議長 次に、日程第15、議案第59号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○外崎英継経済建設常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案4件及び請願1件について、去る11日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第59号 五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は新たに設置される学びの広場及び遊びの広場に関する事項を定め、また立佞武多の館の階層標記の変更等、所要の改正を行うものであるとの説明に対し、学びの広場及び遊びの広場の利用時間以外の活用について、利用対象者について、駐車料金の取扱いについて、運営及び管理体制について等の質疑があり、利用時間以外の有効な活用法を庁内で検討中である、高校生を中心とした学生を予定している、駐車料金は無料となる見込みである、プロポーザル方式による業務委託を予定している等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は老朽化の激しい赤坂団地市営住宅について、本年度3棟9戸全棟の用途廃止を行い、解体撤去することから、五所川原市市営住宅条例から当該市営住宅の項を削除するものであるとの説明に対し、解体後の利用について、団地の規模についての質疑があり、地域住民のための雪寄せ場等を検討している、おおむね50メートル掛ける50メートルであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号及び議案第63号は、いずれも財産の取得についてであります。本

件は五所川原地域に配備しているロータリ除雪車及び除雪グレーダの老朽化が著しいことから、新たな車両を取得するものである等の説明に対し、入札方式について、旧型車両の処分についての質疑があり、工事と建設関連業務は今年度から一般競争入札となったが、本件の物品購入は指名競争入札で行った、一般競争入札で売却する予定であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書についてであります。採択すべきであるとの意見と不採択すべきであるとの両方の意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第59号から議案第63号までの4件は原案可決、請願第1号は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「請願第1号、異議あり」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 ただいまの委員長報告のうち、請願第1号に対し御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムにより採決いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

念のため申し上げます。

請願第1号について採択することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れはなしと認めます。

投票の結果を報告いたします。

賛成12票

反対8票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は採択されました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

請願第1号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁議員	2番 金谷勝議員
6番 藤田成保議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
17番 桑田哲明議員	18番 鳴海初男議員
19番 山田善治議員	20番 木村博議員
21番 伊藤永慈議員	22番 山口孝夫議員

否とする議員の氏名

3番 和田祐治議員	5番 伊藤雅輝議員
11番 松本和春議員	12番 成田和美議員
13番 高橋美奈議員	14番 外崎英継議員
15番 木村慶憲議員	16番 平山秀直議員

○木村清一議長 次に、ただいま議決されました1件を除く4件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く4件については、委員長の報告どおり決しました。

◎日程第20 議案第48号から

日程第23 議案第51号まで

○木村清一議長 次に、日程第20、議案第48号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)から日程第23、議案第51号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○高橋美奈予算特別委員長 一登壇一

去る11日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、高橋美奈が、副委員長に秋田幸保委員が選任され、翌12日に付託されました議案4件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第48号 令和7年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)については、第2表、債務負担行為補正の各事項の内容についての質疑に対し、放課後健全育成事業委託料は放課後に保育をする事業であり、5年分の委託料を計上している、こどもの居場所運営事業委託料は立佞武多の館4階部分の運営委託料である、補正予算成立となった場合、本定例会終了後、委託先をプロポーザル方式で公募するなどの答弁がありました。

次に、歳出第2款、一般管理費の国県支出金の内容についての質疑に対し、国県支出金3,688万3,000円の内訳は歳入第14款、総務費国庫補助金の中のデジタル基盤改革支援補助金2,757万9,000円と新しい地方経済・生活環境創生交付金930万4,000円に分である、このうち新しい地方経済・生活環境創生交付金は今年度、窓口のキャッシュレス化を図るためのキャッシュレス対応レジ等の導入費用とする、キャッシュレス対応レジの導入は証明書の手数料をメインとし、本庁舎1階の窓口を中心に導入を考えているが、金木総合支所及び市浦総合支所への対応も予定しているなどの答弁がありました。

次に、歳出第3款、生活保護総務費のシステム改修業務委託料の内容についての質疑に対し、令和6年度にシステム改修を行った就学就職準備給付金のデータに関して特定個人情報との連携を行う必要があり、改修を行うものであるとの答弁がありました。

次に、歳出第5款、労働促進費のU・I・Jターン起業・就業創出事業地方就職学生支援金の内容についての質疑に対し、従来の就職活動の交通費の2分の1、上限1万7,000円を支援する内容が、県の制度拡充により引っ越し費用も支援できることになったため補正予算を計上するものである、地方就職学生支援金の対象となるのは大学生であり、申請時点で卒業後に五所川原市内に移住する意思があれば、支給対象となるが、市内企業への内定が条件になるなどの答弁がありました。

次に、歳出第6款、農業振興費の農業関連災害復旧対策支援事業費補助金の内容についての質疑に対し、令和6年12月からの大雪により被害を受けた農業用ハウス等の撤去を含む再建や修繕に要する経費の2分の1以内を県が支援し、農家負担分の4分の1を市が上乗せをして支援するため、被害を受けた農業用ハウスの再建9棟と修繕3棟の合計12棟の復旧を見込み、県補助金1,681万円と市補助金440万5,000円を合わせた2,121万

5,000円を補正予算として計上するものであるなどの答弁がありました。

次に、歳出第9款、災害対策費の空き家対策事業及び財源振替の内容についての質疑に対し、今年度の当初予算に空き家対策事業費補助金150万円を計上していたものであるが、この補助金に対し、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の配分通知を受けたため、国庫補助金60万円を予算化し、同額を一般財源から減額したものである、今後の空き家の問題に関しては、今年度空き家等対策協議会を設置して検討していく予定であるなどの答弁がありました。審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和7年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第24 議会改革特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について

○木村清一議長 次に、日程第24、議会改革特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議会改革特別委員長からの申出どおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は議会改革特別委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第25 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙

○木村清一議長 次に、日程第25、五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙を行います。

本件は、金谷勝議員より五所川原地区消防事務組合議会議長に対し4月30日付で議員の辞職願が提出され、同日付で辞職の許可をされたことに伴い欠員となりましたので、後任の議員の選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法により議長において指名することに決しました。

五所川原地区消防事務組合議会の議員に5番、伊藤雅輝議員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤雅輝議員が五所川原地区消防事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました伊藤雅輝議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条の第2項の規定により告知いたします。

（中谷昌志選挙管理委員会委員長 退場）

◎日程第26 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙

○木村清一議長 次に、日程第26、五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選の方法により議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に高瀬、田中節雄氏、金山、岩崎雅文氏、飯詰、中谷昌志氏、金木町朝日山、三上一次氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田中節雄氏、岩崎雅文氏、中谷昌志氏、三上一次氏の4名が五所川原市選挙管理委員に当選されました。

(中谷昌志選挙管理委員会委員長 入場)

○木村清一議長 次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により議長において指名することに決しました。

選挙管理委員の補充員に旭町、中畑孝一氏、金木町芦野、高橋節次氏、若葉2丁目、小笠原秋雄氏、漆川、大邑眞弘氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の補充員の当選人と定め、補充の順序については指名の順位によることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中畑孝一氏、高橋節次氏、小笠原秋雄氏、大邑眞弘氏の4名が五所川原市選挙管理委員の補充員に当選されました。

また、補充の順序については指名の順位によることに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、高橋予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯にこれを受け止め、検討の上、今後の市政運営に反映してまいります。

さて、立佞武多の館の休館に伴い、今年は新作大型立佞武多の出陣はありませんが、たくさんの親子連れに祭りを楽しんでもらうべく、新型中型立佞武多「織姫と彦星」を制作することとしております。七夕に願いを短冊に書いて笹に飾ることの言い伝えとして、一つに織姫と彦星によって短冊に書いた願いがかなうということ、またもう一つに短冊に願いを書いた人を悪いことから守ってくれるということがあります。

そこで、七夕である今年の7月7日には、市内の小学校全10校の子供たちが願いを込めて書いたそれぞれの短冊を子供たち自ら新型中型立佞武多「織姫と彦星」に貼ってもらうこととしております。子供たちの短冊に込めた願いがかなうこと、そして未来の五所川原市を担っていくであろう子供たちが安心して健やかに育っていくことを私自身も切に願っているところであります。

市民の皆様、そして議員の皆様におかれましても、子供たちの一生懸命に考えた願い事を御覧いただき、新作中型立佞武多の「織姫と彦星」、そして祭りを楽しんでいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、暑さが感じられる季節となってまいりました。議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍いただきますよう祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和7年五所川原市議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月19日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 高 橋 美 奈

五所川原市議会議員 外 崎 英 継

五所川原市議会議員 木 村 慶 憲

